

令和 5 年 第 3 回定例会

横 瀬 町 議 会 会 議 録

令和 5 年 3 月 8 日 開会

令和 5 年 3 月 10 日 閉会

横 瀬 町 議 会

令和 5 年
第 3 回定例会 横 瀬 町 議 会 会 議 録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
 3 月 8 日 (水)	
○開 会	6
○開 議	6
○町長あいさつ	6
○議事日程の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○諸般の報告	9
○一般質問	14
7 番 内 藤 純 夫 議員	14
2 番 黒 澤 克 久 議員	19
4 番 宮 原 みさ子 議員	24
8 番 大 野 伸 恵 議員	29
1 番 向 井 芳 文 議員	39
○議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	45
・議案第 4 号 横瀬町個人情報保護法施行条例	
○議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
・議案第 5 号 横瀬町犯罪被害者等支援条例	
○議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
・議案第 6 号 横瀬町企業版ふるさと納税基金条例	
○議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
・議案第 7 号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に關 する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	
○議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
・議案第 8 号 横瀬町情報公開条例等の一部を改正する等の条例	
○議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	56
・議案第 9 号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
・議案第 10 号 横瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に關 する条例の一部を改正する条例	

○議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
・議案第 1 1 号 横瀬町総合福祉センター条例の一部を改正する条例	
○議案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 1
・議案第 1 2 号 横瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例	
○議案第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 3
・議案第 1 3 号 横瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例	
○議案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 5
・議案第 1 4 号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例	
○議案第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 6
・議案第 1 5 号 横瀬町小学校等入学祝い金支給条例の一部を改正す る条例	
○議案第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 9
・議案第 1 6 号 横瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例	
○散 会	7 0



3 月 9 日 (木)	○開 議	7 3
	○議事日程の報告	7 3
	○議案第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 3
	・議案第 1 7 号 令和 4 年度横瀬町一般会計補正予算 (第 6 号)	
	○議案第 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 9
	・議案第 1 8 号 令和 4 年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)	
	○議案第 1 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 0
	・議案第 1 9 号 令和 4 年度横瀬町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)	
	○議案第 2 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 1
	・議案第 2 0 号 令和 4 年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)	
	○議案第 2 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 2
	・議案第 2 1 号 令和 4 年度横瀬町下水道特別会計補正予算 (第 3 号)	

○議案第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 3
・議案第 2 2 号 令和 4 年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正 予算（第 2 号）	
○議案第 2 3 号～議案第 2 7 号の上程、説明	8 5
・議案第 2 3 号 令和 5 年度横瀬町一般会計予算	
・議案第 2 4 号 令和 5 年度横瀬町国民健康保険特別会計予算	
・議案第 2 5 号 令和 5 年度横瀬町介護保険特別会計予算	
・議案第 2 6 号 令和 5 年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算	
・議案第 2 7 号 令和 5 年度横瀬町下水道事業会計予算	
○施政方針に対する質疑	9 2
○議案第 2 3 号の説明	1 0 1
○延 会	1 0 1



3 月 1 0 日（金）	○開 議	1 0 5
	○議事日程の報告	1 0 5
	○議案第 2 3 号～議案第 2 7 号の説明、質疑、討論、採決	1 0 5
	・議案第 2 3 号 令和 5 年度横瀬町一般会計予算	
	・議案第 2 4 号 令和 5 年度横瀬町国民健康保険特別会計予算	
	・議案第 2 5 号 令和 5 年度横瀬町介護保険特別会計予算	
	・議案第 2 6 号 令和 5 年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算	
	・議案第 2 7 号 令和 5 年度横瀬町下水道事業会計予算	
	○答弁の補足	1 2 3
	○町長あいさつ	1 4 1
	○請願第 1 号の上程、説明、質疑、採決	1 4 1
	・請願第 1 号 国に「防衛費 2 倍化反対、社会保障費の拡充を求める 意見書」の提出を求める請願	
	○日程の追加	1 4 3
	○発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 3
	・発議第 1 号 横瀬町議会の個人情報の保護に関する条例	
	○閉会中の継続審査の申出	1 4 5
	○閉 会	1 4 6

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第 17 号

令和 5 年第 3 回横瀬町議会定例会を、令和 5 年 3 月 8 日横瀬町役場に招集する。

令和 5 年 3 月 1 日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（１０名）

1 番	向	井	芳	文	議員	2 番	黒	澤	克	久	議員		
4 番	宮	原	み	さ	子	議員	6 番	新	井	鼓	次	郎	議員
7 番	内	藤	純	夫	議員	8 番	大	野	伸	惠	議員		
9 番	若	林	想	一	郎	議員	1 0 番	関	根	修	議員		
1 1 番	小	泉	初	男	議員	1 2 番	若	林	清	平	議員		

不応招議員（なし）

令和 5 年第 3 回横瀬町議会定例会 第 1 日

令和 5 年 3 月 8 日（水曜日）

議 事 日 程 （第 1 号）

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

7 番 内 藤 純 夫 議員

2 番 黒 澤 克 久 議員

4 番 宮 原 みさ子 議員

8 番 大 野 伸 恵 議員

1 番 向 井 芳 文 議員

1、議案第 4 号 横瀬町個人情報保護法施行条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 5 号 横瀬町犯罪被害者等支援条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 6 号 横瀬町企業版ふるさと納税基金条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 7 号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 8 号 横瀬町情報公開条例等の一部を改正する等の条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 9 号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 10 号 横瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 11 号 横瀬町総合福祉センター条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 12 号 横瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 13 号 横瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 14 号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 15 号 横瀬町小学校等入学祝い金支給条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、

採決

1、議案第16号 横瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、散 会

午前10時開会

出席議員（10名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
4番	宮原みさ子	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸恵	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成町長	井上雅国	副町長
設楽政夫教育長	小泉照雄	総務課長
大畑忠雄まち経営課長	新井幸雄	税務会計兼計者 課長兼管理者
平沼宏一町民課長	平沼朋子	福祉介護課長
守屋則子健子育康て長	町田勝一	振興課長
加藤勉建設課長	町田一生	教育次長
浅見和彦教育担当課長	大沢賢治	代表 監査委員

本会議に出席した事務局職員

小泉智	事務局長	渡辺岬	書記
-----	------	-----	----

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○若林想一郎議長 皆さん、おはようございます。

令和5年第3回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。
全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○若林想一郎議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○若林想一郎議長 本定例会の開会に当たり、町長からあいさつのための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 皆様、おはようございます。

今日は、横瀬町議会3月定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともにお忙し
い中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、傍聴の皆様も今日はわざわざ議場まで足を運
んでいただきましてありがとうございます。御礼を申し上げたいと思います。

早いもので、令和4年度も残り僅かとなりました。今年度の仕上げ及び令和5年度に向けての準備と、
引き続き全力で町政運営に当たってまいりますので、皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

開催に当たり一言挨拶を申し上げます。初めに、新型コロナウイルス感染症についてです。新型コロナ
ウイルスが日本で感染確認されてから3年経過し、感染者数も減少傾向となり、ようやく明るい兆しが見
え始めてきました。これまで町は、新型コロナへの対応として、ワクチン接種をはじめ、コロナ臨時交付
金を活用した町民や事業者の皆様への支援事業等、各施策を進めてきました。コロナ収束までにはまだし
ばらく時間を要するかと思いますが、政府は新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけの5類移行を決
定し、3月13日からマスク着用のルールが緩和となります。徐々にではありますが、マスク着用のない生
活に近づいてきていると思います。今後も引き続き、基本的な感染予防策を行いながら、コロナ禍により
変化した社会経済活動に柔軟に対応し、諸施策を進めてまいります。

続いて、各事業の進捗状況の一部について報告をさせていただきます。初めに、今年で10年目となるあ
しがくぼの氷柱についてです。昨年に引き続き感染防止対策を講じながら、今年は毎週金曜日のライトア
ップを復活させ、1月7日から2月23日まで開園いたしました。1月前半には日中の気温が上昇する日が
多く、氷が溶けるなどの状況はありましたが、関係者のご努力により、今年もすばらしい氷の芸術を作り

上げていただきました。期間中の来場者数は速報ベースで7万2,368人で、昨年より若干減少となりましたが、今年も多くの方にご来場をいただきました。10年間この事業が継続できたのも、ひとえに横瀬町観光協会氷柱部会の皆様やボランティアの皆様をはじめ、関係各位の工夫と努力によるものであると感謝しております。横瀬町のみならず、秩父地域の冬の風物詩として育ったイベントであり、また道の駅「果樹公園あしがくぼ」や周辺施設、観光農園等の売上げ向上につながるなど、地域経済に与えた影響は非常に大きいものがあります。今後も、厳冬の中作り上げる氷の芸術がさらに創意工夫され、事業展開していただけるよう、町としても最大限協力をしていきたいと考えています。

次に、秩父市と共同で進めているデジタル田園都市国家構想推進に係るA I デマンドタクシーリニューアル事業です。令和3年度より運行しているデマンドタクシーブコーさん号の利便性向上を図るため、秩父市内の乗降場所を3か所から6か所にし、2月1日から運行を開始しました。乗降場所の増加により、これまでブコーさん号を利用していなかった方が利用され、町の公共交通として定着することを期待しています。

次に、同じくデジタル田園都市国家構想推進に係る災害時のドローンによる緊急物資配送の実証実験を1月25日に芦ヶ久保地区で実施しました。この事業は、山間地域における人と物の移動の課題を解決するための事業で、道路が遮断され、住民が孤立した際の食料等の救助物資の輸送手段として期待をされます。当日予定していた試験飛行は、強風のため規模を縮小しての実施となりましたが、今後につなげていきたいと思います。

次に、よこらぼについてです。よこらぼ事業は、2016年9月末から始まり、この2月末まで6年5か月間の間で210件の提案を受け、127件のプロジェクトを採択し、当町のまちづくりに貢献し続けています。このよこらぼ事業が評価され、総務省の令和4年度ふるさとづくり大賞において横瀬町が全国自治体ではトップとなる優秀賞を受賞し、2月の10日に表彰を受けました。総務省がまとめた令和4年度ふるさとづくり大賞事例集に明記された評価された点という欄には、以下のように書かれていました。日本一チャレンジするまち、日本一チャレンジを応援するまちというブランディングとビジョンを評価、丸、地方イコール実証実験地とすることにより、地方が先進地化、地方性を価値化している点を評価、丸と記され、さらに町の規模にしては発展性が幅広く、想像力豊富な取組である。福祉、教育、空き家の活用、ブランディングなど町の様々な面の活性化につながる。今後、新たな事業が増えてくるのが楽しみであると結ばれています。このように非常に高い評価をいただきましたことは大変光栄ですが、よこらぼはまだ現在進行形ですので、さらにしっかり成果を出せるよう取り組んでいきたいと考えます。

また、よこらぼ採択ナンバー14、どぶろく特区により特区認定を取得し、町の無農薬栽培されたお米を使い醸造した花咲山醸造所のどぶろく「花咲山」が第16回全国どぶろく研究大会の濃芳の部で入賞されました。全国から出品された42の作品の中からの入賞です。横瀬町の新たな特産品をつくろうと一念発起し、苦労を重ね改良し、醸造してきた横瀬そばの会の皆さんの努力が報われたものと思います。

次に、総合福祉センターリニューアル記念イベントについてです。3月19日、総合福祉センターのリニューアルを記念してイベントを開催いたします。施設の空調設備の入替え工事に合わせて床、クロスの張り替え、家具等の入替えを行い、居心地のいい空間をつくりました。また、キッズルームを新設するなど、乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層の誰もがくつろげる施設にリニューアルをいたしました。イベント当

日は、健康ウォーキング指導士のお笑い芸人レギュラーの講演や芦ヶ久保の獅子舞など様々なイベントを計画をしております。また、同日開催で日本一歩きたくなるまちプロジェクトとして、楽しみながらウォーキングするストローベリービンゴウォークイベントも計画をしています。リニューアルされた居心地のいい空間を体感いただき、今後も総合福祉センターがまちの健康づくり、憩いの場として多くの方に利用いただける施設として運営をしていきます。

以上、事業の進捗状況等の一部について申し上げさせていただきました。

最後に、本定例会にご提案申し上げました議案についてであります。条例の制定3件、整理条例1件、条例の一部改正9件、令和4年度一般会計、特別会計補正予算6件、令和5年度一般会計、特別会計予算及び公営企業会計であります。一般会計は1件と特別会計予算3件と公営企業会計1件であります。ご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

なお、施政方針につきましては、慣例によりまして新年度予算上程の際に申し述べさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○若林想一郎議長 町長のあいさつを終わります。

◇

◎議事日程の報告

○若林想一郎議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○若林想一郎議長 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則第114条の規定により、

2番 黒 澤 克 久 議員

4番 宮 原 みさ子 議員

6番 新 井 鼓次郎 議員

以上、3名の方を会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎会期の決定

○若林想一郎議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会に付託してありますので、報告を求めます。

6番、新井鼓次郎委員長。

〔新井鼓次郎議会運営委員会委員長登壇〕

○新井鼓次郎議会運営委員会委員長 皆様、おはようございます。議長よりご指名いただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、3月1日水曜日午後2時より、横瀬町役場301会議室にて開催いたしました。当日の出席者は、委員6名全員と議長及び事務局長、書記でございます。会議録署名委員に関根修委員、小泉初男委員を指名し、直ちに会議に入りました。

事務局長より本定例会の議案等の提示を受け、日程及び会期等について審議をいたしました。議案件数及び一般質問の人数等を検討した結果、本定例会の会期は3月8日から3月10日までの3日間と決定いたしました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますようお願いいたしまして、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○若林想一郎議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日8日から10日までの3日間とすることでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は3日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○若林想一郎議長 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

初めに、令和4年第7回定例会以降に受理をいたしました陳情につきましては、お手元に陳情文書表及び陳情書の写しを配付してありますので、ご了承願います。

次に、第7回定例会報告以降の議長の公務及び公務により出張したことにつきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承いただきたいと思います。

次に、議員派遣の件でございますが、このことにつきましては、お手元に議員派遣の件として配付してあります。会議規則第116条第1項ただし書の規定により、議長において派遣を決定いたしましたので、ご了承願います。

次に、令和4年12月、令和5年1月及び2月実施分の例月出納検査結果報告書が提出されています。

監査委員の報告を求めます。

大沢代表監査委員。

〔大沢賢治代表監査委員登壇〕

○大沢賢治代表監査委員 おはようございます。代表監査委員の大沢でございます。ただいま議長よりご指名をいただきましたので、例月出納検査の結果についてご説明申し上げます。

お手元に結果報告書の写しが配付されておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、令和4年12月19日、令和5年1月19日及び2月20日に地方自治法第235条の2第

3項の規定により報告したものでございます。検査の対象といたしましては、令和4年度の一般会計と5つの特別会計に関わる歳入歳出現金出納状況でございます。また、検査の方法につきましては従前どおりでございます。

検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支現在高は検査資料と符合、正確に処理されておりまして、計数上の誤りは認められませんでした。その他、特に指摘事項はございませんでした。

なお、令和5年1月31日現在の一般会計等に関わる現金預金残高は5億517万574円であることを確認いたしました。

以上でございます。

○若林想一郎議長 大沢代表監査委員の報告を終わります。

次に、常任委員会の報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員会の報告を求めます。

1番、向井芳文委員長。

〔向井芳文総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○向井芳文総務文教厚生常任委員会委員長 皆様、おはようございます。ただいま議長よりご指名いただきましたので、総務文教厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により、以下のとおり報告いたします。

初めに、開催日時でございますが、令和5年2月21日午後2時より、横瀬町役場議場におきまして、出席者、委員6名、執行部11名、事務局2名で行いました。会議録署名委員といたしまして、宮原みさ子委員、新井鼓次郎委員をご指名申し上げます。

次に、審査事件等に移ります。(1)、所管事務調査、なんでも相談室の現状と課題について、(2)、教育委員会報告、(3)、その他でございます。

審査経過、まとめでございますが、(1)、所管事務調査、なんでも相談室の現状と課題について、平沼町民課長より、なんでも相談室の現状と課題について資料に基づき説明を受け、質疑応答を行いました。なお、質疑応答の内容は、在り方に関すること、役割分担に関すること、体制に関すること、各課との連携に関すること等でした。

次に、まとめでございますが、当委員会といたしましては、なんでも相談室の現状と課題について、説明を受け質疑応答を行ったということでまとめいたしました。

続きまして、裏面を御覧ください。(2)、教育委員会報告でございます。設楽教育長より、教育委員会報告について説明を受け、質疑応答を行いました。なお、質疑応答はございませんでした。

まとめでございますが、当委員会といたしましては、教育委員会報告について説明を受けたということでまとめいたしました。

次に、(3)、その他でございます。執行部から3月定例会提出案件の概要について、報告、説明を受け、当委員会としては、これら報告、説明を聞きおくことといたしました。また、横瀬町議会の個人情報保護に関する条例(案)について、資料に基づき説明を受け、質疑応答を行いました。なお、質疑応答はございませんでした。

以上でございます。

○若林想一郎議長 次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

2 番、黒澤克久委員長。

〔黒澤克久産業建設常任委員会委員長登壇〕

○黒澤克久産業建設常任委員会委員長 ただいま議長よりご指名いただきましたので、産業建設常任委員会の報告を行います。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告いたします。

開催日時は、令和5年2月21日午前10時より、横瀬町役場議場で行いました。出席者は、委員4名、執行部4名、事務局2名でございます。会議録署名委員に若林想一郎委員、小泉初男委員をご指名いたしました。町長よりごあいさつをいただき、直ちに審査事件等に入りました。

審査事件は、(1)、所管事務調査として、鳥獣害対策におけるICTの活用について、(2)、その他でございます。

審査経過、まとめといたしまして、所管事務調査、鳥獣害対策におけるICTの活用について、資料に基づき振興課長より説明を受けました。質疑では、ジビエ加工肉の放射能の可能性等がありました。まとめといたしまして、当委員会として説明を受け、質疑応答を行ったということでまとめといたしました。

続きまして、その他、執行部から3月定例会提出案件の概要について報告、説明を受け、当委員会としてこれらの報告、説明を聞きおくことといたしました。

以上を報告いたします。

○若林想一郎議長 次に、広報常任委員会の報告を求めます。

8 番、大野伸恵委員長。

〔大野伸恵広報常任委員会委員長登壇〕

○大野伸恵広報常任委員会委員長 ただいま議長からご指名いただきましたので、広報常任委員会の報告を行います。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告いたします。

開催日時、令和5年1月12日午後1時より横瀬町役場議員控室、出席者、委員5名、議長、事務局1名、リモートで会議録センター2名参加でございます。会議録署名委員として宮原みさ子委員、新井鼓次郎委員をお願いいたしました。

審査事件等でございますが、1、議会だより第137号の編集について、2、その他でございます。

審査経過、まとめといたしまして、議会だより第137号の編集について協議、検討を行いました。最終確認については正副委員長一任ということで決定し、1月17日に正副委員長による最終確認を行い、2月1日に発行済みでございます。

次に、開催日時、令和5年3月1日午後3時より横根町役場議員控室、出席者、委員6名、議長、事務局1名、リモートで会議録センター2名参加で実施いたしました。会議録署名委員として向井芳文委員、黒澤克久委員をお願いしました。

審査事件等でございますが、１、議会だより第138号の編集について、２、その他でございます。

審査経過、まとめといたしまして、１、議会だより第138号の編集について、レイアウト等の協議、検討を行いました。この議会だより第138号は、今期最後の広報ですので、委員一同よいものをお届けすべく努力したいと思っています。

以上です。

○若林想一郎議長 常任委員会の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を求めます。

10番、関根修議員。

〔10番 関根 修議員登壇〕

○10番 関根 修議員 議長よりご指名ですので、秩父広域市町村圏組合議会報告を行います。

まず、全員協議会を開催されました。日時は令和５年２月８日、場所は秩父クリーンセンター３階大会議室であります。出席者は、議員15名、関係者及び秩父市環境部秩父地域し尿処理事業広域化準備室長であります。

議事ですが、（１）、諸報告、令和５年第１回（２月）定例会管理者提出議案の概要についての説明がありました。②として、令和４年火災・救急・救助統計等についての説明がありました。③、資料提供について、これは危機管理マニュアルという冊子を提供していただきました。これは広域議会議員用であります。４はその他であります。

（２）、会議運営についてですが、定例会の日程について、関係者の参考人招致について、議員提出議案について、議会改革調査研究特別委員会について、５、その他であります。

続いて、２月定例会であります。開催日、令和５年２月15日水曜日、開会10時02分、開催場所、秩父市役所本庁４階議場であります。出席議員は15名、管理者、副管理者、理事、監査委員、関係職員、秩父市環境部長及び秩父市環境部秩父地域し尿処理事業広域化準備室長であります。

議事日程であります。第１です。会議録の署名議員の指名であります。18番、小鹿野選出の猪野武雄議員、第２番、秩父市議会選出の小松穂波議員、２番も秩父市選出議員の高野佳男議員であります。

会期は、先ほど申しました３日間ですが、結果的に１日で閉会いたしました。

諸報告は、監査委員報告事項、例月出納検査の結果について。

第４、委員長報告であります。当町選出の黒澤克久特別委員長より議会改革調査研究特別委員会報告がありました。組合議会の運営等に関する調査研究及び特別委員会終結について報告がありました。採決の結果、総員起立により可決となりました。当会議で特別委員会を一旦閉じるということに結果になりました。

議員提出議案の報告であります。１号、２号がありまして、第６、第７であります。秩父広域市町村圏組合条例の一部を改正する条例、秩父広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例であります。１号議案、２号議案も原案可決で、総員起立であります。

次に、管理者提出議案の報告がありました。

第９として、一般質問１名、秩父市選出議員の清野和彦議員が行いました。

第10ですが、先ほどの上程された議案であります。議案第１号 秩父広域市町村圏組合個人情報保護

法施行条例であります、総員起立で原案可決となりました。

議案第2号ですが、秩父広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例、これも原案可決であります。総員起立でありました。

第11、議案第3号 秩父市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、総員起立で原案可決であります。

第12、議案第4号ですが、地方公務員の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例で、原案可決、総員起立でありました。

5号議案、6号議案、10号議案については、し尿処理事業に関する議題でありましたので、「参考人の出席を求める件」を議題として可決されたことから、秩父市環境部長及び秩父市環境部秩父地域し尿処理事業広域化準備室長の出席を求めて意見を聞くことにいたしました。

第13、議案第5号及び第6号は一括上程であります、議案第5号 秩父広域市町村圏組合の共同処理する事業の変更に伴う関係条例の整備に関する条例、これは原案可決、総員起立であります。

議案第6号 秩父広域市町村圏組合し尿処理施設条例、これも原案可決、総員起立であります。

議案第7号 秩父広域市町村圏組合職員定数条例の一部を改正する条例、これはし尿処理の部門が事業内容に加わりましたので、職員の定員を増やす条例でありました。

第15、議案第8号 令和4年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）であります、原案可決、総員起立であります。

議案第9号 令和4年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第3回）であります、原案可決、総員起立であります。

議案第10号 令和5年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算であります、原案可決、総員起立であります。

議案第11号 令和5年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算、これも原案可決、総員起立でありました。

以上報告いたします。

なお、広域議会資料につきましては控室に置いてありますので御覧ください。細部の内容については、控室等で質問していただければ答えます。

以上であります。

○若林想一郎議長 秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を終わります。

各報告に対し、質疑がございましたらお受けいたします。質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 すみません、広域の関係でちょっと1点お聞きしたいのですが、議会改革調査研究特別委員会の委員長報告、これが終結ということになったみたいなのですが、これは結論的にはどんなようになったのか、詳細ではなくてざっくりの感じでいいのですけれども、教えていただければと思います。

○若林想一郎議長 ただいまの質問に対しての報告者の答弁を求めます。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ご質問ありがとうございます。今回で調査研究特別委員会を総括的に判断をいたしまして、今回災害時、緊急時のマニュアルをつくって調査研究特別委員会としての担いを終了していいのではないかとということで話がまとまっておりました。過去進めてきたものは、広域の議場が秩父市議場になったりとか、日程が予算の2月とかは複数日の会期を設けたとか、そういうことがありました。そのほかもろもろ細かいものは、また控室でご説明いたしますので、大丈夫ですか、ほかにあればまた受けますが。

〔何事か言う人あり〕

○2番 黒澤克久議員 議員の定数に関しては、今回では特に出ていませんでした。

以上になります。

○若林想一郎議長 10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 内容はそういうことなのですけれども、委員会の席で特別委員会なので、期間を限定して、横瀬町と長瀬町が任期が切れるので、ここで一度閉じたほうがいいだろう。その後、またつるかどうか議論していただきたいという補足事項がありました。

以上です。

○若林想一郎議長 再質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ質疑を終結いたします。

以上で日程第3、諸般の報告を終了いたします。



◎一般質問

○若林想一郎議長 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

本定例会に通告のありました一般質問者は5名でございます。

質問者・答弁者ともに簡潔・明瞭な発言をお願いいたします。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

7番、内藤純夫議員。

〔7番 内藤純夫議員登壇〕

○7番 内藤純夫議員 皆さん、おはようございます。7番、内藤でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。今日はたくさんの傍聴の方、大変ありがとうございます。久々なので、ちょっと上がってしまいましたが、傍聴の方いっぱい来ていただきましたので、ウクライナカラーで決めてよかったなと思っております。

まず、2月6日に起きましたトルコ・シリア地震では、5万人以上の方が亡くなりました。亡くなった方へのご冥福をお祈りいたします。また、1年以上続くロシアのウクライナ侵攻では、今も罪のない一般

人が殺され、子供が死んでいます。ウクライナへの生活支援、復興支援、またロシアへの制裁強化を日本政府に要望し、そして皆様にウクライナの支援を引き続きよろしくお願いいたします。ウクライナに平和をとということで質問に入らせていただきます。

質問に入ります。横瀬町立小中学校の給食無償化についてですが、昨日の新聞で令和5年度からの横瀬小中学校の給食無償化が発表されました。昨年12月議会で関根議員の無償化の質問に対し、町長は無償化はしないと答弁されました。今回なぜ無償化しないと質問したかったのですが、新聞発表されましたので、突然給食無償化に踏み切った町長の考え、思いをお聞きいたします。

また、給食無償化に伴い役場の事務手続等が変更されますが、その内容、詳細等を説明してください。

最後に、昨日の読売新聞埼玉版で、横瀬町の富田能成町長は同日の記者会見で、自治体は子育て支援を手厚くするのが使命だと述べたとの記事が載りました。子育て支援が自治体の使命なら、保育所、こども園の3歳から5歳の給食も無償化すべきだと思うが、町長の考えをお聞きいたします。

壇上での質問は以上です。

○若林想一郎議長 質問1、横瀬小中学校給食無償化に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうからご質問にお答えしたいと思います。

まず、昨日新聞に載りました。読売新聞と、あと埼玉新聞で取り上げられたと思います。これはおととい定例記者会見がありました。横瀬町は、3か月ごとの議会前に定例記者会見を実施をしています。3月の定例記者会見では、3月の新年度予算について概略を説明するということを慣例にしています。その中で予算として計上しますという説明を私がさせていただいて、それが記事になったという経緯であります。

内藤議員おっしゃるとおり、12月の時点で関根議員にご質問いただいたときには、無償化まで踏み込むことは考えていませんでした。経緯で申し上げますと、私は子育て支援はずっと一番先から、言ってみると8年前町長になったときから、子育て支援総合で地域一番を目指すというのを公約にしてきました。それに基づいて子育て支援課を新設し、切れ目ない子育て支援というのを掲げて、出生祝い金というのをつくったり、入学祝い金をつくったり、あるいは高校医療費無償化をやったという経済支援、それからほっとハグくむママサロンだったり、小児科オンラインだったり、入学前の5歳児健診だったりという子育て支援を充実をさせてきました。これはこれでよく機能してきたと思っています。しかし、8年たってみると、今各自治体でとりわけ経済支援に関して子育て支援がかなりステップアップしてきています。分かりやすいのが今回の給食費無償化がやる自治体が増えてきていて、秩父郡市でいうと小鹿野町が早々にやっていて、今回皆野町がやるということを表明し、長瀬もやります、それから東秩父もやっていますという状況なのです。今回12月では、そこまで踏み込まないと言っていました。12月時点で考えていましたのは、子育て支援の拡充を考えていました。例えば中学校を卒業するときに巣立ち応援金というのをつくろうということは決めていました。これは、中学卒業する子が1人1万円出すということと、あと入学祝い金の増額、小学校入るとき、中学校入るときに1万円だったのですけれども、これを2万円に、今入り用ですので、上げようというのを考えていて、それからこれは国の施策ですけれども、出産祝い金というのが令和5年度はやります。これは、母子手帳を交付するときに5万円、それから出産をするときに5万円する

という、これは国の政策に基づいてやっているわけなのですけども、というのも上げます。ここまです想定していたのですけれども、一番大きい要因は昨今の物価高です。やっぱりここに来てエネルギーコストの上昇とか、物価が高くなったことによって生活コストが上昇していて、とりわけ支出の多い子育て支援が今かなり厳しい状況にあるというのが私が今回踏み込んだ一番大きな理由です。ということなので、今回は思い切って踏み込むことにしました。

あと、強いて言う要因としては、一般財源をやっぱり持ち出す話になりますので、そこがずっと気になっていたのですけれども、小学校の建設がほぼほぼ見えたというところが大きいです。来期までお金としては支出がされるのですけれども、大体総額の支出が見えたところで、横瀬町として一番大きな山を乗り越えられたということ、それからここまで財政調整基金が順調に積み上がっていて、今年度末恐らく13億円ぐらい、この後減っていく想定なので、瞬間風速ではあるのですけれども、あるというところがあって、財政的にも何とかなるだろうというところで踏み切ることができたということ、それから12月にご質問いただいた関根議員をはじめ、議員の皆さんから強く背中を押していただいたということも今回踏み込んだ支援に行った大きな要因であります。

それと、手続的には、補足があれば後で教育委員会にしてほしいのですけれども、かなり手続は簡略化されます。今まで横瀬町は、まず経済的支援が必要な人、要保護児童生徒、それから準要保護児童生徒からは給食費としてはいただいていないという状況、あるいは補助を出しているという状況で、加えて第2子以降からはいただいていないです。なので、経済的な支援が必要でないご家庭の第1子からのみいただいているというのが今の状況、給食費の徴収等々でかなり手間はかかっています。給食費の徴収、それからあとは振込とかもろもろあって、その手間、コストもかかっているんで、そこのところはかなり省けるということがあるかなというふうに考えています。

それと、子育て支援を厚くするのが使命ということなのですが、子育て支援が大事だという話はしたけれども、使命という言い方をしたかどうかは、すみません、ちょっと定かではありません。私が常々公言しているのがありまして、まず少子化対策です。少子化対策は、基本的には一義的には国の問題だと思えます。だから、まず国が頑張れだと思っています、少子化対策は。これは地域性とか関係なく日本の国の問題、だから少子化対策に関してはまず国が頑張ってもらいたい、だから今回の異次元の少子化対策というのは期待をしていますし、国に対して頑張れという声はこれからも上げ続けていきたいと思っています。

しかしながら、サービスを受ける住民からすると、誰が支援したかはどうでもいいわけです。だから、コロナの支援もそうだったのですけれども、私は国の支援、県の支援、町の支援を足して最適になるようにということをつつも考えています。そんなこともあって、今回はこういう形にさせていただきました。

あと、ここから先なののですけれども、財政的にはかなりそれなりには負担は大きいです。ですので、まずはここまで踏み込んでやる、それからあと保育所のところをどうするか、それから世代で割るとほうしょう幼稚園の人をどうするかとか、あるいは町民ベースで考えるのか、施設ベースで考えるのかということもいろんな考え方があると思いますので、それは少しこれから研究はしていきたいと思っています。今時点では、なかなか今回のジャンプというか、負担が増えるという話をまずこなししてみて、その次のステップで検討していくことかなというふうには考えています。

私のほうからは以上です。

○若林想一郎議長 教育次長。

〔町田一生教育次長登壇〕

○町田一生教育次長 私からは、小中学校給食の無償化による想定される事務手続の変更についてご説明をさせていただきます。一部町長の答弁とダブるところもありますが、ご理解いただけたらと思います。

まず、徴収に対して、滞納者に対しての督促事務でございます。こちらにつきましては、実際のところ令和4年度については、535人いるところ滞納者はゼロということでございますが、こういった事務については省略化されると考えております。

それから、2番目といたしまして、毎月の口座の引き落とし事務、こちらにつきましても今回必要なくなるということでございます。

それから、3番目といたしまして、コロナ関連で非常に複雑なときがあったのですが、実際5日以上欠席者、こういった方々に対しては還付の手続をしております。一月分まとめていただいている関係で、5日以上欠席をされた方に対して個別に返金という事務がございましたので、そちらのほうの省略化ができるかと考えております。

それから、4つ目といたしまして、アレルギー対応です。いろんなお子さんがいらっしゃる、アレルギー反応が出る形でパンとか牛乳、米、麺、そういった食材に個別に対応して、物によってはお弁当を持参されているので、その分を返金とかということもございましたので、そちらの還付事務、返金事務のほうも省略できるかと思われます。

それから、先ほど町長のほうとダブるところですが、第2子以降に対しての補助事務ということがございました。一旦お支払いをいただいたものに対しての相当分に対する補助という形でしたので、今回無償化ということになるので、こちらの補助事務についても省略化できるかと考えております。また、準要保護、特別支援におけるそちらについての給食扶助に対しても、同様な事務手続の簡略ができるかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 ありがとうございます。それでは、2つほどあるのですが、1つは教育の最高責任者の教育長は、今回の制度をどう思っているのかちょっとご意見を伺いたいと思います。

あともう一つは、保育所、3歳から5歳の子供の関係でございますが、町長が前回言った花咲山も去年1,600万円の工事していますよね。最初にもうあの山にはお金かけないって言ったのに1,600万円が出るということは、横瀬町に住所のある子に対して、保育所で3歳から5歳で100万円、ほうしょうで800万円、約900万円の3歳、5歳で賄えるということで、その辺どうですか。決して無理はしてもらいたくはないのですが、無駄な工事を省いて、必要な工事はやっていただかなければ困りますが、そういう点で900万円ぐらいは出るのではないかと考えておりますが、どうでしょう、お願いします。

○若林想一郎議長 ただいま内藤議員の再質問にございましたほうしょう幼稚園、こちらについては通告がないので。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 ちょっと無償化ということで関連なので、答弁者が拒否するのであれば別にそれはそれで構いませんが、もし言っていただけるのなら言っていただきたい。

○若林想一郎議長 承知しました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 それでは、ただいまの再質問についてお答えをさせていただきます。

教育長の考えというふうなお話でしたけれども、私自身無償化というのは正直難しいことというふうに、全体を無償化するということについては難しいことというふうに思っていました。今までの制度でありました第2子以降の、あるいは多子世帯についての補償であるとか、それから準要保護の支援ですとか、これはもう当然のことだというふうに思っていましたけれども、さらに今回踏み込んでいただいて無償化になるということで、大変ありがたいことだなというふうに思います。それとともに、これは学校の先生は携わっていませんけれども、徴収事務であるとか、そういったことについても、あるいは先ほど次長から申し上げました、欠食になる児童生徒への返金、こういったことは非常に煩雑になりますので、そういったことについて学校の事務負担ということが減るということもありがたいことだなというふうに思っています。今回の制度本当にありがたいなというふうに思っているのが思いでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私のほうからは、できそうかどうかというお話答弁します。

ちょっと花咲山のケースは全く違うかなと思います。花咲山は、1つは19号の台風の被害の復興があったり、スポットの支出です。これ毎年かかることなので、それは慎重に考えなければいけないというところはまずベースとしてありますと、あとは考え方としては2パターンあるかなと思っています。1つは、保育所はやっぱり私たちが運営している施設ですので、保育所を施設として充実を図るとか、魅力を増すというところはやっていかないといけないという文脈でもあるかな。それと、あとは住民サービスとして経済支援をするという考え方は当然あります。その場合にはほうしょうだけではなくて、横瀬町民の方で秩父市内の幼稚園や保育所に通っている人も同じ考え方になろうかなというふうに思います。当然考え方としてはありますので、あとは懐具合でこの町の間尺に合うか合わないかとか、将来にわたって無理がないかというところを検討しながらいくということかなというふうに理解をしています。当然考え方としてはありかなというふうに思っています。

○若林想一郎議長 再々質問はございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 それでは、給食無償化に踏み切っていただいてありがとうございましたということで、質問を終わりにしたいと思います。

○若林想一郎議長 以上で7番、内藤純夫議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 5 分

再開 午前 11 時 10 分

○若林想一郎議長 再開いたします。

○若林想一郎議長 次に、2 番、黒澤克久議員の一般質問を許可いたします。

2 番、黒澤克久議員。

〔2 番 黒澤克久議員登壇〕

○2 番 黒澤克久議員 皆さん、おはようございます。2 番、黒澤克久です。議長から発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

今回の質問は大項目 2 つであります。大項目 1、地域公共交通。地域公共交通は、人口減少やモータリゼーション等による長期的な利用者の落ち込みに加え、新型コロナウイルスによるライフスタイルの変化の影響もあり、大変厳しい状況に置かれています。特に一部のローカル鉄道については、利用者の大幅な減少により、鉄道が有する大量輸送機関としての特性が十分に発揮できない状況にあります。こうした状況を踏まえ、地域の関係者の連携、協働、共創を通じ、利便性、持続可能性、生産性の高い地域公共交通ネットワークへのリデザイン、再構築を進める必要があります。

以上のことは、国土交通省が 2 月 10 日にプレスリリースしたものの内容です。大まかな中身は、4 つの柱で構成されております。1、地域の関係者の連携と協働の促進、2、ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設、拡充、3、バス、タクシー等地域公共交通の再構築に関する仕組みの拡充、4、鉄道、タクシーにおける共同運賃制度の創設。横瀬町においての地域公共交通は、鉄道、路線バス、タクシーの 3 つがあります。鉄道は、芦ヶ久保駅、横瀬駅の 2 駅があり、町の意識としても乗降客数を意識して取組を行っているものと思っております。観光協会の意識も同じように進められており、現状の段階ではベストを尽くしていると考えております。タクシーは複数社の会社があり、支援をするのも非常にハードルが高いものと認識しております。路線バスの仕組み、拡充、再構築は必須と考えています。新型コロナウイルス流行前には企業の方から鉄道、バスのハブ化を検討したいとの話を伺いました。路線バスの課題を抱えているのは、隣町の秩父市も同じ状況だと思います。

以上のことを踏まえ、要旨明細（1）、公共交通の現状について質問いたします。

続きまして、大項目 2、デジタル田園都市構想。要旨明細（1）、AI によるデマンド交通について。デジタル田園都市国家構想とは、デジタルは地方における人口減少や少子高齢化、産業空洞化など様々な社会課題を解決するための鍵であり、新しい付加価値を生み出す源泉であるとし、デジタルの力で地方の個性を生かしながら社会課題の解決と魅力の向上を図り、「地方に都市の利便性を、都市に地方の豊かさを」を実現して、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指す構想であり、この構想の下にお

いて横瀬町、秩父市は、内閣府による令和3年度補正予算、デジタル田園都市国家構想推進交付金、デジタル実装タイプ2の採択を県内で唯一受け、秩父市と共同でスマートモビリティによるエコタウン創造事業を開始することを発表しました。この事業では、具体的なサービスとしてドローン配送、AIデマンド交通、観光Maasを広域的に連携して提供するとされていました。この原稿を書いている時点では、来年度予算にデジタル田園都市構想が含まれるか分かりませんが、今後の展開についてお伺いいたします。

以上を壇上からの質問といたします。

○若林想一郎議長 質問1、地域公共交通に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、質問事項1について答弁をさせていただきます。

議員のお話のように、横瀬町での公共交通は、鉄道、路線バス、タクシー、そして乗合タクシーブコーさん号があります。まず、鉄道についてでございますが、西武鉄道西武秩父線の横瀬駅と芦ヶ久保駅の2駅があります。この2駅の乗降人員の推移を見てみますと、暦年にはなりますが、2駅合計の1日平均でございますが、平成30年が2,187人、台風の影響を受けた令和元年については2,052人、コロナの影響を受けた令和2年は1,122人、令和3年は1,365人となっております。

続いて、路線バスでございますが、西武観光バスが運行しており、松枝停留所、長湊停留所、根古屋停留所のそれぞれの停留所から西武秩父駅までの3路線で運行を行っております。運転本数は、平日が7本、土日、祝日は4本となっております。また、輸送人員の推移でございますけれども、事業年度が10月1日から1年間ということになっておりますけれども、令和元年度は5,979人、令和2年度は5,480人、令和3年度は5,499人、令和4年度に至っては5,646人となっております、鉄道と同じような推移となっております。

続いて、タクシーでございます。町内にはタクシー事業者はございませんが、秩父市内に営業所のあるタクシー事業者は4事業者あり、秩父交通圏1市4町の範囲で運行をしております。運行実績といたしましては、令和元年度は乗車人員は約25万7,000人、平均乗車人員は1.65人、令和2年度でございますけれども、乗車人員は約12万4,000人、平均乗車人員は1.46人、令和3年度は乗車人員は約14万人、平均乗車人員は1.48人となっており、タクシーも鉄道も同じような推移となっております。

令和3年度からスタートしたのりあいブコーさん号でございますが、令和3年度実績では登録者数441人、利用者数5,069人となっております。令和5年2月末日現在、登録者数は522人になりまして、令和4年度だけで81人増えております。また、令和4年度の利用者数は4,852人であり、このままいきますと令和3年度の実績を上回る利用者数となる見込みでございます。

また、横瀬町での地域公共交通の取組のほか、ちちぶ定住自立圏での広域的な取組として、秩父地域の地域公共交通会議の開催、広報の実施、運転免許返納者に対する支援などがあります。このうち運転免許返納者に対する支援については、1回に限り6,000円分の公共交通機関利用券を交付しております。横瀬町における利用券の交付数でございますけれども、令和元年度は49人、令和2年度は44人、令和3年度は20人、令和4年度は2月末日現在で16人となっております。また、運転免許返納者の数でございますが、平成30年度は33人、令和元年度は51人、令和2年度は16人、令和3年度は26人、令和4年度は1月末日現在で17人となっております。

さらに、議員お話しいただきました、デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用して、秩父市との連携事業として秩父市・横瀬町スマートモビリティによるエコタウン創造事業を令和4年度に実施しております。この中でA I デマンド交通サービスの構築について、横瀬町では秩父市内に既存の乗降場所3か所に加え、新たに3か所を設置しました。詳細につきましては、次のご質問の中で答弁をさせていただきます。

このような状況の中、今後ますます人口減少や少子高齢化などが進み、地域公共交通を維持していくことは難しい状況が予想できることから、持続可能な公共交通サービスを提供していくには、町で取り組むべきことと広域的に取り組むべきことが必要ではないかと考えております。議員ご指摘の路線バスにつきましては、西武観光バスが広域的に運行していることなどから、広域的に取り組むべきことではないかなということで、そういった形が望ましいのではないかと考えております。幸いちちぶ定住自立圏形成協定項目の中に地域公共交通の分野がありますので、その中で提案し、協議、検討していければというふうに考えております。

また、町で取り組むべきこととしていたしましては、なかなか難しいところがありますが、秩父市との連携事業である秩父市・横瀬町スマートモビリティによるエコタウン創造事業に係るA I デマンドタクシーや観光M a a Sなどのデータをデータ連携基盤へ蓄積していきますので、そのデータを分析しながら、取組に生かしていければというふうに考えております。

以上です。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

2 番、黒澤克久議員。

○2 番 黒澤克久議員 詳細なご答弁ありがとうございました。数字的なもので見ていくと、どうしてもタクシー会社さんが今回でいくと一番コロナのあおりを受けたかな、次に鉄道さんかな、逆に言うと路線バスの乗降客数があまり大きな変化がなく推移しているということは、完全に生活の中に組み込まれている利用者がいるということが当てはまるのかなと思う部分があります。ただ、しかしながら、町内唯一走らせている路線バスですけれども、長年町からの持ち出しの金額が大きくて、どうするかという議論まで多分今まで行っていないと思うのですけれども、今後このバスをさらに魅力的に見せるものでバスの利用者を増やすことを目指すのか、それとも広域的な考え方で、これは企業さんが言っていましたけれども、明らかにちゃんとしたハブを設けて無駄のない効率的な地域の公共交通としてしっかりとしたデザインをしてほしいというものを考えるのか、その辺について課題が多くあると思うのですけれども、今回のこの公共交通、本当に首長さんたちが旗をしっかりと振らない限りは明確な方向性は多分出ないと思うのです。やっぱりちょっと一歩引いて見ても、それなりに回ってしまうのが一般企業の中なので、ただ行政が負担している金額を考えたら、やっぱりちゃんとハブ化をすとか方針を出す、ビジョンを設けるというのが必要だと思うので、まち経営課としての考え方、町長は首長としてどういうふうに捉えているか伺ってよろしいでしょうか。

以上です。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私のほうから答弁させていただきます。

議員おっしゃるとおりで、このコロナ禍でちょっと人の流れがかなり変わったと思います。鉄道に関しては、端的に言うと観光客がごっそり減りましたので、乗降客数はこのコロナ禍で減りましたと、それからタクシーに関しては、観光もそうなのですが、とりわけ夜飲みに行って帰りますみたいなのが激減していますので、そのあおりを受けているけれども、路線バスはそのままということなのですが、今の路線バスの運営はかなり限界的だというふうに思っています。年間5,000人台ということは、1日当たりになると、だから15人とか16人ですね。果たしてこれで機能していると言えるかというと、十分機能しているとは言えないというふうに思っています。なので、路線バス自体をハブ化するというのは、中核市の秩父市は多分大きなメリットがあると思うのですが、横瀬に関しては、私はあまりそこに伸び代を感じていません。なので、鉄道があって、それからその域内のいわゆる2次交通ということだったり、あるいは自分で車を運転しない交通弱者と言われるような方々が利便性を感じていただけるようなということと、やっぱり伸び代はのりあいブコーさん号とか、そういったことのミックスになるというふうに思っています。だから、あまりここの地域交通を形を変えて、そこに何か可能性を見いだしてということは、自分のほうはあまり今イメージをしていません。ですので、あくまでもこれもさっきの話と一緒に、誰が提供するか、何の交通手段かよりも、住民の皆さんからしてトータルで一番使いやすい形、利便性の高い形をつくるということを意識していくのかなと思います。ですので、町でいうとのりあいブコーさん号、それから今まで十分に機能しているとは言えない西武の乗合バス、あるいは普通のタクシー等を含めて一番いい形をつくっていくということを自分としてはイメージをしています。

○若林想一郎議長 再々質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 町長、ありがとうございます。町長のしっかりとした考え方、今ので理解できました。町民が一番納得できる形を今後も模索していただいて、それがこの秩父地域に横瀬のモデルはこうであって、うまくいき始めたよというのが先進事例になれば、また地域全体で公共交通の在り方をどういうふうにしようかという議論になると思いますので、引き続きそれはしっかりビジョンを持って進めてください。

これについては質問ではないので閉じます。

○若林想一郎議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、デジタル田園都市構想に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、質問事項2について答弁をさせていただきます。

先ほど質問事項1で少し触れましたけれども、今年度、令和4年度にデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用して、秩父市との連携事業として秩父市・横瀬町スマートモビリティによるエコタウン創造事業を実施しております。この中でAIデマンド交通サービスの構築については、準備を重ねまして、まずのりあいブコーさん号の満足度・改善点に関するアンケートを登録者490名に対し実施いたしました。

この中で秩父市内での乗降場所として希望の多かった場所の上位3か所が埼玉りそな銀行秩父支店、J A 秩父本店、ベルク東町店でありました。この結果を踏まえて、横瀬町地域公共交通会議での承認を経て、国に事業変更届を提出して受理をいただきました。2月1日から新たな乗降場所を加え、のりあいブコーさん号をリニューアル運行しております。

リニューアル運行を開始いたしましてから1か月が経過し、2月1か月間の利用状況といたしましては、秩父市内6か所の乗降場所への降車数は108件であります。このうち新たな乗降場所の3か所の降車数は24件でありました。秩父市へお出かけする方の4人に1人は新たな乗降場所をご利用いただいたということになります。また、この24件のうち、ベルク東町店が19件、埼玉りそな銀行秩父支店が4件であります。ベルク東町店で降車した方は、全て同じ場所から乗車をしております。埼玉りそな銀行秩父支店で降車した方は、全て違う場所から乗車をしております。そういった状況となっております。

このA I デマンド交通サービスの構築は、今年度予定していた秩父市の取組も含めて完成をしております。来年度、令和5年度からは、この取組を広域的に広げていくように他の3町に対して、秩父市と連携して働きかけてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ご回答ありがとうございます。うちの町でこのA I デマンドタクシーの乗降場所が増えたというのは、このように490人からアンケートを取ってしっかり要望が通ったという形で、非常に個人的にも満足度の高い結果だなと思っています。実際にベルクで買物する方がいらっしゃるの、多分よその大きいスーパーだと買物が逆に広過ぎて大変だとか、そういうご意見も聞いたことがありますので、そういう意味では適度なサイズなのかなというふうに思いました。実際これは補正予算で出てきたときに私ちょっと確認したのですけれども、多分単年度予算ではなくて継続的に何かやれたらいいねというような答弁を聞いていたような気がしたのですけれども、その辺が実際町としても特段、これは広域的に考えても秩父市さんと横瀬町両方で進めていくのかなと思っていました。なぜそれが今回あまりメインだった予算がつかなかったのかということの理由と、正直町で進めているこのデマンドタクシーも、常にアップデートを続けていかなければよりよいものには多分なっていないと思うので、結果的に我が町としてはしっかりとした乗降場所が増えたということで満足なのですけれども、秩父谷全域を考えたときには、これから働きかけをするという段階であっても、何となく停滞感を感じてしまう来期の予算取りということなのかなと思います。

ちょっと話まとまりませんが、なぜここに来年度という予算がついていなかったのか、うちの町を含めて少し伺います。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、再質問に答弁をさせていただきます。

来年度以降の予算についてでございますけれども、このデジタル田園都市国家構想推進交付金が1年間

の補助事業だということですので、補助事業としてはここで一旦という形になります。この後、先ほど私答弁させていただきましたように、広域的な取組の中でもしかしたらそういった予算を投じなければならないようなことが出てくる可能性もありますので、またその際にそういった形で予算を計上してという形になると思います。ですので、秩父谷と今お話ししていただいたように、秩父地域の中でもデマンドをやっている他の自治体もごさいますので、そこをうまく取り組んでいって広域的な利用ができるような、将来的にはそんな形のイメージを持ちながら取り組んでいけたらいいなというふうに思っています。

以上です。

○若林想一郎議長 再々質問はございますか。

2 番、黒澤克久議員。

○2 番 黒澤克久議員 ありがとうございます。

最後に少しだけ、観光M a a Sが始まりました。資料とかインターネットで今検索できるようになっておりますが、M a a Sも今年度で予算を、計上を来年度はしていないというふうに見受けられたのですが、この観光M a a Sってあくまでも観光って頭についていますけれども、地域の公共交通全てを網羅したA I デマンドもつながれば、最初の質問1で言った、地域公共交通としても少しデータがリンクするのではないのかなという思いがありますので、その辺ちょっと、これは横瀬が主でやっている事業でないで、言いづらい部分もあるかと思いますが、何事も常にアップデートを続けていかないといいものがないのではないかなと思っておりますので、ぜひ町からも秩父、M a a Sは西武鉄道さんですが、いいものになるように働きかけを続けていただければと思います。

これは質問ではないので、以上で質問を閉じます。ありがとうございました。

○若林想一郎議長 以上で2 番、黒澤克久議員の一般質問を終了いたします。

○若林想一郎議長 次に、4 番、宮原みさ子議員の一般質問を許可いたします。

4 番、宮原みさ子議員。

〔4 番 宮原みさ子議員登壇〕

○4 番 宮原みさ子議員 4 番、公明党の宮原みさ子です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は、横瀬町においてのがん対策について質問します。がんは、1981年から日本人の死因の第1位となり、2人に1人が生涯のうちにがんにかかり、3人に1人ががんで亡くなっています。がんという命に関わる疾病から命を守るために、そして罹患しても希望を持って生活できるように横瀬町のがん対策をさらに進めるべきだと思います。国立研究開発法人国立がん研究センターからの公表等によると、2020年の集計で新型コロナウイルス感染症に伴う影響により、早期がんを中心にがん発見数が減少した可能性が高いと考えられています。がんの早期発見、早期治療のための横瀬町のがん検診の現状と受診率向上の取組をお伺いします。

次に、小中学校におけるがん教育の取組をお伺いします。がんへの理解を深め、命の尊さを学ぶがん教

育は重要だと思います。新学習指導要領で年間指導計画の中にがん教育を位置づけされていますが、横瀬町ではどのように取り組んでいるのかお伺いします。

3番目に若い世代のがん患者、いわゆるAYA世代の支援についてお伺いします。AYA世代とは、15歳から39歳までの思春期及び若者成人のことです。19歳までには、小児がんが多い白血病、二十歳を超えると子宮頸がん、乳がん、精巣がんの発症例が多くなります。若くしてがんと診断された患者は、まさに個人の成長、発達の過程にあり、就学、就労、親からの自立、結婚、妊娠、出産、子育てなど大きなライフイベントを経験する時期でもあり、がんに対する葛藤と不安を抱えています。がんになる人が少ない世代でもあり、似たような状況にある方が身近にいないことが多い中、経済的支援が一番の不安になるのではないのでしょうか。15歳未満の患者さんは、小児慢性特定疾病等のサービスが受けられます。また、40歳以上は介護保険対象になります。つまり20歳から39歳までの支援が抜けています。この世代は、まだまだ蓄える余裕があるわけでもなく、子育てにお金がかかる時期です。特に末期がんの患者さんに対しては、できる限り病院ではなく住み慣れた生活の場で安心して自分らしい生活が過ごせるよう、最近では自治体においても若者、若年者の在宅ターミナルケア支援助成金制度が導入されています。横瀬町では、このAYA世代のがん患者に対して在宅療養費の助成ができないかお伺いします。

また、以前にも質問した治療中の自立支援のための医療用ウイッグ等の助成の取組も再度お伺いします。

がんと診断されても前向きな気持ちになれる支援はとても大切だと考えますが、横瀬町の取組をお伺いします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○若林想一郎議長 質問1、がん対策の町の取組はに対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 それでは、私から要旨明細1と3について答弁させていただきます。

がんを早期に発見し、早期治療することによって、がんによる死亡を減少させるため、がん検診は重要であると考えております。コロナ禍での集団検診においては、会場内の基本的な感染対策を徹底し、1日当たりの受診者数の上限を設けるなど、安心して安全な環境で受診できるよう体制を整えて実施しております。検診の受診者数は、1月末現在でございますが、全体で延べ2,481人でございます。がん検診の受診率については、大腸がんが12.5%、肺がん14.9%、胃がん5.9%、子宮頸がん5.8%、乳がん7.7%、前立腺がん10.8%となっております。コロナ禍の影響で一旦は受診率の減少が見られましたが、コロナ対策を取り入れた実施により、コロナ前の令和元年度より受診率は増加しております。

受診率向上のための取組状況でございますが、1つ目といたしましては、胃がん、乳がん、子宮頸がんの3つの検診は、集団検診と個別検診のいずれかを選択できること、また個別検診の場合は通年実施を可能としており、個人の都合で受診できることで、受診しやすい機会を設けております。また、がん検診と特定検診を同日に実施しており、受診者の利便性へ配慮した実施をしております。2つ目といたしまして、より効果的な受診勧奨や普及啓発の実施でございます。検診の必要性などの受診勧奨に関する周知を行い、検診への啓発を行います。検診を申し込まれた方で未受診の方に対しては、再勧奨を行い、受診につなげています。受診者に対する奨励として、わくわくポイント事業を活用し、継続した受診となるよう働きか

けを行います。今後も受診率が上がるよう新たな取組を行っていきます。

次に、がん検診を受けることができる年齢は基本40歳以上となっております。乳がん検診は30歳以上、子宮頸がんは20歳以上であり、15歳から39歳までの思春期から若年成人であるいわゆるAYA世代では、がん検診を受ける機会が限られていることになります。介護保険につきましても対象となりません。在宅で療養されている方への支援においては、治療と生活等の両立支援が必要と考えます。AYA世代のがん患者の方は、就学や就職、結婚、出産などの様々なライフステージと治療が重なる時期であり、健康面だけでなく、教育面や経済面など包括的なサポートが必要であると認識しております。がん患者の方の抱える負担を軽減し、住み慣れた自宅で安心して療養生活、社会生活を前向きに過ごすことができるような療養環境は大切であると考えます。ご質問の若年者在宅ターミナルケア支援助成につきましては、国や県の動向を注視しながら他の市町村の情報収集などに取り組み、今後検討していきたいと考えます。

また、昨年6月定例会でご質問をいただきました医療用ウィッグ等の購入費助成制度については、既に導入されている自治体の実施状況などを参考に、実施に向けて準備を進めているところでございます。がん患者の方とそのご家族に寄り添った相談体制も引き続き実施してまいります。

以上でございます。

○若林想一郎議長 教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 私からは、要旨明細2について答弁させていただきます。

がん教育は、議員ご指摘のとおり、学習指導要領中学校解説保健体育編に健康教育の一環として、生活習慣病などの予防の中にがんの予防を明記しています。がん教育の取組ですが、年間指導計画に基づき発達の段階に応じて主に保健体育科の授業で取り上げています。具体的には、中学校2年生では教科書を主たる教材とし、健康な生活と疾病の予防の中にがんの予防、喫煙の害と健康を取り上げ、科学的根拠に基づき正しく理解ができるよう、健康と命の大切さについて考え、適切な行動を取れるよう指導しています。また、小学校6年生では、使用している教科書の中に生活習慣病の予防の中でがんを取り上げており、健康によい生活習慣でなりにくくなること、常習的な喫煙により肺がんにかかりやすいことなど、望ましい生活習慣を身につけることの大切さ、健康と命の大切さを育むということを指導しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ご答弁ありがとうございました。医療用ウィッグについては、前向きに準備をいただいているということで、本当に今かなりのウィッグ等は高額になっておりますので、さらに早めに進めていただければと思います。

それでは、再質問させていただきます。学校におけるがん教育の取組、今先ほど教育長からお話を伺いましたけれども、今後やっぱり学校の子供さんがこのがん教育をどのように捉えるかというのは、さらに重要になってくると思います。この授業の中だけではなく、専門家の先生やがん経験者の方のお話などをぜひ開催したほうがよいと思いますが、その点再度お聞きいたします。

次に、私が今回このAYA世代のがん支援についてということで質問させていただいたのは、埼玉県の

県会議員の一般質問の中で、今回県議員3名ほどこのAYA世代のがん支援についてということで質問をされているのですが、その中で加須市にお住まいの、骨髄バンクを設立された方が加須市にいますということで内容をちょっと読ませていただきます。設立後のドナー助成金制度の制定などに尽力され、現在は日本骨髄バンクの役員さんです。この方からお話を伺いました。というのは、この方のめいごさんがスキルス性胃がんと診断され、たった3か月で亡くなりました。めいごさんは32歳、4歳の双子の女の子のお母さんでした。ご本人とご家族は、最後まで自宅で過ごしたいと強く希望され、その支援を模索されました。めいごさんは加須市出身ですが、結婚後の住まいが横浜市だったので、横浜市の若年者の在宅ターミナルケア支援助成を受け、最期まで自宅で過ごし、夫、母親、娘たちにみとられ、悲しみの中でも穏やかに旅立たれました。この話を伺って、埼玉県としてもAYA世代のがん支援体制について充実しなければいけないということで、この20歳から39歳までの女性がすっぽりと抜け落ちているということに気がついたということなのです。本当にこの世代は、まだまだ蓄える余裕があるわけでもなく、子育てにお金がかかる時期です。できる限り病院ではなく家で過ごしたいと思う方が多いということです。

その中で、今回埼玉県としてAYA世代の医療や終末期の在宅療養等における費用助成に関わる地域格差を是正する施策の推進ということで、この間研修を受けさせていただきました。終末期に療養の場所として自宅で過ごすことを希望するAYA世代患者は多いが、介護保険を利用できないため、在宅療養に関わる費用負担が大きい、福祉用具の購入、レンタル費用の助成や在宅療養に関わる費用助成を行う市町村はまだ約1割にとどまるという報告も受けております。埼玉県内とか県以外で、全国の自治体における在宅のターミナルケアの助成を行っているのは、全国47都道府県、20政令指定都市、772市の公表情報を調査したところ、AYA世代に対する先進的な独自事業を実施しているのは20自治体、2021年ですけれども、ほとんどの自治体にまだ行き届いておりません。この行っている自治体の共通する支援内容は、福祉用具貸与、購入、訪問入浴、訪問介護であり、助成額はサービス利用料の9割相当、支援限度は5万円から8万円をこの助成で賄っております。埼玉県ではさいたま市が行い、加須市等が行っております。まだまだこれは普及に満たないのでありますけれども、埼玉県でもこういう話というか、取組を行っているということで、横瀬町は本当に誰も取り残さないまちということで、ぜひ前向きな検討をお願いできればと思います。

そこで、再度質問させていただきます。先ほどの若い女性のためのがん検診ということで、20歳から子宮頸がん検診はやっておりますけれども、お子さんが小さかったり、なかなかそういう機会を設けられないという方が多いと思います。いろんな周知をされておりますけれども、お子さん連れでも受けられるような取組も、もしでしたら考えていけるかどうか。また、もっと無料クーポン、今がん検診はお金がかかりますけれども、ぜひそれも無料でできるような方向になるのかお伺いしたいと思います。

あとは、埼玉県でも若い世代のがん患者への在宅療養支援の取組が始められておりますけれども、このAYA世代に対するAYAという記載のない自治体が結構あると聞いております。AYA世代のがんに対する認識の向上と当事者目線での情報提供と、アクセスが今後も必要と思いますが、このAYA世代という名前を横瀬町としてもどのように周知をしていくのか、この3点をお聞きいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔設樂政夫教育長登壇〕

○設樂政夫教育長 それでは、再質問のうち外部講師を招いての授業ということについて答弁させていただきます。

県内で外部の講師の方を招いて学習しているということはまだまだ数が少ないようですが、学校医の方とか医療従事者の方と連携をすることによって、がん教育がより実践的で効果的になるという期待がされているという指摘もあります。議員ご指摘のとおり、その事業の目的によって専門医の方になるのか、経験された方になるのか、そういった外部講師の方を招くということについても、どの方を招くかということとは変わってくるかというふうに思っています。今のところ横瀬の小中学校でも外部講師を招いての実践はしておりませんが、また今後学校医の先生にもご相談申し上げながら、実施の有無については研究してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 それでは、ただいまの再質問でございます。

まず、1つ目といたしまして、小さなお子様連れの検診についての取組でございます。今現在でも、小さなお子様を連れた方の女性の方とか男性の方と違って一緒に連れてこられている方が実際におります。その際には、スタッフのほうで検診を受けている間安心して受診いただけるように、職員のほうが対応しております。

もう一点目、受診料のほうが無料になるかというようなことでございますけれども、こちらにつきましては今現在は自己負担額ということで設定していただいて有料となっております。こちらの自己負担額につきましては、来年度以降少し軽減できるような取組をしていきたいと考えております。

もう一つのAYA世代の名前のほうを入れた情報を周知してほしいということにつきましてはですが、町のホームページではなかなかこの情報が更新されていない状況です。議員がおっしゃりましたように、住民の方への例えばがん患者様、特にAYA世代についてのそういった認識の向上をするためには周知が必要と思っております。あと、がん患者ご当人の方への細かな情報提供ですとかというものも必要だと思っておりますので、今後は丁寧に情報を発信していきたいと思っております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再々質問はございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 前向きな答弁いただきまして、やっぱりがんになられた方は本当に不安と負担と、すごい葛藤があると思います。ただ、横瀬町は、本当に誰も取り残さないという、その思いで来ているので、最後に町長、このような施策をしっかりと今後どのようにしていきたいのかお伺いできればと思います。

○若林想一郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 今横瀬町が目指しているのはカラフルタウンというのを掲げていまして、多様な幸せが花

開く町、その人らしい幸せがあるというところを大事にしていきたいと思っていて、健康であるということとは幸せに関して大変大事な要件です。がんに関しては、2人に1人が罹患するという大変健康に対しては脅威になっている疾病、とりわけがんに関しては生活習慣の改善と早期発見でまだまだ改善の余地があるということです、ここは力の入れどころだというふうに思っています。今まだ町ができていない分、今日議員にご指摘いただいたAYA世代のがんをという部分に関しては、これから深掘りをしていきたいというふうに思いますし、より一層対応強化できるように進めていきたいというふうに思っています。

○若林想一郎議長 以上で4番、宮原みさ子議員の一般質問を終了いたします。

ここで、本休憩をいたします。

休憩 正 午

再開 午後 1時00分

○若林想一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○若林想一郎議長 次に、8番、大野伸恵議員の一般質問を許可いたします。

8番、大野伸恵議員。

〔8番 大野伸恵議員登壇〕

○8番 大野伸恵議員 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

昨年の3月3日に我々の同僚の議員の浅見裕彦議員が亡くなりました。浅見議員は、最後まで議員として真摯に仕事に励んでいたことを私は心から尊敬しておりました。今日は、私もこの一般質問が最後と決めています。浅見裕彦議員に見守っていただき、力をいただきながら一般質問をさせていただきます。また、長く雑駁な質問になってしまうと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、質問に移らせていただきます。まず、質問1として、横瀬町の未来の姿についてお聞きします。8年前、人口減に果敢に挑戦した町長を応援しました。当時、人口減による地方消滅が大きな話題となり、早く取り組んだ市町村が生き残れると言われていたからです。8年後の今、趨勢人口、戦略人口よりよい数値で減少が抑制されています。町政を担う上で最も大事なことである財政の健全化に努めながら、令和5年度は給食費の無償化へも踏み込んでいただくようで、ありがたく感謝しています。入学祝い金も増額していただきました。子育て支援は、国がやっと動き始めましたので、各種交付金により、より充実した政策もできると期待しています。また、トップセールスマンとして努めていただき、町の知名度も大きく上がったと感じています。今期は、駅前や役場西側町有地の開発に進むとのことで、今後を大いに期待しています。

一方、私が議員になるときの目標が無駄のない計画行政や町なかの景観形成、また通学路でもある生活道路の整備などでした。計画行政については、建て替え時期を迎えていた小学校校舎の将来を見据えた整

備や町道5号線を小学校裏に通し役場入り口につなげるなどの交差点改良、使用頻度の低い公共施設や公園などの見直しでした。横瀬小学校は、建設までに紆余曲折がありましたが、学校やPTAへの意見を反映したよいものがつくられたと思っています。今後、現在のプールを移動等すれば、南側校庭のみで足り得るのではと思っています。校庭のぬかるみ解消も、現在排水工事も実施予定と聞いていますので、30年来の問題の解決を見、うれしく思っています。町道5号線の交差点改良工事も、給食センターまでは既に道路です。令和3年のマスタープラン5ページに中央通り線が役場前交差点に接する検討路線とありますので、期待しています。町営住宅は、久しく募集をやめたままでしたが、解体整備され、経費の削減がされたと感謝しています。

計画行政の要である実施計画の作成、公開については度々質問していましたが、いまだ未定でしょうか。今年度当初予算にある芦ヶ久保駅前休憩所リニューアル工事とArea898テレワーク拠点整備を先日見学しました。休憩所については、排水施設がなく飲食について計画変更、898においては計画されたトイレができないと聞きました。実施計画、調査費計上等を経ていたのなら、このような変更はないと思います。監査意見書でも不用額に絡め、財源の有効活用、行財政の効率化の点から事業計画の精査、予算見積り精度の向上及び事業執行の経済性の追求にさらに進められたいとあります。実施計画は、作成、公開、活用されていくのでしょうか、お聞きいたします。

町なかの景観形成では、全町公園構想も提案しましたが、実現しませんでした。予算もあまりかからず、簡単に実現と思われた景観整備というより、雑草対策も実現できませんでしたが、昨年12月議会での町長答弁でボランティア活動では無理とお答えいただいていますので、今後に期待しています。

生活道路の整備では、小学生が通学路として利用していた松田医院から東に延びる民地の細い路地の町道化、国道299号線に接する町道118号の車のすれ違いもできない現状の打開、生活路、通学路であるのに排水路も道路の境界ブロックもない町道の整備などでした。松田医院からの細い路地は、今年度700万円ほどの予算で整備がされ、地域の方から喜ばれ、地域価値の向上にも資したと思っています。しかし、地権者の要望書が提出されているにもかかわらず、実現できなかった118号の拡幅工事や、町民生活に直結する身近な生活道路であり、通学路などの改良が進まなかったことは残念に感じています。グリーンベルトの整備についてはしていただき感謝しています。今回マスタープランを再確認しましたが、地区別構想に歩行者通行空間として、住民のウォーキングや来街者の散策のための快適な空間図、歩道が記載されてありました。しかし、児童生徒の毎日の通学路であり、高齢者が日々利用する家の近くの地域集散道路には計画がなく、町民優先ではないのかと疑問を感じました。今後も改良はされないと考えたほうがいいのでしょうか、お聞きします。

他方、駅南側道路は私が議員になった年から実施され、毎年土木費の多くを占め、完成までに8億円以上の大きな予算を投ずる計画ですが、12年たっても完成されず、住民への利益の供用が遅くなっていると感じています。投資した額だけのものを町民に還元できるか危惧もしていますが、どのようにお考えでしょうか、お聞きします。

私は、身近な住民生活の安全や利便性に直結する道路等の社会資本の充実を行い、住みやすい町の実現を提案してきました。今後、人口減少が進み、予算規模も大きく望めないと思われる横瀬町で、例えばかつて14クラスあった横瀬中学校の更新や、旧芦ヶ久保小学校や町民グラウンドなど公共施設の維持費や借

地料など見直しが不可欠と考えています。町の財政運営を健全に保つためには、公共サービスや公共施設に対して費用対効果を見極め、本当に地域のためになるのか熟慮しなければならないと思っています。一緒に描こうと言われていますが、そのためには区行政との連携も必要と考えます。以前二セコ町の取組も提案したことがあります。地域関連の事業一覧など区長会などへ広く報告説明し、協働で町をつくる姿勢が必要と思いますが、いかがでしょうか、お聞きします。横瀬町に住み、主権者であり、納税者である住民が住んでいてよかったと実感する未来の横瀬町の姿はどのような形となるのかお聞きします。

また、8年前は人口減少に取り組むまちが生き残れると言われましたが、現在は男女共同参画推進に取り組んだまち、環境対策に取り組んだまちが生き残れると考えています。長期的には少子化対策とも思っていますが、横瀬町の各種政策をレーダーチャートで考えると、共同参画や環境対策は低いと感じます。男女共同参画については、人権教育、主権者教育の充実などにより、女性が活躍できる社会形成を進めないと社会の安定した発展が形成できないということを認識してもらう必要があると言われてしています。社会の半分を占める女性の活躍を促すためには、女性の意識ももちろんですが、男性の引き上げようという大きな力が必要と考えています。私も何度か提案した、よこらぼ審査委員会には女性の課長がいるからと、女性を登用しませんでした。これからの社会への新しい提案の場に女性の視点は不可欠なのになぜと疑問に感じています。役場業務にしても建設、振興など全ての課で活躍できるよう、女性職員を育てていく姿勢が必要と考えています。推進条例を今年6月頃には策定するとの回答を得て感謝していますが、率先すべき場として役場が先端にいてほしいと思います。共同参画社会実現に向け鋭意行動していただけるでしょうか、お聞きいたします。

環境対策への取組については、昨年12月議会で公共施設でのソーラー発電を自家消費にと提案しました。パネル廃棄時の問題など不明確な部分もありますが、現時点では国も推進の方向と捉えています。温暖化対策などZ世代と言われる若者が真剣に未来の環境を考える中、小さな自治体でもなせるものは真剣に取り組む発信していくことが自治体としての務めと思っています。ごみの削減や節電の取組、EV車など、まずは意識を醸成することが大事と考えています。今後の行政施策として鋭意推進されるでしょうか、お聞きいたします。

最後になりますが、未来の横瀬町をつくる実際の行動は職員が担います。公務員は、事務の仕事や法律を読み解く力など地道な作業の中で、町をよくするやりがいのある仕事と私も感じていました。住民に寄り添い、気づき、住民に感動を与えられる役場組織であること、またおかしいものはおかしいと言える組織であることも必要と感じています。私も小学校や武甲山トイレ、ブコーさん号など、ありがたい言葉を町の人から言われ、うれしく感じています。町の人に喜んでもらう喜びを実感する役場チームであることを期待しています。住民が住んでいてよかったと思える未来の横瀬町のために、町長には職員のスペシャリティや現場により近い職員のボトムアップを大事にし、行政運営をしていただきたいと願っています。いかがでしょうか、お聞きします。

以上、よろしく願いいたします。

○若林想一郎議長 質問1、横瀬町の未来の姿はに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、質問事項１、要旨明細（１）の実施計画の活用等の部分について答弁をさせていただきます。

まず、第６次の総合振興計画において実施計画は、基本計画に基づく事務事業を効果的かつ効率的に実施するため、社会情勢や財政状況、緊急性などを勘案しながら、３年間で１単位として事務事業内容を定め、毎年度見直すこととなっております。計画行政を進める上で基本となるものだと認識をしております。

議員お話しの休憩所やＡｒ ｅ ａ 898のイノベーションに係る変更の件でございますが、まず芦ヶ久保駅前旧売店であって休憩所でございますが、施設等の契約行為や調整に予想以上に時間を要してしまい、当初予定していたスケジュールで進めることが困難となり、急遽限られた時間の中で今後の利活用につなげる可能な範囲での内容に変更することとなりました。また、Ａ ｒ ｅ ａ 898での外トイレの設置でございますが、トイレの設置予定場所を当初中庭にしておりましたが、ＬＡＣ横瀬やＮＡＺＥＬＡＢのオープンによって、当初の予定を上回る利用状況となり、トイレの設置場所によっては、イベント開催等の事業に支障を来す可能性が出てきたため、今回はトイレの設置はひとまず見合わせることにいたしました。なお、変更した事業は、実施計画上にもう一度位置づけて、利用状況を踏まえて事業内容、財源確保などを検討しながら、実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。今後も町の事務事業を計画的に進めるために実施計画を引き続き作成し、毎年度十分な見直しをしながら活用してまいりたいと考えております。

なお、実施計画の公表につきましては、公表できる範囲について十分に検討して、公表に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

続いて、様々な計画や事業における町民の皆さんへの情報共有等についてでございますが、これまでも町で新たな取組を始めたり、進める際には、町民と語る会や個別の計画、個別の事業、それぞれの説明会を開催し、情報の共有や意見等を伺ってまいりました。議員のお話のとおり、まちづくりに町民の皆さんが主体的に関わっていただくことは大切であると認識をしております。第６次総合振興計画の中の７つの柱を支える土台の３番目に共同参画の推進を位置づけておりますので、情報共有と住民参加といったことについて、ニセコ町の取組などの先進事例を参考に、より進化するよう研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○若林想一郎議長 建設課長。

〔加藤 勉建設課長登壇〕

○加藤 勉建設課長 私からは、要旨明細１の社会資本の一つであります道路整備について答弁いたします。

初めに、令和３年度末時点の町道の整備状況ですが、１級、２級、３級町道、451路線の道路総延長は127.7キロメートルでございます。そのうち４メートル以上の改良済み延長は63.6キロメートルで、改良率にしますと50％になります。また、歩道整備設置延長でございますけれども、7.4キロメートルで、歩道の設置率は5.8％となっております。参考ではありますが、令和２年当時の埼玉県統計データによりますと、改良率、歩道設置率については、秩父管内の市町村道の中では高い数値を示しております。一方、道路等に関わる整備についての多くの地区からまだ要望をいただいております。また、要望内容につきましても、生活道路や側溝整備などの要望も多くなってきております。そうしたことから、町道の整備につ

きましては、利用する皆様が安全で利用できるよう、各地区からの要望をはじめ、通学路総点検の結果や各路線の利用状況などを考慮し、町の財政状況と調整を図りながら、今後も事業の推進に努めてまいります。

また、質問にありました、高齢者の方々の移動に対しても安心して移動できるよう、主に3級町道に多く残っている砂利道の舗装化についても、状況を確認しながら、必要に応じて進めていければと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 総務課長。

〔小泉照雄総務課長登壇〕

○小泉照雄総務課長 (2)について答弁いたします。

議員ご指摘のとおり、少子高齢社会の中で安定した社会を形成するには、男性だけが社会を支える仕組みでは維持できず、女性の社会参加、参画は不可欠であり、男女が共同で社会を支える取組が必要と考えます。しかしながら、男女共同参画というと、女性の問題と認識している方がいるかと思います。女性が活躍できる社会形成を進めていかなければ、社会の安定した発展は形成できないということを認識してもらう必要があります。男性は仕事、女性は家庭という固定的な性別による役割分担の意識と生活スタイルが変わらなければ男女共同参画は進展しないと考えます。

現在、町では男女共同参画推進条例の制定に向けて、条例案のパブリックコメントを実施しております。条例案第3条に基本理念として「家族を構成する全ての人が相互の協力と社会の支援の下で、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等な立場で参画することができること」の規定がございます。男女共同参画を進めるには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が必要と考えます。生産性を高めつつ男女で効率よく働き、男女ともに家庭、地域に責任を持つ仕組みがうまく形成できれば、子育てや高齢者等の介護の面でも多くのプラスを生み出し、安定した社会の形成につながるものと考えます。

これまでも国の男女共同参画社会基本法に基づく第3次男女共同参画プランにより、男女共同参画の意識づくり、環境づくりを進めてきたところですが、さらに社会全体の意識の醸成と関心を高めながら諸施策を進め、男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

以上でございます。

○若林想一郎議長 振興課長。

〔町田勝一振興課長登壇〕

○町田勝一振興課長 要旨明細(3)について答弁をさせていただきます。

町では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、第3次横瀬町地球温暖化防止対策実行計画を策定し、公共施設へ再生可能エネルギー導入を検討しております。また、地球温暖化抑制のために一つ一つの選択が賢い選択（クールチョイス）となるように賛同し、省エネルギー設備への設備更新にも取り組んでいるところでございます。

ごみの削減につきましては、広域市町村圏組合が毎年発行していますごみカレンダーにも資源ごみになるものの種類や出す方法等が記載されております。また、昨年作成いたしましたSDGs関連の4R、ご

みの軽量化、抑制化、再使用化、再資源化の啓発チラシを作成し、各家庭に配布し、ごみの削減を周知し、取り組んでいるところでございます。新型コロナの影響で令和2年度には増加、1人当たりの排出量は県平均を下回っております。

横瀬町住宅環境改善及び空き家活用促進補助金、リフォーム補助金を交付しております。その中の省エネルギー改修補助金、今年度におきまして補正予算を2回お願いいたしましたが、大分周知も行き届いてきたこともあり、昨今は光熱費の高騰もあり、より省エネルギー化に対する意識は充分醸成してきていると考えております。

今後、中長期的におきましては、今年度UA値外皮熱貫流率、横瀬型の策定する予定となっております。横瀬町住宅環境改善及び空き家活用促進補助金のさらなる強化や、新たに新築時に対する補助金の策定についても調査研究をしてみたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、最後私のほうからまとめて答弁をさせていただきます。

大野議員の質問、横瀬町の未来の姿はということで多岐にわたるご質問をいただきました。質問を聞いてまず思いましたのは、大野議員が12年間変わらず言い続けていただいたこと、この中に網羅的に入っていて、これを見て私はこの部分はできたのかな、これはまだまだだなというのを一つ一つ考えながら聞いていました。まだまだだなはまだまだたくさんありまして、例えば男女共同参画は今回の第6次総合振興計画を立てるときに高い目標設定をしたのですが、まだまだ及んでいませんし、それから生活道路の改善については、まだまだ町民の皆さんの要望に応えられていない点がございます。その辺は、またもう一度ねじを巻き直してというのですか、改めて取り組んでいきたいなと思いました。これが総論です。

あと、個別のご質問に関してなのですが、まず計画行政について、計画行政は地方自治の基本だと考えています。基本構想、それから基本計画、実施計画という3つの柱に関しては、今は地方自治法が平成23年に改正になってから、義務ではないのですが、当町はここは大切に総合振興計画をつくっています。これは、これからもしっかり行政の柱と位置づけて運営をしていきたいというふうに思っています。その中で、実施計画の在り方もまたいろいろ議論していきたいなというふうに思っています。

次に、生活道路に関しては、人口減少の局面に入ってからトータルでの考え方というのは、やっぱり人口が増加しているときとは同じではいけないとは思っています。一方で、まだまだ町内で狭隘道路でしたりとか、利便性が低いとか、あるいは安全性のところは割と優先的にやってきたかなとは思っているのですが、まだまだだと思しますので、これもしっかり身近な住民生活の安全や利便性に直結する社会資本の充実を図れるよう、努力をしていきたいというふうに思っています。

あと、主権者である住民が住んでよかったと実感する横瀬町の姿なのですが、これは私はずっと変わっていませんで、2つあって、1つは住みやすい、日本一住みよいまち、もう一つが日本一誇れるまち、これがセットで大事だなと思っています。今は、そこに至る過程でカラフルタウン、多様な幸せが花開くまちを当面の目標にしているのですが、最後のゴールは日本一住みよいまち、日本一誇れるまちをつくるべく進んでいきたいというふうに思っています。これは大切なことはやはり主体は住民であります。

したがって、住民の声を拾い続けること、それに応え続けること、柱だと思いますので、大切にしていきたいというふうに思っています。

それから、男女共同参画は進めていきます。少し遅くなりましたが、条例化を進めて今準備をしています。

次に、環境なのですけれども、おっしゃるとおりで、ここから先は環境非常に重要なテーマです。今の総合振興計画の中でも、7つの柱の6番目は景観環境づくりということで柱の一つにしています。小さな町ですけれども、町としてできることをやっていき、また対外的に横瀬町が環境に関して先進的な取組をしているというのを積極的に発信できるように頑張っていきたいというふうに思っています。

最後に、職員のボトムアップが大事というところですが、本当におっしゃるとおりだと思います。よくリーダーシップという言い方がありますが、リーダーシップも重要ですが、リーダーシップが重要なのは、1年を通じて要所要所でのリーダーシップは重要なのですが、何しろ住民の皆さんの接点は役場職員の現場であります。ここで職員一人一人が自分で考えて、自分で組み立てられるとか、住民の皆さんのために動けるということが非常に重要なこと。それが職員間のコミュニケーションがよく取れていて、同僚間のコミュニケーションもそうですし、あるいは上席者とのコミュニケーションもそうですし、そこが取れていたらいい役場になるというふうにイメージをしています。ですので、ボトムアップは大事というより不可欠でして、とにかく役場チームで一番いい形で前に進めるようなフォーメーションや雰囲気づくりや、あるいは制度設計みたいなものをしていきたいなというふうに思っています。

私からは以上です。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

〔何事か言う人あり〕

○若林想一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 駅前道路に関しましては、取組からかなり時間がかかっていますが、この町にとりましては大変意義深い道路だというふうに思っています。一義的にはトンネルを抜けないと出られなかった木の間地区の方々の安全性の確保という意味もありますし、それからまだまだ駅に近い部分の利活用促進というところは、人口減少が進んでいく横瀬町の中では非常に重要なテーマだと思っています。今回3175が通ることで、ここは飛躍的に使い勝手は向上しますので、これはこれからも鋭意進めていきたいなというふうに思っています。

○若林想一郎議長 改めて再質問はございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。私もいっぱい質問していますので、あれなのですけれども、まず実施計画の活用です。町長さんには本当にいつもよくやっていただいて感謝しているのですけれども、やっていただいているのですけれども、なかなか見えてこないという現実があるものですから、ちょっとお聞きしました。これは必ず必要なものだと思いますので、よろしく願いいたします。

それで、今3175線の駅前の道路を聞きましたけれども、あれ8億円かかるのです。でも、うちの近所は700万円ですけれども、とてもよくなったのです。その金額に対して、もう本当に効果があることをやっ

ていただいたので、この８億円に見合うものをぜひ何か考えてやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、道路なのですけれども、やっていただいて横瀬町も歩道のパーセントが多いということでありがとうございます。それで、疑問なのですけれども、従来の今までの道というのがもう20年も30年も40年も変わらない現状があります。それをどうすれば歩道のつきたい道にできるのか、それを１点お聞きしたいと思います。

それから、行政区との連携なのですけれども、町長も一緒に描こうとか、未来を考えられるのは私たちだけとかということでよくおっしゃっています。一緒とか私たちというのは、どなたを想定しているのかよく分からないのですけれども、私が思うには役場で予算書をつくるときにどうも一般の人の住民のニーズというものに対してあまり、住民のニーズはどうなのだろうということを常々いつも考えていただいているというふうにちょっと見えなかったもので、この質問をしました。役場は情報が多い、経験も多い、住民よりもいつもよく考えているから、だから役場の考えがベストなのかというと、市井の人の考えや住民ニーズというものを、生活者の考え方というのとはまた若干専門家の考え方と生活者の考え方とちょっと違うと思いますので、ニセコ町の「もっと知りたいことしの仕事」について渡しておりますけれども、それを見てどういうふうに感じましたかということをお聞きしたいと思います。

それから、住民が住んでいてよかったと思える未来の姿ですけれども、町長が住みやすい誇れる町ということをおっしゃいましたけれども、私は町民の人たちが自分たちのことを役場の人が考えてもらっているなって実感できる町なのかなというふうに思いました。今回初めてちょっと思ったのですけれども、住民主体の町がいいとか、移住者も定住者になるわけです。関係人口のステップアップについて、今回初めて町長と私の違いを感じたのですけれども、関係人口のステップアップというのがあって、町長はこの関係人口のイメージで、関係人口のステップアップするふれあいとか地域との協働とかということのことをすごく一生懸命やってもらったと思うのですが、私はこの一番上の定住人口の人たちの、この中のまた弱い人たちのことをやっていただきたいなということを常にお願ひしていたと思います。ですから、例えばおたふくのワクチンなども、お金がないだけで命の選別ができるようなことをしてほしくなかったもので、おたふくのワクチンの補助金もお願いしたところですよ。ですから、関係人口もいずれ定住人口になるとすれば、定住人口のことを一番先に考えていただきたいなと思ったので、そこのところをちょっと１点お聞きしたいと思います。

あと、役場ですけれども、本当によくやっていただいていると思います。私も職員でいたときには、批判的な職員ということで上司から見られていたと思います。でも、それは批判ではなくて、自分の意見があって、こうすれば横瀬町もっとよくなるのではないかなということを思っていたので、それを例えば批判とかわれてしまうとよくないと思いますので、異なる意見もカラフルタウンですので、聞いて、そこですぐぱっとはね返すのではなくて、それも一つの意見だということで包含していただく行政をしていただきたいと思いますので、この点をお聞きします。

以上です。

○若林想一郎議長　ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔加藤 勉建設課長登壇〕

○加藤 勉建設課長 私からは、道路の関係の再質問に対して答弁させていただきます。

歩道整備など、どういう形でスピードアップして進められるかということですが、非常に難しい話なのですが、当然歩道整備となると道路の拡幅が生じます。沿道に住む方のご理解がどうしても必要になりますので、その辺を含めまして地域の方々の要望の必要性等を訴えながら、用地取得に努めてまいりたいと思っています。

以上です。

○若林想一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから残りの3点回答させていただきたいと思います。

まず、行政区や住民の皆さんとの連携というところですが、これはとても大事です。とても大事でして、例えば今回今振興計画が4年目に入りますので、最終年度はまとめと、それから次の計画づくりをします。そこでは広く住民の声を拾いたいというふうに思っています。今回恐らく明日になると思うのですが、施政方針をお話しさせていただきますが、令和5年度の大きなテーマは住民の声を拾うことにしています。今まで拾えていなかった声、あるいは聞こえてこなかった声をこの1年間でしっかり拾っていきたいというのを大きなテーマにしていますので、そこはご期待いただければというふうに思います。

それと、未来の姿に関しては、私は大野議員がおっしゃっていることはとてもよく分かって、そのとおりだと思っています。最後は住民のためになのです。最後は住民のためにで、関係人口はその途中です。だから、関係人口が増えることで住民福祉が向上するという流れをつくっていききたいわけです。地方自治体は、もうこのサービス対象が決まっていて、これは住民ですので、最後は住民のための福祉の向上や住民のためのメリットをつくるために関係人口の拡大もするし、それから観光振興なんかもそうなのですが、それ自体が目的ではないと思っています。ですので、そこは時間軸によって見え方が違うということかなというふうに自分は理解をしていて、横瀬町は知名度がなかったからまず知名度を上げる、人に来てもらえる流れがなかったから人に来てもらう流れをつくる、でもそれは全て住民のためということで、そこは私はそごがないかなというふうに思っています。

それと、役場の運営に関して本当におっしゃるとおりで、これは常々役場の職員に毎年お話をさせていただいていることがあって、それは町民のほうをまず向くことです。町長の顔色や上司の顔色ではなくて、まず町民のためになるかどうかで考えてくださいと言いつけています。言い続けても、必ず職員はみんな遠慮をしますので、遠慮されないように工夫をしていきたいというふうに思っています。職員がノーと言えることってとても大事なことです。とりわけ私は、今3期目になって期数が重ねてきましたので、自然体でいくとなかなかノーと言ってもらえにくくなるのだろうというふうに意識をして、今まで以上に物が言えるような職場風土をつくっていききたいというふうに思います。

以上です。

○若林想一郎議長 再々質問はございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 大変ありがとうございました。道路の関係なのですが、118号線については

地権者の要望書を提出したのです、全部。もう12年前です。すぐできるかなと思っていたのですけれども、できなかったと。それは、役場の中の何かしら運営の仕方がおかしかったのかなというふうに思うのです。どうしてきちんとその情報が課なり町長の部局なりに行かなかったというのはちょっと残念です。そこのところの検証というのは1度していただきたいと思います。この間国道の中郷のところの宇根入り口のところの国道の改良工事についての県の説明会がありましたけれども、とても丁寧な説明でした。ですから、住民が不安に感じていたり、住民がこういうふうに思っていることに対して適切に対応していついて、これから進めますというお話があったのですが、そこの段取りが横瀬町はどういうふうになっているのですかということです。それで、地権者がオーケーしてもできなかったという、その事実をどういうふうに検証されて今後進めていくのかということをお願いしたいと思います。

それから、いつもいつも厳しいことを言っていました。議員なので、ごめんなさいということなのです。チェック機関なので、すみませんということなのですけれども、私は内藤議員もおっしゃっていましたが、ウクライナの現状とか見て戦争とかは絶対してほしくないと思っています。それで、だから民主主義を私は守りたいと思っています。民主主義って形がないのです。だから、それをどういうふうにするかというのは本当に大変なことだと思います。でも、それをどうにかして守っていきたくて思っていました。横瀬町もよりよくしたいと思っています。だから、職員に対しては厳しいことを言ったと思うのですけれども、ご容赦いただき、私はそのために横瀬町は民主主義のために何ができるかといったら、それは町民ができること、国民ができることというのは投票行為です。だから、投票率を上げる努力をずっとお願いしてきました。それは、この横瀬町の住民だけでなく、例えば関係人口で横瀬町にいらしてAre a 898とかで活躍している人たちにも、私は地元でもきちんと投票行動をしていただきたいなと思っています。地域の活性化というのは、関心を持ってもらうことが第一歩だと思っています。でも、都市部の投票率ってとても低いのです。ですから、横瀬町の人にも、それから関係人口で横瀬町に来ている人にも投票はぜひやっていただきたいというふうに、これは願っているのですけれども、町長のそのことについてどう思いますかということ、あと道路の行政が進まなかったことはどうしてでしょうかという、その検証についてどうお考えになるかということをお聞きしまして、富田町長及び役場職員の皆様、そして議会の皆様に感謝し、私の一般質問を終わりにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 今の質問ではないのですか。

○8番 大野伸恵議員 質問として。

○若林想一郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔加藤 勉建設課長登壇〕

○加藤 勉建設課長 それでは、答弁させていただきます。

ご質問の118号ですけれども、当時現地の調査までは入ったと私は聞いております。その後、個別にいろいろと事業の案内をしたところ、いろいろな諸事情が発生して進まなかったという話は聞いております。あと、基本的に町道の全般的な考え方ですけれども、国道と同じように地権者の数が多ければ説明会を町でも開いております。また、地権者の数が少なければ個別に計画段階でこういった計画がありますよという話をさせていただいています。いずれにしても、先ほども言いましたけれども、皆さんの協力がな

いとできない事業ですので、その辺の事業の説明は徹底して、丁寧な説明をして理解いただき、事業を進めていければと思っています。

以上です。

○若林想一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 民主主義を守るためにというところは大変共感します。投票行動がその基礎になるというのもそのとおりだろうというふうに思います。したがって、横瀬町としても投票率の向上に向けてこれからも努力をしていきたいなというふうに思っています。

〔何事か言う人あり〕

○富田能成町長 関係人口で町に来ている人にも発信するは、少しやり方を考えていきたいと思っています。趣旨は了解をしていますので。ただ、実際にそのやり方が今頭の中でちょっと浮かばないので、少し研究してみたいと思います。

○若林想一郎議長 答弁漏れはありますか。いいですか。

以上で8番、大野伸恵議員の一般質問を終了いたします。

○若林想一郎議長 次に、1番、向井芳文議員の一般質問を許可いたします。

1番、向井芳文議員。

〔1番 向井芳文議員登壇〕

○1番 向井芳文議員 皆様、こんにちは。1番、向井芳文でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。質問は、大枠で1つでございます。それでは、質問に移らせていただきます。

今回の質問は、「ウェルビーイング～幸せ感じるまちづくり～」についてでございます。ウィキペディアによりますと、ウェルビーイングとは誰かにとって本質的に価値のある状態、つまりある人にとってのウェルビーイングとは、その人にとって究極的によい状態、その人の自己利益にかなうものを実現した状態であるとあります。ちなみにですが、ウェルビーイングと同じく幸福と訳される言葉にハピネスがあります。ハピネスはハッピーの名詞形で、うれしい、楽しい、快楽、幸運というニュアンスを持つ言葉で、ウェルビーイングが状態、在り方を表す概念であるのに対し、ハピネスはその時々感情に重きがあります。また、世界保健機関、WHO憲章前文には、「Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity」、発音があまりよくなくて申し訳ないのですが、こちらを訳しますと、「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも精神的にも、そして社会的にも、全てが満たされた状態にあることをいいます」となります。人が生きていく上で求められるのはこの状態であり、お金や物、制度等は、それを実現するための一つの道具や手段でしかありません。8年ほど前に町議会議員に当選させて

いただいたときからの私の政治理念であります、「幸せ感じるまちづくり～人と人との関わり合うところから全てが始まる～」が言いたいこともまさにそれでございます。これまでの私の一般質問やその他の質疑、日常の活動等も、それを軸にやらさせていただいております。

ここで重要なのは、この町の住民だけにとどめない、関わってくれている方みんなのウェルビーイングを目指すという前に、まずは地元住民の皆様のウェルビーイングに取り込むことであると考えます。地元住民が幸せを感じているからこそ、この町に移住してくれたり、関わってくれる方々が幸せを感じることができるのではないのでしょうか。

さて、このウェルビーイングですが、当横瀬町におきましても、みんなで作る日本一幸せなまち横瀬のプロジェクトが始まり、まちづくりフォーラムやワークショップ等の取組が徐々に始まっており、今後の動向が期待されるところでございます。

ここで要旨明細（１）です。第６次横瀬町総合振興計画７つの柱それぞれにおけるウェルビーイングの取組の今後のビジョンについてお聞かせください。

質問は以上です。ご答弁よろしくお願い申し上げます。

○若林想一郎議長 質問１、「ウェルビーイングについて～幸せ感じるまちづくり～」について答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、質問事項１について答弁させていただきます。

まず、横瀬町におけるウェルビーイングのこれまでの経過でございますが、昨年９月の議会定例会で、企業版ふるさと納税寄附金とともに、ウェルビーイング事業負担金を補正予算でご承認をいただいてスタートしております。その後、町民をはじめ、企業、団体など町に関わる全ての方々のウェルビーイングを実現し、高めていくことを目的とする協議会の設立準備を始め、１１月２６日にみんなで作る日本一幸せな町横瀬協議会を設立いたしました。会長は、幸福学の第一人者であり、ウェルビーイング学会の代表理事でもある慶應義塾大学大学院の前野隆司教授、副会長に富田町長とし、その他の役員にもウェルビーイングや企業版ふるさと納税の有識者の方々に役員に就任していただいております。なお、事務局は、町の地域おこし協力隊ＯＢの谷隼太氏などとなっております。

今年度、令和４年度の活動は、協議会の設立に時間を要してしまい、実質的な活動のスタートが遅れてしまいましたが、まず町民の皆さんの声をお聞きする、みんなで学ぶこと、そして全国の先進的な事例を調べることを中心として活動をし、そのほかホームページの作成やＳＮＳを立ち上げ、情報発信に努めているといった状況となっております。

議員ご質問の第６次横瀬町総合振興計画７つの柱それぞれにおけるウェルビーイングの取組でございますが、先ほどこれまでの経過で申し上げましたが、現段階で協議会の中でウェルビーイングの先進事例の調査をし、現在、鋭意今年度中にまとめているところでございますので、具体的な取組の絞り込みまで至っておりません。来年度、令和５年度は、後期基本計画の策定年度に当たりますので、まずは協議会として人生幸福度調査を実施し、その結果を踏まえて協議会内での取組案の絞り込み、協議会から町への取組の提案、町での検討を経て、後期基本計画の策定作業に合わせて取り組んでまいりたいというふうを考え

ております。

なお、後期基本計画の策定に当たっては、前期基本計画同様、K P I を設定することになっておりますので、新たにウェルビーイングを図れるK P I を7つの柱それぞれに設定できるよう検討していきたいと考えております。

以上です。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

1 番、向井芳文議員。

○1 番 向井芳文議員 ご答弁ありがとうございます。一応後期基本計画が再来年から始まるものを次年度でということはお聞きというか、把握はしておりますので、その中でこの1年かけていろいろと考えていくという段階ではあるのですが、全体の進行がちょっと遅れているというのもあるのですが、ウェルビーイングということの取組が昨年始まった時点で、町長をはじめ、全体の課にこのウェルビーイングというものをこれからやっていくという足並みそろえる形で情報共有というのはされたと思うのですけれども、その上において今回次年度予算の予算議会になっていきますので、そういったところに具体的に入っていくと、本当に具体的な取組というのは振興計画に入れてやっていくのかもしれないのですが、ただこのウェルビーイングというのは新しいものではなく、今まであったものをこういう形でまとめているというだけのことだと思うのです、考え方として。なので、このウェルビーイングということを意識して次年度の取組も、計画ということをつくることだけではなく、具体的な施策にその考え、ウェルビーイングの精神を入れてやっていくことというのがいち早く取り組んでいける有効な手段だと私は考えております。そういった中で、各課にまたぎ、またこの7つの柱になりますと、課ごとのくくりではないので、横の連携が必要という中でこの7つの柱になっているわけですね。なので、1つの柱につき幾つかの課が複数で関わっているような形で横の連携でやっているというものでありますので、各課に限るというのは難しいのですが、この柱に関しまして、なので各課長にどう考えているかというのはまだまだちょっと難しい質問なのかなと現段階では思っております。ただ、その中である程度各課長の皆様には、今後そういうのをやっていくという認識は恐らく共有されていると思うのですが、町長にももしお聞きできればなのですが、この一つ一つの柱を順番にやっていくというのもちょっとなかなか難しいところではあるのですが、例えば1の柱の人づくりであれば、これは学校教育が入ってきていますので、小中学校における幸福学の、今まで幸福学の取組をやっていますので、こういった小中学校での取組をどうしていくかということにもなってきますし、また同時にワークショップ等を授業に取り入れてやっていくと、ウェルビーイングについてのことをやっていくということも出てくると思います。

また、2の柱の健康づくりで言えば、ここには保育所、児童館等が入ってきますので、子育て支援におけるウェルビーイングの施策展開というのも考えられるかなと。

また、安全安心づくりという3の柱では、ここは道路だったりとか、そういう具体的なハード面もありますので、地元住民のそういう要望をどう拾い上げていくかということ、この意見収集に関してかなりこのウェルビーイングという考え方を取り入れていくべきなのかなと思います。

また、4の柱、産業づくり、雇用づくりで言えば、ウェルビーイングに取り組んでいる事業者を表彰するとか、商工業者等を巻き込んだウェルビーイングの施策展開というのも有効なのではないかなと。また、

移住促進策としてウェルビーイングを盛り込んでいくというのも大変重要なことと考えております。

また、にぎわいづくり、中心地づくり、5の柱です。こちらに関しましては、ウェルビーイングツアーだったりとか、町内でのサプライズ企画とか、そういうのも盛り込んだり、前フォーラムのときに島田由香さんがおっしゃっておいりましたけれども、横瀬に行って歩いていたら幸せが発見できる、何かそういう詩が掲げてあったりとか、絵が掲げてあったりとか、これは氷柱なんかでもできると思うのですけれども、そういったこと、ウオーキングと観光振興を合わせた中にウェルビーイングを取り入れていくということも有効なのではないかなというふうに思います。

また、景観づくり、6の柱で言えば、ここには公園づくり入っていますので、ウェルビーイングを意識して公園づくりにも反映していただきたいなというのがあります。

また、7の柱、人の輪づくりのところではファシリテーターの育成と活用について、ここはちょっと今は置いておいて、これはこれでまた質問させていただくので置いておきますが、またアクティブシニア活動コーディネーター的なもの、アクティブシニアという事業が今ありますけれども、元気な退職された方たくさんいらっしゃいます。そういった方々が今まで会社だけで来ていた方とか、地域でいろいろやっていきたいという方いらっしゃいますので、そこをつないであげてコーディネートしていくというコーディネーター的なものというののもあっていいのではないかなということを考えております。これもウェルビーイングにつながるのかなと。

そして、若者の意見を取り入れたまちづくりということで、今ちょうどこども家庭庁の関係でこども基本法ですか、4月からの子供の意見をしっかりと取り入れていくと、基本理念に子供に関わる施策に関しては当事者の意見を表明する機会、また多様な社会的活動に参画する機会が確保されることというのが入ってきていますけれども、この辺りもその要素が入ってくるのかなと考えております。これ事前にお渡ししているので、一応ちょっとここで申し上げさせていただきましたが、こういったことを具体的に町長が何か考えている施策があれば教えていただきたいというのがまず1点です。

すみません、ちょっと前後してしまったのですが、もう一点が大畑課長になると思うのですが、ファシリテーターの育成と活用について、これも私、7年ぐらい前から質問を始めて、その当時はファシリテーターという言い方しなかったのですが、絆コーディネーターって勝手に自分でつけていたのですが、人と人とがつながる中で、ただ場所があって、そこに人が集まってくるというのがまず第1段階としては大事なのですが、ただその人がまた来てくれないといけない、そこで楽しかったってならなければいけない、それをどうするかというのがまさに絆コーディネーターであり、地域のファシリテーターです。会議等で話を進めるファシリテーターももちろんそうなのですが、それだけではなく、地域でその精神を持って人と人をつなげる、何度もここで申し上げてしまっていますが、具体的に申し上げてしまうと、LACの新堀さんみたいな存在の方がどんどん地域に増えてくれることを願って、今までしつこく質問してしまっているのですが、その辺りの育成の現状と今後の活用についてというのがもう一点あります。

もう一点、今度教育委員会のほうになると思うのですが、事前にもちょっとお渡しをさせていただいておりますが、小中学校における幸福学、前野先生の取り組んでいたものがあると思うのですが、この現在の取組状況というのを教えていただきたいのと、この3点をお願いします。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 再質問のうち、最初の人づくりに関わっての幸福学の関係ですとか、ワークショップを授業に取り入れるというふうな関係は、私のほうの学校教育に関係してまいりますので、私のほうからまず答弁させていただきたいと存じます。小中学校における幸福学なのですけれども、現在では小学校5年生の担任が学級指導として実施しております。1時間の流れは、科学的分析に基づく幸せの4つの因子について知り、ワークシートを用いてまずは自分自身を振り返って記載する、そしてさらにグループ内で友人への応援、励ましを記載し、それらを自ら振り返るといったものでございます。そして、最後に4つの因子の入った歌を歌い、それを印象づけて終わりにするという内容となっております。1つの学年に位置づけ、さらに学級担任が実施していくようなプログラムというふうにしたことで、毎年必ず実施ができます。そして、結果として横瀬町ほぼ全ての子供たちが体験できるといったプログラムとなっております。

続いて、ワークショップを授業に取り入れる等、学校教育におけるウェルビーイングの施策というふうなことについてでございます。教育振興基本計画には、授業時間を用いたウェルビーイングの施策としては、先ほど申し上げました幸福学プログラム、それから人権感覚育成プログラム、さらには夢の教室、ユメセンなどが挙げられます。そのほか自己肯定感を醸成する様々な体験活動、学校行事としての一例を挙げると、小学校における宿泊学習であるとか中学校の林間学校、また議員にも大変お世話になっております中学校での社会体験チャレンジ、こういったものもこれに入るかというふうに思っております。授業をはじめ、様々な学校行事、その他を含めて学校教育の中でできるウェルビーイングの施策というのを今後とも推進してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、私から再質問のファシリテーションの現状と活用ということで答弁をさせていただきますと思います。

以前もこの質問についてはお答えをさせていただいておりますけれども、今年度に入りましてよこらば関連の提案の中に哲学カフェ等とか、あるいはそれ以前からも活動を継続的に続けていただいている横瀬イノベーション等の機会がございますので、そこでファシリテーションとかファシリテーターの育成等ではできているのかなというところはありません。これは大規模にということではないので、徐々にやっているところだとは思いますが、こういったところ、それとあとはこの後、向井議員も関わっていただいておりますけれども、このウェルビーイングの協議会の中での活動の中で、こういったワークショップであるとか、そういうところの中で育成にもつながるかもしれませんし、活動にもつながるかなというところで、そういった機会にも捉えていきたいなというふうに思っております。そういった育成や活用する中で、この後地域にそういった方々が出ていって活躍できるというようなことが一番理想なのかなというふうに思っています。

以上です。

○若林想一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうからウェルビーイングの具体的な施策に向けての考え方を答弁させていただきます。

来期の計画にはウェルビーイングを盛り込んでいきたいというふうに思っていますが、その前にやっぱり必要なことがあると自分は認識していて、まず言葉です。ウェルビーイングと言って今理解していただける方は、全員にはなっていないということだと思っています。つまり横瀬町がやるウェルビーイングって何というのをまず説明して分かっていただくところが入り口です。それでいくと、私の解釈としてはその人らしく幸せに生きている状態です。その人らしく幸せに生きている状態がウェルビーイングですので、その状態になるように行政でやれることをやっていくというふうに理解をしています。これは施政方針でも少し触れてありますので、また改めてご案内させていただけると思うのですが、今回ウェルビーイングいろいろ今消化をしようとしています。それで、議論を始めているのですが、今感じていることが2つありまして、1つは政策に落とすのがやっぱりなかなか難しい面があります。人の幸せをまず図るのが難しく、それに対してアプローチを的確に探していくというところがなかなか難しいなと感じているのが素直なところで1つ目、もう一つは、一方今の定義のところでその人らしく幸せに生きているというフレーズを申し上げたのですが、これって横瀬町のカラフルタウンの言葉そのままなのです。だから、ウェルビーイングという言葉はここ二、三年だと思うのですが、私たちが計画をつくったときにはなかったのですが、実はカラフルタウンでつくったK P Iは、そのままウェルビーイングに当てはまるというのが結構あります。今、先行事例でいくと一番古いのは多分熊本県とかがやっていて、最近だと話題になった富山県があって、荒川区とかがあって、今去年ぐらいからデジタル庁が大分アクセル入れてウェルビーイングの指標をつくったりしています。100ちょっとぐらいありましたか、その指標を見ると、その中に例えば健康寿命とか、これは私たちが使っていた指標です。かぶるものも結構あります。ですので、その辺うまく整理して、今まで使えるものはまた使うでもいいし、もう少し違う角度というのがあればそれも入れるというところを今組み上げようとしているところです。その際に、今回ウェルビーイングの協議会を立ち上げていただいて、有識者にも入っていただいたり、あるいは町民の方を巻き込んだワークショップなんかも始まっていますので、その辺からの知見もしっかり入れていきたいなと、それでいい計画をつくっていききたいなというのが今の状況です。今日は、向井議員からたくさん具体的な事例をいただきましたので、それも参考にしてこれから組み上げていきたいなというふうに思っています。

○若林想一郎議長 再々質問はございますか。

1 番、向井芳文議員。

○1 番 向井芳文議員 大変心強いご答弁ありがとうございました。まず、教育長、ありがとうございます。学校現場においての様々な取組、今までやっているものが基本だと思うのですが、ウェルビーイングの考え方というところにうまく合致させてやっていただいているということで、大変ありがとうございます。また、哲学カフェ、私も参加させていただきましたが、大変楽しくて、こういう機会がいっぱい増えて、ただそこに多くの、いつも同じメンバーになってしまうので、そうならないようにしないといけないなと

いうのは、私自身も声かけの部分で反省もありますし、それは取り組んでいかなければいけないと思いますが、こういった機会どんどんまた引き続き増やしていただければなと思います。

町長、ありがとうございました。今のちょうど同じメンバーかというところなのですが、これは熱量としては同じメンバーで来てくれる方ありがたいので、そこを大事にしていくのはそうなのですが、ただそこは熱が上がり過ぎるとそのほかの町民の方が来づらくなってしまうというところ、そこをつないであげる、これもまさにファシリテーターなのですけども、この辺りウェルビーイングの取組をやっていく上で、地元の皆さんのお話を聞くということでは伺っておりますが、ここを再度できる限り多くの地元の皆様の声を聞いていただきたい。そして、この町の施設に来ていただいている方はもちろんのこと、ふだん来ていない方の声も、もしかしたら来たいけれども、何か入りにくいのかもしれないですし、そういった方々の声をいかに拾うかはまたすごく鍵になってくるので、その辺りを再度お願いを申し上げます。その辺りいかがでしょうかということで、最後町長に答弁をもししていただければです。

○若林想一郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁申し上げます。

やっぱりより多くの人を巻き込んでいくというプロセスは必ず必要になりますので、多くの人を巻き込んでいくということ、それからイベントには参加していただかなくても声は拾うというのは広くやっていきたいなというふうに思います。実は3月1日に新しい地域おこし協力隊2名着任をしました。今回はまだご紹介できなかったのですが、1人ウェルビーイングの担当を主にまち経営のところで担っていただくということを想定していて、活躍していただけるのではないかなというふうに思っています。今日傍聴に来ていただいているのですが、近藤さんという方です。大きな期待をしています。よろしくお願いします。

○若林想一郎議長 以上で1番、向井芳文議員の一般質問を終了いたします。

これにて日程第4、町政に対する一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時25分

○若林想一郎議長 再開いたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第5、議案第4号 横瀬町個人情報保護法施行条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第5、議案第4号 横瀬町個人情報保護法施行条例についてであります。個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔小泉照雄総務課長登壇〕

○小泉照雄総務課長 議案第4号の細部説明をさせていただきます。

これまで個人情報保護制度の運用は、国の行政機関と地方公共団体等は、それぞれ異なる規律に基づき行っておりました。本年4月1日からは、個人情報の保護に関する法律が改正され、全ての地方公共団体が改正後の個人情報保護に関する法律の適用を受けることになります。このことから、現行の横瀬町個人情報保護条例を廃止し、改正後の個人情報の保護に関する法律に基づき、必要事項等を条例で定めるものでございます。

それでは、事前にお配りいたしました資料、条例の概要により説明いたします。今回の条例は、6つの条から構成されております。第1条は、趣旨の規定です。個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要事項を定めるものです。

第2条は、定義の規定です。条例において使用する用語は、個人情報の保護に関する法律において使用する用語を適用するもの、条例における実施期間を規定しております。

第3条は、個人情報取扱事務の届出の規定です。個人情報取扱事務を開始する際の届出事項、個人情報取扱事務を廃止した際の届出事項の抹消について、届出事項を町民へ閲覧を供することを規定しております。

第4条は、手数料等の規定です。開示請求に係る手数料は無料とする規定、開示請求に係る文書の写しの交付等の際には、実費負担として写しを作成する費用負担について規定しております。現状規則におきまして、文書の写しの作成費用として、白黒で複写、A3判まで1枚につき10円となっておりますが、4月以降も同様の予定でございます。

第5条は、審査会への諮問の規定です。条例の改正、廃止の場合、保有する個人情報の漏えい防止等の安全管理の基準を定める場合、個人情報の取扱いに関する運用の細則を定める場合について、必要に応じて横瀬町情報公開・個人情報保護審査会に諮問できることを規定しております。

第6条は、委任の規定です。条例実施のための必要事項は規則で定めるものです。

続いて、附則でございますが、第1条で施行期日を法律改正の施行日と同じ令和5年4月1日と規定しております。

第2条は、改正後の個人情報保護に関する法律の適用により、現行の横瀬町個人情報保護条例を廃止することを規定しております。

第3条は、経過措置の規定です。廃止前の横瀬町個人情報保護条例の規定に基づき行われた各届出等は、廃止前の横瀬町個人情報保護条例が適用されることを規定しております。

以上、議案第4号の細部説明を終わります。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ちょっと教えていただきたいのですが、今個人情報保護条例の審査会への諮問なのですけれども、今回条例の改正、廃止等があるというふうに解釈すればいいのでしょうか。そのときには、この審査会というのは開催されますか。教えていただければと思います。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉照雄総務課長 審査会の開催をいつ行うか。すみません。

○8番 大野伸恵議員 個人情報保護の関係の審査会ということなのですが、審査会への諮問なのですけれども、諮問の規定で条例の改正とか廃止の場合って5条にありますけれども、そうしますと今度この条例が廃止になるのかな、新しくなるのかな。これになるのですけれども、そのときの諮問委員会というのはされるのですかということです。委員会があってもなかなか開かれないので、せっかく委員会があるので、住民の声を聞く場でもありますので、私はなるべく関係条例とかのことのあった場合には開いて、それこそ住民の声を聞く場ですので、情報をいろいろ話していただいて役場の状況を教えていただきたいなというふうに思っているのです、この条例についての諮問委員会は開かれますかという質問です。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉照雄総務課長 今回の条例の改正によりまして、今後条例の改正ですとか廃止する場合につきましては、審査会を諮問することができる規定でございますけれども、そういった場合につきましては諮問するような形を取りたいと考えております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第5、議案第4号 横瀬町個人情報保護法施行条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第6、議案第5号 横瀬町犯罪被害者等支援条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、議案第5号 横瀬町犯罪被害者等支援条例についてであります
が、犯罪被害者等を支援するため、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔小泉照雄総務課長登壇〕

○小泉照雄総務課長 議案第5号の細部説明をさせていただきます。

今回の条例は、故意の犯罪等により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族の方、または重傷等の被害を受けた犯罪被害者の方に対して、国、県等と連携し、被害者が受けた被害の軽減を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援を行うための条例です。

なお、今回の条例は秩父圏域1市4町がともに足並みをそろえて条例を制定いたします。

それでは、事前にお配りいたしました資料、条例の概要により説明いたします。今回の条例は、13の条から構成されております。第1条は、目的の規定です。犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、被害者等の被害の軽減または回復を図り、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するものです。そのため基本理念を定め、町、町民、事業者の責務を明らかにし、犯罪被害者等の支援について基本事項を定めるものです。

第2条は、犯罪等、犯罪行為、犯罪被害者等の用語の定義を定めるものです。

第3条は、基本理念の規定です。犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるまで適切に途切れることなく支援を行うこと、犯罪被害者等の名誉と平穏な生活を害さず、また二次的被害を生じさせないこと、犯罪被害者等の個人情報の取扱いに最大限配慮することを規定しております。

第4条は、町の責務として、基本理念に基づき犯罪被害者等の支援の施策を策定し、関係機関と連携して実施することを規定しております。

第5条は、町民の責務として、犯罪被害者等の名誉と平穏な生活を害さず、また二次的被害を生じさせない配慮をすること、犯罪被害者等の支援の施策に協力するよう努めることを規定しております。

第6条は、事業者の責務として、町民の責務に加えて犯罪被害者の就労、勤務について配慮するよう努めることを規定しております。

第7条は、犯罪被害者等の総合相談窓口の体制の整備と情報提供、関係機関と連絡調整に関することを

規定しております。

第8条は、犯罪被害者等への見舞金の支給についてです。国において犯罪被害者給付制度がございますが、申請から支給まで平均約7か月と時間を要することから、国等から地方公共団体への見舞金支給の要請を踏まえ、国等から給付金が給付されるまでの間、経済的負担軽減を図るため支給するものです。見舞金の金額ですが、現在条例制定済みの埼玉県内で見舞金の支給がある14の市町を参考に、秩父圏域1市4町統一の金額を設定いたしました。犯罪行為により死亡した者の遺族の方に対しては、遺族見舞金として30万円、犯罪行為により傷害を受けた方に対しては、傷害見舞金として10万円を支給するものです。

第9条は、犯罪被害者等の支援を行う人材の育成等に関する規定です。

第10条は、犯罪被害者等の支援を行う民間団体に対する情報提供等に関する規定です。

第11条は、町民、事業者の情報提供、啓発活動等の施策に関する規定です。

第12条は、犯罪被害者等からの意見、要望等、施策への反映に関する規定です。

第13条は、条例施行に関し、必要な事項は規則で定める委任規定です。

附則におきまして、施行期日として、令和5年4月1日からの施行を規定しております。

以上、議案第5号の細部説明を終わります。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 数点お伺いします。

まず、第2条(1)、(2)のところで、犯罪等、それから犯罪行為というものがあります。具体的にどのような行為をいうのか、どのようなことが犯罪というのか、それとこういうような行動に対するものに対して、犯罪とか犯罪行為と認める、認知する、そこはどこが行うのかということです。

それから、これらの行為によって被害を受けた方の公になった方だと思えるのですけれども、認知された方に対して見舞金の規定、8条にあります、これの支給行為を実際に行政が行う上で、申請を受けてやるのか、あるいは何らかの事実に基づいて自動的に支給されるのか、その辺の取扱いについてお伺いします。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉照雄総務課長 それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

まず、第2条(1)の犯罪等でございますけれども、これは犯罪被害者基本法第2条に規定されておりますけれども、個人の生命、身体、または財産に危害を及ぼす行為ということで、刑罰に科される行為ということで犯罪行為、犯罪等という規定でございます。

(2)の犯罪行為につきましては、(2)ですけれども、ここに書いてありますように、人の生命、身体に害する罪に当たる行為ということで、刑法をそれぞれ規定されておりますけれども、そういった行為を該当するものでございます。

それから、犯罪行為を認知するところにつきましては、警察のほうで認知いただくというか、認知するものかと思えます。

あと、見舞金の支給につきましては、これから規則等で規定いたしますけれども、申請をして見舞金の請求をしていただくということであります。支給する際には警察と連携し、その辺の犯罪行為があったかという事実確認をしながら、支給の手続を進めていく形となっております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再質疑はございますか。

6 番、新井鼓次郎議員。

○6 番 新井鼓次郎議員 ご説明ありがとうございました。ただいまの第2条（1）、（2）の定義につきましては、平たく言えば警察によるものということで、迷惑行為を受けて悩んでいらっしゃる方、相談を行政のほうにされた方、警察沙汰になっていないけれども、相談をして実際に苦痛を味わっている方のような方の救済というか、対象はどのようにお考えでしょうか。

○若林想一郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉照雄総務課長 お答えいたします。

今回の犯罪被害者の支援条例に関しましては、あくまでも殺人などの故意の犯罪行為によって不慮の死を遂げた方ですとか、そういった遺族の方に対しての被害者の支援ということで、精神的な苦痛とか、そういった方に対して見舞金の支給はございませんけれども、そういった精神的なものを受けた方に対しての支援についても、見舞金はありませんけれども、そういった支援をするような形にはなっているかと思えます。

以上でございます。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第6、議案第5号 横瀬町犯罪被害者等支援条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第7、議案第6号 横瀬町企業版ふるさと納税基金条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第7、議案第6号 横瀬町企業版ふるさと納税基金条例についてありますが、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の財源に充てるための基金を設置したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、議案第6号の細部説明をさせていただきます。

本条例の制定につきましては、地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業、いわゆる企業版ふるさと納税の寄附対象事業に要する費用の財源に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、基金を設置したいものでございます。この基金が設置することによりまして、いただいた寄附金を柔軟に最大限活用して対象となる事業に充当することができるようになるものでございます。

それでは、概要についてご説明申し上げます。第1条では、横瀬町企業版ふるさと納税基金の名称とともに、本条例の設置目的を定めております。

第2条では基金について積み立てる額についてを、第3条では基金に属する現金の管理についてを、第4条では基金の運用から生じる収益についてを、第5条では繰替運用についてを、第6条では基金の処分についてを、第7条では委任についてをそれぞれ定めております。

なお、附則において施行日を公布の日としております。

以上、説明とさせていただきます。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 1点教えてもらいたいのですが、ただいまの説明だと企業版ふるさと納税を最大限活用するためということで、この基金がつくられるということなのですが、普通の例えば一般寄附だとかの場合、普通の歳入の場合、歳出の場合が、その歳出に対する歳入のバランスなのなのですが、普通の場合は予算をつくってそれが残ると不用額になりますよね。不用額は、翌年度は一般財源の財源になってしまうわけです。それが継続されないのですよね。お金が不用になった場合には、それは不用額として繰越金になってしまうわけです。横瀬町財政の繰越金になるのですけれども、だから使い方が不用額の場合は自由に使えるのですけれども、でもこれは企業版ふるさと納税をした企業には100%お返ししますよというための基金条例なのですかということを1点教えてください。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、答弁させていただきます。

今回の基金の設置に当たっては、企業の方々から企業版ふるさと納税として寄附していただくのが、例えば年度末に近い状態で来た場合、もう事業がない場合があります。それを一旦基金に積み立てて、翌年度もしそれに該当するような事業等があったときに、そこに充当していくための基金になりますので、例えば余ってしまったからその寄附金をお返しするというものではないと、ストックしておいて対象となる事業に充当していくというものの受皿としての基金というふうに認識をしております。よろしいでしょうか。

○若林想一郎議長 再質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 そうしますと、ただいまの説明ですと、例えば企業版ふるさと納税で100万円しました。事業が80万円で終わってしまいました。そのときに20万円は寄附金として残りますけれども、それを繰越基金に入れますと、その20万円は寄附をした会社にまた仕事をお願いするということではなくて、自由に使えるという考え方でよろしいですか。ほかの仕事に使えるって、ほかのまち・ひと・しごと創生活用事業に利用してもいいのだというふうに解釈すればよろしいですか。

○若林想一郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 答弁させていただきます。

寄附の対象となる事業というものがありますので、その企業さんが求めている事業であれば、それは次の年とか使えますので、これによって限定ということではなくて、こういった事業というちょっと大きくくりなものになりますので、そういったものを使えますということによろしいでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○大畑忠雄まち経営課長 違うというか。

〔何事か言う人あり〕

○若林想一郎議長 再々質疑はございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 では、Aの企業が100万円寄附します。事業がやったら80万円で終わってしまったということがあるかどうか分かりませんが、そのときにその20万円を基金に繰り入れました。今度このための仕事で例えばAの会社ではなくてBとかCとかの会社にお金を使えるのですかという確認なのですが、ですからどうも今まで予算とかを見ていると、企業版ふるさと納税をいただくということ、その会社にそっくりそのままお返しして事業をお願いする、もしくはプラスしてお願いするということがあったのですが、そうではなくてこの基金にした場合には、使用度が自由になりますかというふうに考えてよろしいのですか。

○若林想一郎議長 ただいまの再々質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、再々質問に答弁させていただきます。

事業に対する寄附金でございますので、あくまでも企業が関わっているということではなくて、ですの

で自由に使えるものと認識しております。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 6条なのですけれども、町長の裁量でこの場合に限りって書いてあるから、これはこれでいいかもしれないですけれども、基金の管理、7条です。必要な事項を町長が別に定めるというのですけれども、これはもう定めてあるのかどうかということと、それを例えば条例、条項になっているのだけれども、定めたものを議会の承認を得るとか、議会に報告するとか、そういう文言は必要ではないのですか。そうでないとフリーになってしまうような気がするのだけれども。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 答弁させていただきます。

基金の管理に関することということになっておりますので、通常この委任事項というのは、規則であるとか、そういったものに該当するのかなというところがありますので、場合によっては議員の皆さんに説明をしながらというところがあるとは思いますが、基本的には町側のほうでこういったものの取決めをしていくという話になると思います。

以上です。

○若林想一郎議長 再質疑はございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 条例上はこうですけれども、運用上は議会にも事前に説明するとか、そういうことがあったほうがよろしいかと思っておりますので、慣例でそういうふうにしていただきたいと思います。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第6号 横瀬町企業版ふるさと納税基金条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第8、議案第7号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第8、議案第7号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の規定を整備したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 議案第7号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表を配付させていただきましたので、参考に御覧いただければと思います。まず、条例の基本的な考え方でございますが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、子ども・子育て支援法が一部改正されました。この改正は、こども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴い、内閣総理大臣の権限等に関する規定を整理することから、関係する条例の一部を改正したいものでございます。

次に、各条例改正の内容について説明させていただきます。まず、第1条でございます。横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正でございますが、第3条は第1項第1号及び第2号中の引用する字句を整理するものでございます。子ども・子育て支援法第19条第2項が削除されることに伴い生じた条項のずれによるものでございます。

次に、第2条、横瀬町子ども・子育て審議会条例の一部改正でございますが、第1条及び第2条中の引用する字句を整理するものでございます。子ども・子育て支援法第72条から第76条まで削除されることに伴い生じた条のずれによるものでございます。

附則は、この条例の施行日を法律の施行日と同様、令和5年4月1日と規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第 8、議案第 7 号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。



◎議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第 9、議案第 8 号 横瀬町情報公開条例等の一部を改正する等の条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第 9、議案第 8 号 横瀬町情報公開条例等の一部を改正する等の条例についてであります。個人情報保護に関する法律の改正に伴い、関係条例の規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔小泉照雄総務課長登壇〕

○小泉照雄総務課長 議案第 8 号の細部説明をさせていただきます。

事前にお配りいたしました資料 1、新旧対照表、資料 2、条例の概要を議案と併せて御覧ください。今回の条例改正は、先ほど審議いただきました個人情報保護法施行条例に関連し、本年 4 月 1 日から改正個人情報の保護に関する法律が適用されることから、関係条例の所要の改正を行うものです。

資料 2 の概要によりご説明いたします。改正の第 1 条は、横瀬町情報公開条例の一部改正となります。法律の改正に伴い条例に規定されております横瀬町情報公開・個人情報保護審議会の機能を国の制度運用において審査会で兼ねることが可能となったことから、横瀬町情報公開・個人情報保護審査会に統合するものです。

続いて、第 2 条ですが、横瀬町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正となります。これまで条例により規定された事項を法律に基づく規定に改正するものです。横瀬町情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務を法律に基づき規定をするものです。

続いて、第 3 条、第 5 条、第 6 条の条例の一部改正ですが、法律の改正に伴い関係条例の所要の改正を行うものです。

1 つ戻りまして、第 4 条の横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正ですが、横瀬町情報公開・個人情報保護審議会が横瀬町情報公開・個人情報保護審査会への統合によ

り、審議会の会長、委員報酬の規定を削除するものです。

続いて、第7条は、横瀬町情報公開・個人情報保護審議会が横瀬町情報公開・個人情報保護審査会への統合により、条例を廃止するものです。

施行期日につきましては、附則で令和5年4月1日施行と規定しております。

以上で議案第8号の細部説明を終わります。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第9、議案第8号 横瀬町情報公開条例等の一部を改正する等の条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第10、議案第9号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第10、議案第9号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国家公務員の給与改定に準じて改正したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔小泉照雄総務課長登壇〕

○小泉照雄総務課長 議案第9号の細部説明をさせていただきます。

事前にお配りいたしました資料1、新旧対照表、資料2、条例の概要を議案と併せて御覧ください。今

回の条例改正は、令和４年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて給与条例の一部を改正するものでございます。

資料２、条例の概要によりご説明いたします。改正の内容ですが、６月、１２月に支給される勤勉手当について、正規職員につきまして基準日ごとの算定率につきまして、現行の「１００分の９５」を「１００分の１００」に改正し、年間０．１０月分、再任用職員及び任期付職員につきまして基準日ごとの算定率につきまして、現行の「１００分の４５」を「１００分の４７．５」に改正し、年間０．０５月分引き上げるものです。

次に、職員の給料表につきまして、国家公務員の棒給表に準じて改正をするものです。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和４年４月１日から適用するものです。

以上で議案第９号の細部説明を終わります。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第１０、議案第９号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。



◎議案第１０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第１１、議案第１０号 横瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第１１、議案第１０号 横瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国家公務員の給与改定に準じて改正したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔小泉照雄総務課長登壇〕

○小泉照雄総務課長 議案第10号の細部説明をさせていただきます。

事前にお配りいたしました資料、新旧対照表を議案と併せて御覧ください。今回の条例改正は、令和4年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定、また埼玉県 lowest賃金の時間額は956円から987円に改定されたことに伴い、最低賃金に適用するよう国家公務員の棒給表を適用し、給料表を改正するものです。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、賃金改定日の令和4年10月1日から適用するものです。

以上で議案第10号の細部説明を終わります。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第11、議案第10号 横瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第12、議案第11号 横瀬町総合福祉センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第12、議案第11号 横瀬町総合福祉センター条例の一部を改正する条例についてであります。総合福祉センター利用者の拡大を図るため、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

福祉介護課長。

〔平沼朋子福祉介護課長登壇〕

○平沼朋子福祉介護課長 議案第11号の細部説明を申し上げます。

事前にお配りしました資料1、新旧対照表と本日お配りしました資料2、条例の概要を議案と併せて御覧ください。資料2、条例の概要によりご説明いたします。改正の概要でございますが、今回の条例改正は総合福祉センター利用者の拡大を図るため、利用の範囲及び利用料金等を改正するものでございます。

改正内容でございますが、4つの項目に分けて説明いたします。1つ目として、第2条の改正でございます。総合福祉センターの機能を町内に居住する高齢者の福祉の増進を図るための老人福祉センターから、町内に居住する高齢者をはじめとする全ての町民の福祉の向上を図るための福祉センターに改めるものです。保健センターについては、字句の整理となります。

第2条の改正に合わせ、第7条はセンターを利用できる者の区分を改めるものです。第7条第1号の町内に住所を有し、満60歳以上の者、就学前幼児、障害者手帳を所持する者、第2号の町内に住所を有する前号に掲げる者以外の者を合わせ第1号とし、町内に住所を有する者に改めるものです。

2つ目として、第3条の総合福祉センターの業務でございますが、現状に合わせ業務の内容を整理するものでございます。

3つ目として、指定管理者による管理でございます。第16条の改正では、第3条の改正に伴い町長が指定管理者に行わせる業務を整理するものでございます。指定管理者に行わせる業務は、第3条の第1号、第2号、第5号となります。

4つ目として、利用料金を改定いたします。改定前の利用料金は、町民については就学前幼児、60歳以上の方、障害者手帳を所持している方については無料で、それ以外の町民は200円となっておりました。改定後は、入浴を伴わないセンター利用者に関しては全て入館料を無料とし、入浴される方のみ200円となります。町外の方につきましては、改正前は就学前幼児から高齢者まで一律300円としていた利用料を入浴を伴わない利用については、就学前幼児は無料、障害者手帳を所持している方は200円、それ以外の方は今までどおり300円といたします。その他入浴される場合には、町民と同様、入浴料を200円といたしました。

附則につきましては、条例の施行期日を定めるものでございます。

以上で議案第11号の細部説明を終わります。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 1点お伺いいたします。

町外の方の障害者手帳所持者は200円ということなのですが、今障がい者の方に対しては様々な助成しております。ここでなぜ障害者手帳所持者のみ200円を徴収するのかお聞きいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

福祉介護課長。

○平沼朋子福祉介護課長 先ほどのご質問になりますが、町民の方につきましては無料となっておりますが、

町外の方につきましては今まで300円いただいていたものを今後100円減額いたしまして、200円とさせていただきます。

○若林想一郎議長 再質疑はございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 これは、今までは300円だったですけども、障がい者の方のお金を出すというのは、どういうふうに町として、もしでしたらやっぱり障害手帳をお持ちの方は無料というのがいいのではないかって思ったので、質問させてもらったのですけれども。

○若林想一郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

福祉介護課長。

○平沼朋子福祉介護課長 町民の方については無料ということで、町外の方につきましてはやはり町民の施設であるということから、割引という形でさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 この条例改正案ですけども、施行月日が令和5年7月1日となっているのですけれども、これ何か意味があるのか。

それと、今度リニューアルしたということなのですけども、総合福祉センターへ行きますと、出入口のところに老人憲章、あれはきれいになったのかどうか、今まで読めないようになっていたのですけれども、その点、2点ほどお願いします。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

福祉介護課長。

○平沼朋子福祉介護課長 それでは、施行期日が7月ということなのですが、こちらにつきましては利用料金の改定も含まれるため、周知期間が必要ということで7月1日とさせていただきました。

老人憲章につきましては、今まだそのままの状態になっておりますが、こちらについても来年度修理をするかどうか検討していきたいと思っております。

○若林想一郎議長 再質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 文言なのですけども、町内に居住する高齢者をはじめとする全ての町民だから、全ての町民だから高齢者をはじめとするというのは別に要らないのかなと思うのだけれども、入れた意味はどういうことなのでしょう。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

福祉介護課長。

○平沼朋子福祉介護課長 もともとが老人福祉センターということもあり、今来ている方も高齢者の方が多いということがありまして、高齢者の方をはじめとして、乳幼児の方から小中学生、全ての町民の方に利

用していただきたいという思いから、高齢者をはじめということで入れさせていただきました。

以上です。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

8 番、大野伸恵議員。

○8 番 大野伸恵議員 ただいま宮原議員がとてもすばらしいことをおっしゃったと思うのですが、今回はこれでいいと思うのですが、どこの施設に行っても障がい者に関しては無料という施設が多いので、今後検討していただきたいと私も思うのですが、少なくともこの入館料についてはちょっといいのではないかなという気がするのですが、今後検討とかされますか、していただきたいと思うのですが、よろしくお願いします。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

福祉介護課長。

○平沼朋子福祉介護課長 町外の方の入館料についてということでございます。その状況によって検討はしていきたいと思います。

○若林想一郎議長 再質疑は。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第12、議案第11号 横瀬町総合福祉センター条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。



◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第13、議案第12号 横瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第13、議案第12号 横瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 議案第12号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表を配付させていただきましたので、参考に御覧いただければと思います。まず、条例改正の基本的な考え方でございますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等によりまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されました。この改正は、家庭的保育事業者の安全計画の策定、当該計画に従い必要な措置を講じなければならないほか、利用幼児等の移動のために自動車を運行する場合の所在確認等の規定が追加されることから、条例の一部を改正したいものでございます。

次に、条例改正の内容についてでございます。第6条中、家庭的保育事業者等から居宅訪問型保育事業者を除く括弧書きの効力の及ぶ規定に、新設する第7条の3第2項を加えるものでございます。

第7条の次に、第7条の2及び第7条の3を加えるものでございます。

第7条の2第1項は、家庭的保育事業者等における安全計画の策定を義務づける規定、第2項は職員に対する安全計画の周知と定期的な研修及び訓練の実施規定、第3項は利用乳幼児の安全確保に関して保護者等の連携を図れるよう、保護者に対し安全計画の取組内容を周知する規定、第4項におきましては、安全計画の見直し等に関する規定でございます。

第7条の3として、第1項は事業所外での活動等の移動のために自動車を運行する場合における利用乳幼児の所在確認を義務づけるもの、第2項は利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合に、ブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置の設置と利用所在の義務づけをする規定でございます。

第10条は、家庭的保育事業所等を社会福祉施設等と併せて設置するときの基準に「その保育に支障がない場合に限り」を加え、ただし書を削り、基準を緩和するものでございます。

第13条は、利用乳幼児に対する懲戒権に関する規定を削除するものでございます。

第14条第2項は、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置を明確化するため、「必要な措置を講じる」を職員の研修並びに訓練を定期的実施する規定に改めるものでございます。

附則第1項は、この条例の施行日を令和5年4月1日とし、ただし書は第13条の改正規定を公布の日からとするものでございます。

附則第2項は、施行日から令和6年3月31日までの間の経過措置として、この条例の改正後の第7条の3第2項の規定において、ブザー等の設置が困難である場合、ブザー等の設置に代わる措置及び利用乳幼児の所在確認の実施義務を規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 家庭保育事業者とか居宅訪問型保育事業者ということなのですけども、横瀬町だと具体的にどういう事業所があるのでしょうか。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

○守屋則子健康子育て課長 ただいまの質問に対してですけども、横瀬町には該当する事業所はございません。

以上です。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第13、議案第12号 横瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。



◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第14、議案第13号 横瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第14、議案第13号 横瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 議案第13号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表を配付させていただきましたので、参考に御覧いただければと思います。まず、条例改正の基本的な考え方でございます。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、放課後児童健全育成事業所の設備及び運営に関する基準の一部が改正されました。この改正は、放課後児童健全育成事業所における児童の安全計画の策定の義務、業務継続計画の策定等の努力義務、感染症及び食中毒の予防に必要な措置の明確化、自動車を運行する場合の児童の所在確認の義務について新たに追加されることから、条例の一部を改正したいものでございます。こちらの条例は、先ほどご審議いただきました根拠と同じになっております。

次に、条例改正の内容について説明させていただきます。第6条の次に、第6条の2として4項を追加するものでございます。第1項は、放課後児童健全育成事業所における安全計画の策定を義務づける規定、第2項は職員への計画の周知と定期的な研修及び訓練の実施、第3項は利用の保護者に対する安全計画の取組内容の周知、第4項は安全計画の見直し等に関する規定でございます。

第6条の3として、事業所外での活動等の移動のために自動車を運行する場合における利用者の所在確認を義務づける規定を追加するものでございます。

第12条の次に、第12条の2として3項を追加するものでございます。第1項は、感染症や非常災害発生時における業務継続計画の策定、第2項に職員への計画の周知と定期的な研修及び訓練の実施、第3項は業務継続計画の見直し等に関するもので、努力義務の規定となります。

第13条、衛生管理については、第2項中の感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置を明確化するため、職員の研修、定期的な訓練の実施に改めるものでございます。

附則第1項は、この条例の施行日を令和5年4月1日と規定するものでございます。

附則第2項は、施行日から令和6年3月31日までの間の経過措置として、この条例の改正後の第6条の2の規定中の義務規定を努力義務に読み替えるものでございます。

以上で説明を終わります。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 先ほどと同じで、放課後児童健全育成事業所というのは横瀬町にいるのかどうか、それと近隣で何か法人とかでそういうのがあるのかどうか、具体的に教えてください。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

○守屋則子健康子育て課長 ただいまの質問にお答えいたします。

放課後児童健全育成事業所というのは、横瀬町の場合には横瀬町学童保育室が当たります。学童保育になります。

以上でございます。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第14、議案第13号 横瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。



◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第15、議案第14号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第15、議案第14号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 議案第14号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表を配付させていただきましたので、参考に御覧いただければと思います。まず、条例の改正の考え方でございますが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による子ども・子育て支援法の一部改正、学校教育法の一部改正により、こども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴い、内閣総理大臣の権限等に関する規定を整理するものであります。

民法等の一部を改正する法律による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に基づきまして、児童に対する懲戒権の規定を削除するものであります。以上により、条例の一部を改正したいものでございます。

次に、条例改正の内容について説明させていただきます。まず第4条、第6条から第8条まで、それと第13条、第15条はちょっと飛ばさせていただいて、第20条、第35条から37条、第39条、第51条、第52条につきましては、子ども・子育て支援法第19条の第2項が削除されることに伴い生じた条項のずれにより、引用する字句を整理するものでございます。

新旧対照表をちょっと戻っていただきまして、次に第15条になります。第15条につきましては、学校教育法第25条の項の新設によりまして、幼稚園教育要領の根拠規定の「第15条」を「第15条第1項」に改めるものでございます。

第26条につきましては、懲戒権を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行日を令和5年4月1日と規定するものでございます。ただし書といたしまして、第26条の改正規定の施行日を公布の日からと規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第15、議案第14号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。



◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第16、議案第15号 横瀬町小学校等入学祝い金支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第16、議案第15号 横瀬町小学校等入学祝い金支給条例の一部を改正する条例についてであります。切れ目ない子育て支援施策を拡充するため、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 それでは、議案第15号の細部説明をさせていただきます。

新旧対照表を配付させていただいておりますので、参考に御覧いただければと思います。まず、条例改正の基本的な考え方でございますが、現在の物価高騰と経済状況等を踏まえまして、子育て家庭における経済的負担を軽減するため、入学祝い金の支給額の増額と中学校卒業後のそれぞれのステージを応援するため、卒業のお祝い金として巣立ち応援金の支給を追加したいため、条例の一部を改正したいものでございます。

次に、条例の改正内容について説明させていただきます。題名を「横瀬町小学校等入学祝い金支給条例」から「横瀬町小学校等入学祝い金及び中学校等巣立ち応援金支給条例」に改めるものでございます。

第1条目的に、中学校等巣立ち応援金に関する規定を新たに加えるものでございます。

第2条は、受給資格の要件に関する規定の整理と巣立ち応援金の受給資格者の規定を加えるものでございます。

第3条は、見出し「祝い金の額」を「支給する額等」に改め、第1項に小学校、中学校の入学祝い金の額を「1万円」から「2万円」に改めるものでございます。第2項中の「祝い金」を「支給方法」に改め、第2項を1項繰り下げ、第3項とするものでございます。

第2項として、巣立ち応援金の額を生徒1人につき1万円とする規定を追加するものでございます。

第4条は、受給資格の規定に巣立ち応援金を加えるものでございます。

附則は、この条例の施行日を令和5年4月1日と規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。いろいろと考えていただいて大変ありがたいと思っています。

その中で1点なのですが、この現行のほうには町税に滞納がない者というのがないようなのですが、今回2条に新しく町税に滞納がない者というのが入りました。それで、これは今年の4月に入学する子たちに現実問題として、これに該当して支給できない方というのはいますか。お願いいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

○守屋則子健康子育て課長 ただいまの質問でございますけれども、現行の制度におきましても滞納がある場合には支給はできないのですが、滞納がある場合につきましては、そこのところを整理していただきまして、支給するという形を取っております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再質疑。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 では、現行で実際問題これで滞納があつて支給されなかったという事例がありますか、お聞きします。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

○守屋則子健康子育て課長 ただいまの質問でございしますが、ちょっと数年前というのは分かりませんが、今年度今ちょうど申請を受けて交付しているところなのですけれども、その状況では滞納があるかないかの確認をその場でさせていただきまして、そこを整理していただいて交付している状況ですので、今年度につきましては今のところありませんが、過去にあったかどうかは申し訳ありません、今ここではちょっと分かりかねます。

以上でございます。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

再々質疑、8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 これは本当非常に難しい問題だと思うのですが、このお金が実際に利用されるのは子供たちなのです。家庭には配られるのですけれども、実際に利用するのは子供たちなのです。目的は子供たちの福祉なのです。ですから、これは大変本当難しい問題だと思うのですけれども、町税に滞納があつては駄目なのですけれども、そのところはちょっと心が痛いと思うのですけれども、町長、どうでしょうか、お願いします。

○若林想一郎議長 ただいまの再々質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 おっしゃるとおり、非常に悩ましいところだと思います。それでも生活困窮者への支援は、町としてはやっていきますと、生活困窮者への支援は支援としてあつて、そこはちょっと今回はこの線引きかなと、ここが私たちの今回の線引きでは妥当なところかなと、難しいところなのですけれども、という判断でこういう形にさせていただいています。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 今、8番議員が質問したこととちょっと関係するのですけれども、今回町税に滞納がないということで、早く言えば町税そのものを納めるのは親の責務だと思うのですが、養育される子供については何ら責任がないと思うのです。そういうことで、今回町税云々はなくしたものかとは理解できるのですけれども、今後子育ての関係については、町税に滞納があつてもなくてもやっぱり一律支援をする方向で進んでもらえるのかどうか、その点だけちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 先ほど健康子育て課長のほうから答弁させていただいて、今年度は今のところということなので、あまり事例としてそんなにあるケースではないということなのだと思いますけれども、今回

これで運用してみて、そのところは検討課題かなというふうに思っています。議員おっしゃる子育てのところで関係ないというのも、これはもちろん一理あると思っておりますので、運用する中でそこは改めて検討はしてまいりたいなというふうに思っています。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第16、議案第15号 横瀬町小学校等入学祝い金支給条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。



◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第17、議案第16号 横瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第17、議案第16号 横瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

町民課長。

〔平沼宏一町民課長登壇〕

○平沼宏一町民課長 議案第16号の細部説明をさせていただきます。

事前にお配りした新旧対照表と議案を併せて御覧ください。今回の改正は、健康保険法施行令の一部改正により出産育児一時金の支給額を引き上げるため、国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

具体的には、第6条の2第1項に規定されている出産育児一時金の支給金額を現行の「42万円」から「50万

円」に引き上げるものでございます。

以上で説明を終わります。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第17、議案第16号 横瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。



◎散会の宣告

○若林想一郎議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時41分

令和 5 年第 3 回横瀬町議会定例会 第 2 日

令和 5 年 3 月 9 日（木曜日）

議 事 日 程 （第 2 号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、議案第 17 号 令和 4 年度横瀬町一般会計補正予算（第 6 号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 18 号 令和 4 年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 19 号 令和 4 年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 20 号 令和 4 年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 21 号 令和 4 年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第 3 号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 22 号 令和 4 年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第 2 号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 23 号 令和 5 年度横瀬町一般会計予算、議案第 24 号 令和 5 年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、議案第 25 号 令和 5 年度横瀬町介護保険特別会計予算、議案第 26 号 令和 5 年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 27 号 令和 5 年度横瀬町下水道事業会計予算の上程、説明

1、延 会

午前10時開議

出席議員（10名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
4番	宮原みさ子	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸恵	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成町長	井上雅国	副町長
設楽政夫教育長	小泉照雄	総務課長
大畑忠雄まち経営課長	新井幸雄	税務会計課長兼計者 税務課管理
平沼宏一町民課長	平沼朋子	福祉介護課長
守屋則子健子育康て長	町田勝一	振興課長
加藤勉建設課長	町田一生	教育次長
浅見和彦教育担当課長		

本会議に出席した事務局職員

小泉智	事務局長	渡辺岬	書記
-----	------	-----	----

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○若林想一郎議長 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。ただいまより会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○若林想一郎議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

◇

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第1、議案第17号 令和4年度横瀬町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第1、議案第17号 令和4年度横瀬町一般会計補正予算（第6号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算及び地方債について補正を行い、繰越明許費を設定するものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,403万2,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ48億7,829万3,000円とするものであります。

なお、細部につきましては各担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○若林想一郎議長 前例に倣い休憩をして、各担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時38分

○若林想一郎議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般にわたり行います。

質疑の際はページ数をお示しください。質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 46ページになります。燃料代等高騰緊急支援金事業ということで、こちらの減額の補正に関しまして、緊急だったため、その時点での把握できた事業者に対して、恐らく実際はもう事業をしていなかったとか、そういったところが結構出てきたのではないかというふうに思うのですけれども、実際に事業をしている、今結果として精査していったら対象になるというのが分かったところの法人の割合、それから個人の割合、この支給の企業に対して何%の企業がこれを受け取ったかというのがもし分かれば、法人、個人別でお願いしたいのですけれども。割合です。このもともとの全体ではなくて、精査していった中で、ここは事業をしていなかった、ここは事業をしていなかったということが分かってきた中で、大体、おおよそでもいいのですけれども、実際に事業をしていて、もらえるという対象が分かってきたと思うのですけれども、それに対して何%ぐらいが大体支給できたかという。かなり担当者は頑張ってくれて、アピールをしていたのは私知っているのですが、その辺りちょっとお聞かせいただければと思います。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田勝一振興課長 ただいまの質疑に対しまして答弁をさせてもらいたいと思います。

割合まではちょっと把握していない現状がございますけれども、当初運送事業者ということで30件見込んでおりましたけれども、これははっきり分からないということで、概算値ということで30件をさせていただきました。

法人につきましては、当初220件ということで見込ませていただきました。どこで調べたかと申しますと、法人番号サイトというサイトがございます、その登録法人を調べたところ、229件あったということでございます。その中で、後からになりまして精査したところ、廃業していると思われる法人が思いのほか多かったということで、件数等はちょっと手持ちがありませんので、その辺りははっきりは分かっておりません。

個人につきましては、当初200件ということで、経済センサス等からの試算ですと162件ということで200件を見込んだわけでございますけれども、あと啓発活動ということで、勧奨通知ということで150件の通知をさせていただいております。また、要件もちょっとありましたので、要件に合わなかった方もいたのではないかと考えております。

現在把握している段階ではこのような状況でございます。以上でございます。

○若林想一郎議長 再質疑はございますか。

他にございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 まだちょっと頭がまとまらないのですけれども、すみません。

まず、歳入のページの15ページなのですけれども、寄附金の関係で、ふるさと納税寄附金でお水の関係の送料が高いというお話をいただきました。これは私も前ちょっと質問して、送料がばかに高いのですけれどもというお話になったのですけれども、これは20ページのほうにも減額があるのですけれども、例えば10本のところを9本にして送料を少なくして、同じ寄附金に対して10本送ったところを9本にしてというふうな、そういうふうな品物の変化ということで捉えていいのでしょうか。お水そのものがなくなったということではないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

それで、19ページなのですけれども、地域おこし協力隊推進事業の関係でちょっと説明が分かりにくかったので、これはもう一度教えていただきたいと思います。事業費の補助金も600万円の当初予算に400万円マイナスになっておりますので、そこ辺のところを教えていただければと思います。

それで、これは私も昨日ちょっと一般質問でやったのですけれども、エリア898だとか芦ヶ久保駅のところなのですけれども、できなかったというふうに説明されたときに、では減額するのですねというふうなことで話、補正予算で減額するのかなというふうに思っていましたら、このところには起きてこなかったもので、そこ辺のところはどうなのかなというふうにお聞きします。

それから、44ページなのですけれども、林業のことで、林業振興推進事業ということで、それぞれ予算が200万円に対してマイナス160万円とか、125万円に対してそのままマイナスになっていて、これはとても、私は当初予算のときに、山を管理してきていてよかったなと感じたものなのですが、それが全部減額になって、それは基金のほうに多分行っているのかなというふうに思うのですけれども、森林の管理というのは、実績とかではなくて、毎年きちんとやっていただくのがいいのではないかなというふうに感じたのですけれども、そこ辺のところはどうなのでしょうかとということを教えていただきたいと思います。

それから、全体なのですけれども、私がいつもお願いしているのは、不用額をなるべく少なくして、町民に入る、事業として還元するのがいいのではないかとということを常にお願ひしています。監査委員さんも、見積もりをよく精査して不用額のないようにというふうなことをおっしゃっているのですけれども、今回も1,000万円以上のマイナス補正というのが出てきています。これは繰越金で翌年度に行くからいいとするのですけれども、でもこの令和4年度の予算をつくるときに予算に入れられなかったものというものがあって、それらを不用額が見込まれたらすぐに、切ったものを事業化しようみたいな形でスピード感を持って仕事をしていただければ、これは住民に早く税金分の利益、福祉を還元するという形で、とても大切なことだと思うのです。私の近所の700万円の道路も、700万円ですけれども、とてもよかったのです。本当に、町の政策がすぐぱっと見えて、いいねとすぐ思うものが700万円です。だから、1,000万円以上の不用額を出すときに、これでいいのというふうに思うのはちょっとどうかと。これは町長にお聞きしたいのですけれども、町長の感覚としてどうなのか、ちょっと教えていただければと思います。

以上です。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、何点かご質問にお答えしたいと思います。

まず、ふるさと納税の変更等のことについてでございます。天然水保存水の関係、経費率が50%に達してしまうということでございまして、その中でやっぱり本数も変えて、経費率を考えての本数を減らしてみたりというようなことでの変更はしております。

それと、あと地域おこし協力隊の詳細についてでございますけれども、まず活動の委託料の2,000万円の関係でございますけれども、当初新規の協力隊員さんを6名見込んでおりましたが、4名の採用となりました。これ、実際少なくなっているのですけれども、申込みについては15名ほど申込みをいただいております。面接等をさせていただいて、採用は4名という形で、そういった形の採用の関係での減。

それと、あと、その4名の方の採用時期でございますけれども、お一人は4月1日でございますが、そ

のほかの3名の方につきましては随時ということになりまして、都合の関係もございまして、12月だったり3月だったりということで、そういった関係での着任時期がずれてしまったために、その分の委託料が減額になっているという形での2,000万円となっております。

それと、起業支援の補助金に関係につきましては、これは協力隊が卒業するときに起業をされるというときのための補助金でございますので、今回は実績がなかったということでございます。

それと、あと898での今回変更がありまして、その減額はないのかということでございますが、昨日もちよっとお話ししたと思いますが、今できる限りのことをやっていくという中での、違うものに振り替えていくということで経費を使わせていただく、予算を使わせていただくということで、今回は減額はありませんでした。

以上です。

○若林想一郎議長 振興課長。

○町田勝一振興課長 林業振興推進事業のご質問に答弁させていただきたいと思います。

まず最初に、森林整備等委託料ですが、今年度南沢の町有林の作業道を開設しただけになりました。本来ですと、森林管理制度で集約化、団地化できない森林ということで国の補助金がもらえない森林について森林を町に委託する山林が見つからず、今回減額になってしまいました。なかなか山で団地化できないという場所が数少ないものですから、今後所有者等を見つけて承諾をいただいて、団地化できない森林について町のほうで整備を図っていきたいと考えております。

あと、里山再生森林資源活用補助金でございますけれども、今年度事業ができなかったということでございます。主にこれは広葉樹の伐採更新に対する補助金であります。現在埼玉県でナラの木が枯れるという病気が拡大傾向にありますので、広葉樹の伐採更新が急がれておりますが、広葉樹というのはもともと用途は薪炭材で、まきや木炭、シイタケの原木などで伐採することが多いと思われませんが、今広葉樹を伐採する方というのはほとんどいないのが現状であります。来年度につきましては、農林家等に働きかけていきたいなと思っております。

あと、インフラ予防伐採及び森林整備補助金でございますけれども、これは危険木の伐採ということでございまして、道路や住宅に隣接するような立木を伐採する補助金でございまして、今年度数件の申し込みがあって実施をしているところなのですが、まだまだ、やっぱり自己負担もございまして、あまり進んでいないということで今回減額させてもらう、計上させてもらうことになりました。

以上になります。

○若林想一郎議長 町長。

○富田能成町長 では、私のほうから、全体を通じて不用額の考え方について答弁を申し上げます。

不用額はやはり少ないほうがいいと思います。不用額を少なくするようにしていきたいというふうに思っています。そして、できるだけ早く住民の皆さんに当該年度の予算分を還元するという考え方は非常に大事です。大野議員のおっしゃるとおりだと思います。なので、不用額をできるだけ出さないということで、少し相反するのですが、一方で無駄な支出をしないということです。本来使うべきものが安くできましたというときの残りの部分を別のものに使ったほうがいいのか、減額なのかというところは、物によって、状況によって違うかなというふうに思っています。なので、基本的には不用額は少ないほうが

よくて、その分をやったほうが住民のためになるのか、削ったほうが住民のためになるのかということで考えていくということかなというふうに理解をしています。

御覧いただいて分かると思うのですがけれども、今期不用額は非常に多いです。これはやっぱりかなり特殊事情があると思っています。それはコロナ禍です。コロナがあるから、そもそも事業としてやれないというものが多かったです。なので、イベントの実施とか、あるいは町長の交際費だったり消防団長交際費だったりというのは、期初に見込んだものが消化をできていなかったです。これが1つと、あとコロナ禍であるがために、期中に頂けることになった交付金だとかも多くて、当初の見込みとの状況の差異はかなり期末で出ています。それらもあるので、令和3年度もそうなのですがけれども、令和3年度、令和4年度はちょっと特殊な期であるというふうには認識いただきたいなというふうに思います。

○若林想一郎議長 再質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 答弁ありがとうございました。振興課長さんには、引き続き横瀬町の森林をよりよく守っていただくように、よろしくお願いいたします。

それで、先ほどの町長のほうに。私は大きな数字はということをやったので、日常の中で残っているのは、それはしょうがないので、私も言いません。ただ、大きな数字が残ったときに、それに対して、チャレンジ、チャレンジ、スピードと言っている町長らしくないなというふうに思っているの、その点を聞きしました。

ちょっとしつこくなってしまうて申し訳ないのですがけれども、今、無駄な支出をしないと言ったのは当然です。私もしてほしくありません。だけれども、例えばエリア898とトイレとかって、違うものに変えましたといったときに、それって、Aを造りたかったのだけれども、Bになりましたという場合に、それって無駄な支出ではなくて、その感覚というのは、当初にちゃんと精査、きちんとしたものでなくて、でも予算があるから使う、これに変えましたというのはかなり注意していただきたいとは思っているのですがけれども、その点、町長お願いいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 そうですね、補助金があるから使ってしまうとかではなくて、本当に必要かどうかを精査してやるべきだというふうに思っています。本当に必要だから転用するというケースもあるでしょうし、本当に必要性がないから使わないということもあるでしょうし、それはケース・バイ・ケースというふうに思っています。基本的には、どちらが住民のためになるかを考えてやっていくというところを外さないように心がけていきたいと思っています。

○若林想一郎議長 再々質疑は。

他に質疑ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 すみません。先ほどの向井議員のちょっと続きで、46ページの燃料代等高騰緊急支援金事業、これは対象が30、200、200ということで予算のとき聞いたのですがけれども、それで申請があつてお金をやったのが何件かというのを教えてください。

あと、もう一つは、43ページの公用車管理費、これは各課にあると思うのですが、一応載っているのがここだけなので、しますけれども、今年の公用車の事故件数と事故による賠償額、事故による修理費というのはどのぐらいかかったかというのをお聞きいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田勝一振興課長 ただいまの燃料代等高騰緊急支援金ですけれども、申請が一応2月いっぱいということでありましたので、一応今現在把握しているものを申し上げたいと思います。運送事業者が9件、法人が84件、個人が129件、合計222件の申請をいただいて、補助金を交付しているところでございます。

以上でございます。

○若林想一郎議長 まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、今年度の事故件数は1件でございます。車のバックが不注意で、バックして行って、こつと当たってしまったという例でございます。ですので、修理については、消火のホースのボックスをちょっと壊してしまったというところでございますので、今ちょっと手元に修理費はございませんので、後ほど報告させていただいていいですか。

○若林想一郎議長 再質疑。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 では、今年は大きな賠償を伴う大きな事故はなかったということでよろしいですね。オーケーです。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第1、議案第17号 令和4年度横瀬町一般会計補正予算（第6号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○若林想一郎議長 再開いたします。



◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第2、議案第18号 令和4年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第2、議案第18号 令和4年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000円を追加、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,528万2,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○若林想一郎議長 前例に倣い休憩をして、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時14分

○若林想一郎議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般にわたり行います。

質疑の際にはページ数をお示してください。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第2、議案第18号 令和4年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。



◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第3、議案第19号 令和4年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第3、議案第19号 令和4年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ95万4,000円を減額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,486万2,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○若林想一郎議長 前例に倣い休憩をして、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時23分

○若林想一郎議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般にわたり行います。

質疑の際はページ数をお示しください。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第3、議案第19号 令和4年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。



◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第4、議案第20号 令和4年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第4、議案第20号 令和4年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ297万9,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,587万6,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○若林想一郎議長 前例に倣い休憩をして、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時28分

○若林想一郎議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般にわたり行います。

質疑の際はページ数をお示しください。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第4、議案第20号 令和4年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。



◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第5、議案第21号 令和4年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第5、議案第21号 令和4年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,688万9,000円を減額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,772万2,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○若林想一郎議長 前例に倣い休憩をして、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時31分

○若林想一郎議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般にわたり行います。

質疑の際はページ数をお示しください。質疑ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 すみません。歳出の7ページ、水質管理センターの維持管理費660万円の減、これは何か理由があるのでしょうか。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

建設課長。

○加藤 勉建設課長 令和4年度に新たに3か年の維持管理業務委託を結んだのですが、請負差金と考えてもらって結構です。

○若林想一郎議長 再質疑は、いいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第5、議案第21号 令和4年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。



◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第6、議案第22号 令和4年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、議案第22号 令和4年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,116万2,000円を減額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ3,706万円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○若林想一郎議長 前例に倣い休憩をして、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時36分

○若林想一郎議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般にわたり行います。

質疑の際はページ数をお示しください。質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 8ページですけれども、ここに事業費として大幅に減額補正がなされております。

この浄化槽設置管理の関係は、たしか下水道事業に着手したときに、下水道事業の147ヘクタールの整備が終わると同時に、ほぼこちらの合併処理浄化槽の設置も終わる予定でたしか組み込んだと思うのです。現在の進捗状況を見ると、とても追いつかないような状況で、いろんな諸条件があるのだと思いますが、特に今下水道事業、かなり進捗していますから、相当力を入れていかないと合併処理浄化槽の設置は見込みどおりには進まない、そんな気がしてなりません。そういう中で、どんな条件が支障になっているのか、それをお聞かせいただきたいのと同時に、今後の取り組み方についてお考えをお聞かせ願いたい、こんなふうに思います。よろしくお願いします。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

建設課長。

○加藤 勉建設課長 それでは、答弁させていただきます。

ここ数年、なかなか浄化槽の設置基数が進んでいないのは事実でありまして、担当課としてもいろいろと啓発、周知等をしておるのですが、昨年度末、ちょっといろいろと状況を調べたところ、昨年度末で下水道エリア以外の浄化槽の設置区域にくみ取り単独槽を利用している方が485基ぐらいございます。そのうち、よく周知している中で戸別訪問等をしますと、もう年だからとかという話をよくされますが、その中で実際どのぐらいの世帯が占めるのかと調べましたところ、485基必要なところで、70歳以上で2名以下で住まれている方が150世帯ぐらいありました。それでもまだ332世帯は引き続き率先して浄化槽に取り組んでもらいたいのですけれども、あとは浄化槽の入るスペースがちょっと限られているとか、そういったこともございます。その辺は令和3年度に埼玉県の後でも、県の補助金にはなりますが、転換に対してはそうやった困難工事に対して補助金を創設していただいております。その辺の周知も今後図りながら、引き続き事業の周知を図って事業は推進できるかと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○若林想一郎議長 再質疑はございませんか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第6、議案第22号 令和4年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 41 分

再開 午後 1 時 00 分

○若林想一郎議長 再開いたします。



◎議案第23号～議案第27号の上程、説明

○若林想一郎議長 ここで、お諮りいたします。

日程第7、議案第23号から日程第11、議案第27号までは、いずれも関連がありますので、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第23号 令和5年度横瀬町一般会計予算、日程第8、議案第24号 令和5年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、日程第9、議案第25号 令和5年度横瀬町介護保険特別会計予算、日程第10、議案第26号 令和5年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、日程第11、議案第27号 令和5年度横瀬町下水道事業会計予算、以上の5議案を一括上程し、議題といたします。

この際、町政に対する町長の施政方針と併せて提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 本日、一括上程されました令和5年度一般会計予算、各特別会計予算、公営企業会計予算の審議をお願いするに当たり、私の施政方針を明らかにし、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご支援を賜りたく存じます。

まず、基本方針です。本年1月の町長選挙におきまして、当選という結果を頂戴し、3期目の町政を担わせていただくことになりました。大変光榮に存じますとともに、身の引き締まる思いでございます。

私は、町長就任以来、この町を「日本一住みよい町」、「日本一誇れる町」にするという目標を掲げてきました。そこに至るまでに、最大の懸念事項である人口減少に正面から立ち向かい、「この町の未来を変える。変えられるのは私たちだけ。」という合言葉を職員と共有し、町として組織的に粘り強く、人口減少を抑制する努力、そして備える努力をすることを一貫して政策の大方針としてきました。

1期目の4年間は、「この町はこのままではいけない」という危機感と「この町ならできる」という希望を共有するところから始めて、人口減少に対応する人口ビジョンと地方創生総合戦略を策定し、組織を整え、多様な政策を実行してきました。例えば、子育て支援課を新設し、切れ目ない子育て支援を掲げた諸政策を計画、実行しました。また、「町をオープンにして、東京圏を中心とした外部からどんどんヒトやモノやカネや情報を呼び込み、地域を活性化させる」ということを目的に官民連携プラットフォーム「よ

こらば」を立ち上げました。よこらばは、今や町の看板事業に成長し、地域おこし協力隊や地域活性化起業人などの人材の流入、多様な人材の町づくりへの参画、中心地づくりや町のブランド力形成にもつながってきています。

2期目の4年間は、令和元年度の台風19号による被害、いまだ終息していない新型コロナウイルス感染症、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻等に影響を受けたエネルギー・物価高騰など、様々な想定外の脅威にさらされた、さながら“試練の4年間”でした。厳しい外部環境にさらされた4年間でしたが、町民の皆様の温かく頼もしいご理解、ご協力によって、感染症対策やワクチン接種、多様な生活支援策や経済支援策の企画実行など、想定外の危機への対応を最優先としつつも、未来への投資も着実に実行してきました。この4年間で、人口減少の抑制、切れ目ない子育て支援の充実、先進的な教育環境づくり、交流人口の拡大、防災力の強化、町の中心地づくり、生活インフラの整備、きめ細やかな住民サービスの拡充など、しっかりと積み上げができたという手応えを感じています。

とりわけ、令和4年度は、町造林を活用した木のぬくもりのある横瀬小学校新校舎の完成、さらに、町の新たな拠点となるLAC横瀬、ナゼラボの民営施設がエリア898隣接地にオープンし、町民会館やチャレンジキッチンENGAWAも併せて、課題であった町の中心地づくりに大きな進捗がありました。JAちちぶ横瀬支店の店舗統合に伴う中心地空洞化の懸念という「ピンチ」をちちぶ農業協同組合様のご協力もあり、「チャンス」にうまく転換することができたと思います。

さらに、地域おこし協力隊、地域活性化起業人、企業版ふるさと納税の制度を有効活用し、農業振興、地域振興、中心地づくり、まちづくり、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進など、様々な分野で成果を上げられるようになってきました。これらの制度は、大きな財政的な負担を負うことのない、町にとって大変有益な制度です。これからも積極的に活用していきます。

また、令和4年4月には、多様化する町民の皆様の困り事に対応するため、福祉部門を再編するとともに、町民の皆様が気軽に相談できる「なんでも相談室」を新設しました。以降、町民の皆様から、生活困窮の問題や複合的な問題など多様な相談が寄せられるようになりました。ここを端緒に「日本一相談しやすい役場」を掲げ、さらに、町民の皆様の困り事に丁寧に寄り添っていきたいと考えています。

町民の皆様とともに作り上げてきたまちづくりが、ここへ来て対外的にご評価をいただけることも増えてきました。今年度も、大手住宅情報メディアによる「住み続けたい町ランキング」に、遠郊外の小規模自治体としては異例の2年連続上位ランクインとなりました。さらに、当町は、総務省による、令和4年度ふるさとづくり大賞優秀賞を受賞しました。よこらばによるまちづくりの展開や、日本一チャレンジする町、チャレンジを応援する町としてのブランディングなどが評価されたものです。ご評価いただくことはありがたいことですが、私たちの「この町の未来を変えるチャレンジ」はまだまだ途上で、続きがあります。私たちは、これまで積み上げてきたものを次につなげていかねばなりません。問題は、ここから先です。ここから先は、改めて、危機感を持って町政運営に臨まなければならないと考えています。以下、3つの厳しい外部環境を想定する必要があるからです。

1つは、コロナによるマイナス影響です。ここまで3年超に及ぶコロナ禍は、私たちの生活様式を変え、地域経済の面や、人々のつながりに関して深刻な影響を及ぼしています。コロナを経て、現れてくる新しい世界、新しい人々の流れ、行動パターンなどに的確に、そして柔軟に対応していくこと、及び、失われ

かねない人の輪、地域のつながりを改めて再構築していく必要があります。

2つ目は、近時のエネルギー価格や資源価格の高騰に起因する生活コストの上昇です。生活困窮への対応、生活支援や相談機能の充実などが重要な課題になります。「なんでも相談室」を軸に、福祉部門の連携をより深め町民の皆様一人一人に寄り添うこと、経済的負担の大きな子育て世代への支援を拡充し、当町が掲げてきた切れ目ない子育て支援を進化させることなど、鋭意進めていきます。

3つ目は、この町の人口構成です。この先は、何もしなければ、人口減少の谷はより深くなります。当町で最も人口割合が多くて、町や地域を中心となって支えていただいている団塊の世代が、この先、後期高齢者に移行していきます。町の活力を維持発展させること、世代を上手につなぐことが大きな課題になります。よこらぼをベースに培ってきた人的ネットワークやアイデア、民間活力等により、世代をつなぐサポート、空き家・空き地・耕作放棄地対策、森林有効活用等に取り組んでいきます。

これら課題を乗り越えていくために、令和5年度は、改めて、町民の声を拾うこと、とりわけ“声なき声”を拾うことが大変重要になります。令和5年度は、第6次横瀬町総合振興計画前期基本計画の最終年度になります。各事業の仕上げに全力で取り組むとともに、施策の内容と結果の検証を行います。そして、同計画後期基本計画、及び障がい福祉計画、介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画等の策定に当たっては、町民の皆様が何に困っているのか、何を必要としているのか、どうしたらもっと幸福になるのか、一歩踏み込んで町民の声を拾い、政策につなげていきます。

「カラフルタウン」を目指す第6次総合振興計画の7つの柱は、「人づくり」で始まり、「人の輪づくり」で終わります。施策の中心は、「ひと」です。「一人一人はいろいろな人がいて、皆その人らしく幸せに生きている」状態を目指しています。“ウエルビーイング”という言葉がありますが、当町においては、“その人らしく幸せに生きている状態”を“ウエルビーイング”と考え、そのために行政としてできることを追求していきます。

横瀬町は、これから先、厳しい外部環境に置かれます。乗り越えなければならない課題がたくさんあります。それでも、この町には、それを上回る「希望」と「可能性」にあふれています。この町は、まだまだ進化できます。令和5年度も横瀬町らしく、職員と一丸となってチャレンジしていきますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、令和5年度重点施策をお話したいと思います。

続きまして、新年度の重点施策について説明させていただきます。第6次横瀬町総合振興計画の目標「カラフルタウン」実現に向けた7つの柱ごとに、重点施策を申し上げます。

1の柱、切れ目のない子育て支援と教育の連携を目指す「人づくり」です。

初めに、「横瀬小学校新校舎」の建築についてです。木のぬくもりがあり、快適で環境に優しい新校舎が、来る3月25日に竣工記念式典を挙行し、完成を迎えます。令和5年度は、「横瀬小学校校舎整備事業」の集大成の年として、歴史ある木造校舎の改修、特別教室棟の解体、外構工事に取り組んでいきます。

次に、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を拡充します。交付要件を拡大した結婚新生活に係る支援や、妊娠届と出生届に提出後にそれぞれ5万円を支給する「出産・子育て応援金」、出産時と小学校、中学校入学時での祝金に加え、中学校の卒業という巣立ちを応援する巣立ち応援金」を新設します。さらに踏み込み、小中学校の給食費を無償化し、切れ目ない支援を進化させます。

さらに、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するため、第3期の「子ども・子育て支援事業計画」を策定していきます。

次に、2の柱、全ての町民が健康に暮らせることを目指す「健康づくり」です。

第6次横瀬町総合振興計画において達成すべきこの柱の基本目標にしているのは、65歳の健康寿命、これは要介護2以上になるまでの期間です。計画策定基準値、男性17.82年、女性20.20年から、直近データ、これは令和2年度のものですが、男性17.95年、女性20.90年と、健康寿命は伸びてきています。様々な工夫を凝らしながら、引き続き町民の健康寿命の延伸を図っていきます。

まず、令和3年度から本格的に始動した「日本一歩きたくなる町プロジェクト」ですが、新たに選定し、ベンチを設置したウオーキングコースを活用したウオーキング教室等を引き続き実施していきます。

また、買物の機会や町民同士の交流の機会を確保するとともに、高齢者等の見守り活動を実施する事業者の積極的な参入を促進するため、移動スーパーの事業者参入を支援していきます。

さらに、障がい福祉関連及び高齢者福祉関連の諸施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「障がい福祉計画等」及び「介護保険事業計画等」を策定していきます。

次に、3の柱、防災、防犯、防火対策や交通安全対策を推進し、全ての町民が安全で安心に生活できる環境づくりを目指す「安全安心づくり」です。

昨今の気候変動の影響などもあり、毎年のように全国各地で大きな災害が発生しています。当町は、こまめには比較的被災経験の少ない町ですが、いついかなる災害に見舞われても対応できる体制を整えています。

防災対策として、避難所用簡易トイレをはじめとする物資・資材等の災害用備蓄品を計画的に整備し、万一の災害時に備えます。

町民の生活基盤である町道については、町道3号線、5号線、3175号線及び9号線等の道路整備を鋭意進めます。また、一般国道299号及び主要地方道熊谷小川秩父線に係る交差点改良及び歩道整備を積極的に促進し、利用者の安全性・利便性の向上、渋滞の解消を図ります。

令和3年度から運行を開始した予約型乗合タクシー“乗合ブコーさん号”ですが、今年度、秩父市との連携事業により、利用者の声を聞きながら、秩父市内での乗降場所を3か所増設しました。引き続き、町民にとって利便性の高い公共交通を目指していきます。また、地域公共交通では、路線バスへの補助を継続していきます。

次に、4の柱、多様な働き方や生き方が実現できる環境を目指す「産業づくり雇用づくり」です。

7年目に入った官民連携プラットフォーム「よこらぼ」は、総務省主催の「令和4年度ふるさとづくり大正」優秀賞を受賞しました。この受賞を励みに、町のさらなる活性化に向けて、今後とも積極的に取り組んでいきます。

よこらぼは、2月末現在で、提案件数210件、採択件数127件と、提案者が新たな提案者を生む好循環により、空き家対策、健康づくり、地域振興、環境対策など、様々な分野において事業提案がされました。

「日本一チャレンジする町、日本一チャレンジを応援する町」として、事業の立ち上げや実証試験フィールドを提供するという今までのスタイルは継続し、「ヒト・モノ・カネ・情報」の流れを促進し、町内の活性化、住民福祉の向上につなげていきます。

また、「道の駅果樹公園あしがくぼ」や「キッチンE N g a W A」、「E N g a W A駅前食堂」などの指定管理を行っている有限会社果樹公園あしがくぼ、その100%出資の子会社である地域商社「株式会社E N g a W A」は、地域活性化起業人の支援の下、地場産品を活用した商品開発などが始まりました。開発された商品は、町の貴重な財源として見込めるまでに成長してきた「ふるさと納税」の返礼品としても活用するとともに、町内の新たな経済循環、雇用創出までを見据えて、引き続き連携・協力しながら取り組んでいきます。

「道の駅果樹公園あしがくぼ」は、居心地感のよい道の駅づくりを進めるため、農産物直売所や食堂厨房などの改修に取り組みます。

さらに、町の農業の振興を総合的かつ計画的に図るため、「農業振興地域整備計画」の本編を策定していきます。

U I J ターンを促進するため、東京圏から移住してきた起業家へ支援金等を交付する「移住就業等支援金支給事業」や、移住して秩父地域内外の企業就職者への支援となる「定住就職促進奨励金」などを引き続き実施します。

次に、5の柱、観光などで訪れる交流人口や、地域や地域の人々と多様に関わる、地域外の関係人口の増加を図り、にぎわいを目指す「賑わいづくり中心地づくり」です。

今年度、関係機関と連携し旧J A ちちぶ横瀬支店の建物を利活用したテレワーク拠点整備支援事業等を進め、L A C 横瀬がオープンしました。さらに、旧J A ちちぶ横瀬支店敷地内に、よこらぼへの提案から始まった、子ども第3の居場所「ナゼラボ」も誕生しました。これまでの公共施設である町民会館、歴史民俗資料館、エリア898、キッチンE N g a W A に、民間施設2施設が加わることで、さらに様々な地域・年代の方々、誰もが気軽に立ち寄り、集まり、交流し、活動する、まさに「カラフルタウン」を体現するエリアとなり、横瀬らしい中心地を形成しつつあります。拠点の充実を図るとともに、今後は、ウォーターパーク・シラヤマや、兎沢町有地を含む横瀬駅周辺などまで含めて「賑わいづくり中心地づくり」の発展的形成を図っていきます。

また、令和3年度から始動した「日本一歩きたくなる町プロジェクト」として、今年度は、里山まるマルシェなどのイベントの開催や、ウォーキングコースの整備、ウォーキングツアーの造成など、関係機関との連携により、ウォーキング文化の醸成、歩きたくなる町としてのブランディングを図ってきました。

令和5年度は、武甲山一の鳥居付近の駐車場の整備や、道標の改修をはじめ、イベントの開催、ウォーキングコースの整備を進め、引き続き、日本一歩きたくなる町づくりを推進していきます。

次に、6の柱、自然を大切にし、美しい景観と暮らしやすい住環境が整った、自然と共存する暮らしを目指す「景観環境づくり」です。

省エネルギー対策として、今年度、横瀬モデルとなる省エネ住宅の調査・基準を進めてきましたが、令和5年度は、横瀬モデル省エネ住宅計画を策定していきます。

住宅環境改善促進補助事業として、既存住宅のリフォームや省エネルギー改修に対する補助を行い、居住環境の向上やクリーンエネルギーの普及、空き家の有効活用の促進を図ります。

空き家対策は、空き家対策計画による空き家の適正な管理を推進するとともに、空き家バンクや補助制度の活用など、空き家の有効活用を目指します。引き続き、老朽空き家の除却補助、危険なブロック塀の

撤去補助も行います。

また、野生動物による農作物等への被害を防止するため、新たに、町や関係団体で構成する鳥獣害対策協議会を設置し、有害鳥獣被害防止対策を強化していきます。

これまでの特定環境保全公共下水道事業と浄化槽設置管理事業それぞれの特別会計から、これら2特別会計を下水道事業として公営企業会計へ移行し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等を図ります。

次に、7つの柱、温かい人の輪がたくさん生まれ続け、豊かな多様性があふれる町を目指す「人の輪づくり」です。

コロナ禍の影響で、3年にわたり町の様々なイベントが中止を余儀なくされ、人と人が触れ合う機会が激減しました。

令和5年度は、「町民体育祭」や「よこぜまつり」など、コロナ禍を経ての状況をよく踏まえてイベント内容を吟味し、開催に向けての努力をしていきます。

また、「日本一歩きたくなる町プロジェクト」をはじめ、様々な事業・イベントの中で、引き続き内容等に工夫を凝らし、人の輪づくりにつなげていきます。

地域おこし協力隊推進事業では、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図るため、林業分野、有害鳥獣対策を含む農業分野、観光分野、そして地域商社である株式会社E N g a W Aでの活動など、行政課題に対応した地域活性化に意欲のある隊員を募集します。

最後に、7つの柱を支える土台として、町民の利便性向上、コミュニケーション促進、事務の効率化のための「人に優しいテクノロジーの活用計画」に基づく、各階層におけるD Xや7つの柱におけるD Xの各分野での取組を始めました。

令和5年度も引き続き、地域活性化起業人や企業版ふるさと納税制度など民間活力をも積極的に活用し、総合振興計画の目的達成に向けたテクノロジーの活用を進めていきます。

さらに、「日本一相談しやすい役場」を目指して、なんでも相談室を軸に福祉分野の連携を進めるとともに、来庁者にとって、より使いやすく親しみやすくなるよう、庁舎の内装、レイアウトの刷新を図っていきます。

秩父地域の広域連携については、全国のモデルになるような連携を進められていると認識しており、し尿処理事業広域化などの新しい展開においても積極的に連携を図っていきます。

広域連携に加えて、昨年9月に、福島県磐梯町と「広域・共創ネットワーク構築に関する協定書」を締結し、それぞれの得意領域を生かした取組を始めました。同町と引き続き目的に向けて交流を深め、互いの持つ資源や特徴を生かしながら幅広い分野で連携・協力をするとともに、地域を超えた多様な自治体連携もさらに展開していきます。

令和5年度は、第6次横瀬町総合振興計画前期基本計画の最終年度であり、後期基本計画の策定年度でもあります。また、7つの柱ごとに掲げた重点施策の中にもあるように、各分野の計画の策定年度となっております。町の声をしっかり拾い上げ、有機的かつ効果的に策定するよう進めていきます。

以上、令和5年度における第6次横瀬町総合振興計画の目標「カラフルタウン」実現に向けた重点施策を申し上げました。

続きまして、令和5年度予算の概要です。

令和５年度予算概要。議案第23号 令和５年度横瀬町一般会計予算、議案第24号 令和５年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、議案第25号 令和５年度横瀬町介護保険特別会計予算、議案第26号 令和５年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、議案第27号 令和５年度横瀬町下水道事業会計予算の概要を申し上げます。

令和５年度は、第６次横瀬町総合振興計画の前期基本計画の最終年度であり、後期基本計画の策定年度でもあります。

これまで実施してきた施策の効果検証等を行いながら、引き続き「カラフルタウン」、そしてその先にある「日本一住みよい町、日本一誇れる町」実現に向けて、着実に事業を進めていきます。

コロナ禍や物価高騰などが続く厳しい状況ではありますが、限られた財源を適切に配分しつつ、積極的に事業を進めていく予算を編成しました。その概要を申し上げます。

令和５年度の予算額は、一般会計42億1,700万円、特別会計３会計合計17億2,094万4,000円、公営企業会計５億6,251万4,000円、全体での総額は65億45万8,000円となります。

続きまして、予算の主な内容を申し上げます。まず、一般会計ですが、歳入歳出予算総額42億1,700万円は、前年度と比較して３億4,700万円の減額となります。

歳入予算の柱である町税は11億76万8,000円で、歳入の26.1％を占め、前年度と比較して1,302万3,000円の増額となります。このうち法人町民税は、企業業績が回復基調で推移していることから、前年度より711万9,000円の増額を見込んでおります。

地方交付税は、前年度の交付実績等により、普通交付税12億3,128万4,000円、特別交付税１億8,845万4,000円を計上し、歳入の33.7％を占めています。

国庫支出金は、障害者自立支援給付費国庫負担金7,142万2,000円、子どものための教育・保育給付費国庫負担金、児童手当国庫負担金が１億3,653万3,000円、社会資本整備総合交付金5,257万3,000円などを見込んでおりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の皆減などにより、前年度比31.1％の減、３億4,632万6,000円を計上しました。

県支出金は、障害者自立支援給付費県負担金3,571万1,000円、子どものための教育・保育給付費県負担金、児童手当県負担金が4,484万6,000円、国民健康保険及び後期高齢者医療保険に係る基盤安定県負担金3,293万6,000円などを見込み、前年度比2.3％減の２億2,077万1,000円を計上しました。

町債は、横瀬小学校建築関連の公共施設等適正管理推進事業債が大幅な減で１億4,220万円、秩父広域市町村圏組合の水道事業に対する出資金１億450万円、町道改良事業債4,460万円、臨時財政対策債2,411万4,000円などを見込み、前年度比53.9％減の３億1,721万4,000円となります。

続きまして、歳出について性質別に主な内容をご説明申し上げます。人件費は８億2,485万5,000円で、歳出全体の19.6％を占めており、前年度と比較して3.0％、2,398万1,000円の増額となります。

物件費は７億6,840万4,000円で、全体の18.2％を占め、前年度と比較して0.3％、221万6,000円の増額ですが、主な事業としては、地域おこし協力隊活動業務委託料、学校給食に係る材料費及び調理等業務委託料や職員業務用端末購入費などがあります。

扶助費は４億8,484万7,000円で、前年度と比較して2.5％、1,232万円の減額ですが、このうち最も多くを占めているのが管外保育所運営費委託料で、１億5,028万9,000円となります。

補助費等は 8 億 2,405 万 3,000 円の計上で、歳出の 19.5% を占めていますが、この大半を占めているのが秩父広域市町村圏組合への負担金で、3 億 657 万 7,000 円となります。

普通建設事業費は 4 億 106 万 8,000 円で、前年度より 54.4%、4 億 7,751 万 2,000 円の減額となります。事業費の主なものとして、横瀬小学校校舎整備事業 1 億 5,381 万 2,000 円、社会資本整備総合交付金町道整備事業 1 億 7,797 万円などがあります。

公債費は、3 億 4,052 万 1,000 円を計上しました。前年度と比較すると 13.0%、3,920 万 8,000 円の増額となっています。

続きまして、特別会計です。まず、国民健康保険特別会計ですが、国民健康保険制度は平成 30 年度から埼玉県が財政運営の主体となり、町は資格管理、保険給付、保険税の賦課・徴収、保健事業などの業務を行っています。

予算総額は 8 億 1,516 万 3,000 円で、対前年度 8.7% の減となっています。歳入では、主に国民健康保険税 1 億 5,339 万 6,000 円、県支出金 5 億 7,782 万円を計上しました。歳出では、保険給付費が 5 億 6,268 万 3,000 円で、全体の 69.0% を占めていますが、前年度に比べ 7,738 万 8,000 円の減額となります。

続いて、介護保険特別会計ですが、予算総額は 7 億 8,306 万円で、前年度に比べて 666 万 2,000 円の減額となります。歳入では、主に保険料 1 億 6,696 万円、支払基金交付金 2 億 448 万 4,000 円を計上しました。歳出では、保険給付費が 7 億 2,471 万 9,000 円、地域支援事業費が 4,398 万 4,000 円で、全体の 98.2% を占めています。

続いて、後期高齢者医療特別会計ですが、後期高齢者医療制度は、町と埼玉県後期高齢者医療広域連合とが連携して運営しています。予算総額は 1 億 2,272 万 1,000 円で、対前年度 9.1%、1,022 万 4,000 円の増額となります。歳入では保険料と一般会計からの繰入金で、歳出では広域連合への負担金が総額の 98.1% を占めています。

続きまして、令和 5 年度から特別会計から公営企業会計へ移行します下水道事業会計です。令和 4 年度までは、下水道特別会計及び浄化槽設置管理事業特別会計、それぞれの特別会計でありましたが、国の要請により、この 2 つの特別会計を 1 つの公営企業会計にしたものです。

まず、収益的収入は 3 億 4,286 万円、収益的支出は 3 億 3,230 万 3,000 円を計上しました。また、資本的収入は 1 億 8,625 万 6,000 円、資本的支出は 2 億 3,021 万 1,000 円を計上しました。したがって、不足する額 4,395 万 5,000 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 784 万円、引継ぎ金 2,804 万 7,000 円、当年度分損益勘定留保資金 806 万 8,000 円で補填するものであります。

以上、「施政方針」及び「令和 5 年度予算概要」について述べさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 以上で町政に対する町長の施政方針並びに一括上程されました令和 5 年度予算 5 議案の提案理由の説明を終わります。

◇

◎施政方針に対する質疑

○若林想一郎議長　ここで、町政に対する町長の施政方針に対する質疑を行います。

なお、新年度予算に関する質疑につきましては、別に時間を設けておりますので、その際にお願いいたします。

質疑ございますか。

1 番、向井芳文議員。

○1 番 向井芳文議員　ありがとうございます。内藤議員のおかげで時間がいただけたので、読ませていただきまして質疑ちょっと増えましたが、よろしくお願いいたします。

7つの柱一つ一つでちょっとお聞きしたい点がありました。まず、1の柱に関してなのですが、こちらの中身、実際の振興計画にある人権教育の充実という部分と男女共同参画社会の推進という部分が1の柱には入っているはずなのですが、ここには特にそれが感じられなかったというのがまず1の柱に関してです。

あと、2の柱は、ここ、心の健康です。心の健康づくりという部分がちょっと薄かったかなというか、なかったかなと感じました。

3の柱に関しましては、特にございません。

4の柱に関しましては、雇用対策の部分が少し薄く感じてしまったのですが。

それから、次です。5の柱のところでは、拠点整備は盛り込まれているのですが、拠点整備をした上で、そこをうまく利用して人と交流させてというソフト事業の部分がちょっと薄かったのではないかなというところ。

あと、ちょっと細かいところにはなりますが、重要な部分で言えば、地籍調査の関係というのは、これは実際にここには入れていないけれども、進めていくというのはもちろんのことだと思うのですが、6の柱に関しましては、森林とか河川環境の環境保全がちょっと薄く感じたというのと、具体的に言えば公園づくりというのもここに入っているのですけれども、その辺りは特に施政方針で触れなければいけないものでも何でもないので、一応そこがちょっと気になった点。

あと、最後の7の柱では、結構7の柱、シンプルに施政方針のほうはつくられていたのですが、実際のところは私は一番重要な部分だと思ってしまして、まちづくり団体の支援等、町民参画のまちづくりの促進だったりとか、あとアクティブシニアの取組、また見守りネットワークの体制強化、また若者によるまちづくりの推進、特にここは今若者の意見を聞くというのが4月からしっかりやっていかなければ、今まで以上にやっていかなければいけないところでございます。また、学校、家庭、地域の連携なんていうのもここに入ってきているのですが、あと文化財の関係ですね、文化芸術の振興。この辺りはここに入れなくてももちろん進めていく内容だとは思いますが、これまでの、今申し上げた各柱の、ちょっとここは入っていなかったなと気になった部分なのですが、この辺りはどのように捉えていらっしゃるかどうかをお聞きします。

○若林想一郎議長　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長　それでは、私のほうから答弁させていただきます。

議員おっしゃるとおりで、今ご指摘いただいたところは全て大切なところだというふうに認識していま

す。これは施政方針の性格上というところもあるのですが、施政方針、2部構成になっていまして、基本方針と重点施策。基本方針というのは総合的な考え方を示すのが中心。重点施策のところは、これは当然全ての、今進めている振興計画のKPIに係るものだったり、やっていることを全て上げたいのですが、どうしてもその中でピックアップをせざるを得ないです。ピックアップする基準は、おおむね、やっぱりこれは予算の説明でもありますので、予算に絡むところが中心になります。なので、大切に続けていくけれども、予算がかからないものとか、あるいは経常的にずっと必要なものはピックアップされないということがあります。そういうふうにご理解いただければいいかなと思います。重点施策に載っていないからやらないということでもないし、軽視をしているということでも決してなくて、これはむしろ上げていくやつがかなり数が少ないというか、予算的にインパクトがあるやつを中心に載せているというふうにご理解いただければよろしいかなというふうに思います。

○若林想一郎議長 再質問いいですか。

他に質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 施政方針について初めて質問させていただきます。

いろいろ聞いて一番あれだったのが、庁舎内の内装とかレイアウトの写真とかということで、どんな役場になるのかなというふうにちょっと楽しみに思いました。その中で、このページにはないのですね、町有地で、よく兎沢と横瀬駅周辺などの賑わいづくり中心地づくりの発展的形成を図っていきますというのがもう長い間ずっと言われてきていて、今回も幾らか予算的なものが出るのかなというふうに、調査費が出るのかなというふうに思ったのですが、これはどのように事業を進めていくというふうに考えているのかお聞きしたいと思います。

それから、地域おこし協力隊の関係なのですが、本当にいろんな方が来ていただいている、新しい力を入れていただいているというのは、活性化をしていただいているということは本当にありがたいなと思っているのですが、以前はこの目的、行政課題に対応を言わなかったということで、それに対しても行政課題に対応した隊員のほうがいいのではないかなという意見もあったのですが、自分がやりたいことをやるために来るというのもとても大切なことで、以前やっていた。今ちょっと心配なのは、行政課題に対応した地域活性化に意欲のある隊員ということで、例えばENg a WAの職員であったり、LACでしたっけ、Living Anywhere Commonsの担当の職員とかというのは結局定住を図っていただかないといけないわけなのですが、3年間例えばこれでやったときに、林業分野なんかだと研修とかに行きって技術を獲得して、森林組合とかで就職とかという形になる、もしくは個人で山を借りて、今1人でやるのがありますので、そういうことは、自立ができるのかなというふうに思うのですが、ENg a WAとかでENg a WAだけの仕事をしている人たちは、3年後にどういうふうに自立の道を選んでいるのかなということがすごく心配なのです。技術のある方は、もう全体の事業をやっている方がいて、本当に応援していきたいなというふうに思っているのですが、課題に対応した隊員というと、ちょっと自立が難しいのかなと思ったりしますので、その点も教えていただければ。どのように考えているのか教えていただければと思います。

以上です。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 今2つのご質問をいただきましたので、それぞれお答えします。

まず1つ目が、町有地兎沢に関してです。兎沢に関しては、この1年間でも一応進捗はそれなりにしていまして、地権者さんとのお話だったり、あるいは河川改良のところの後処理、ここは実はちょっと大変だったのですが、がかなり進捗しました。まだ表に情報としてこうですとお出しできるところまではいっていないのですが、中での議論はかなり今進めている状況です。今回兎沢の町有地はかなり大きい話になります。どういうふうにしても、これは億円単位の支出は必ず必要になる。億円の上のほうはということです、大事業になるので、かなり早い段階から情報を出して、町民の皆さんの意見を聞きながら進めていきたい。それと、人口減少が進む中で中心地づくりをやってきていて、あわせて既存の施設を見直していくということです。そこで一番いいのかというところです。例えば、幼児教育の施設があそこでいいのかとか、そういったことまで含めて幅広く検討していきたいというふうに今思っています。庁舎内の議論は1年前よりもかなり進んできたと思っているのですが、もう少し時間をかけていきたいなというふうに思っているのが兎沢であります。

次に、地域おこし協力隊は、横瀬町に関しては2017年から受入れをしています。当初はフリーミッションでした。今はフリーミッションではなくて、それぞれ地域課題に対応した人に来てもらっています。この差は、採用の需給というのがまずこれは課題としてはあって、地域おこし協力隊、今基本的には売手市場です。どこもいい人材に来てほしいという中で、初期はやはりフリーミッションであったのが奏功したというふうに思っています。やりたいことを横瀬町はできるということで、いい人材が来てくれたということで、いい流れになっているので、踏み込んで、鳥獣害対策とか林業とか、あるいは地域活性化とかという、今は課題とか場所を設定して募集をしています。議員おっしゃるとおりで、まだ、3年間という期間限定ですので、その後がすごく大事です。横瀬町はおかげさまで今ここまでは卒業生9人いて、7人定住していますので、高い定住率は今のところあると思うのですが、ここから先もそれぞれの……若い人たちが多いいので、我々なりにそれぞれの人の3年後をしっかりと考えてあげるといのは私はすごく大事なというふうに思っています。なので、3年間で完結というこれは話ではなくて、横瀬町での地域おこし協力隊の3年間がその人の人生にとってよいステップになるということにしてほしいと思ってサポートしていきたいと思っています。当然人によって、そのまま自立できる人とできない人はその時点ではいるのかもしれないですが、来てもらっている責任も私はあると思っていますので、その人たちの中長期のライフスタイルの確立とか、幸せになるとかというところまで一応考えてサポートしていったいというふうに思っています。

○若林想一郎議長 再質疑はございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 兎沢町有地と横瀬駅周辺なのですが、これは本当に大きな、本当に横瀬町にとっても一番大きなプロジェクトになると思うのです。ですので、ゆっくり時間をかけて、いろんな専門家の方にまちづくり、横瀬駅周辺のまち、横瀬町の姿をどうすればいいかというのを、やっぱり専門的な先生とか研究されている方とか、まちづくりの、例えばURなんかもネットで見ると、自治体の方へとい

う、自治体の方用の検索の場所とかあります。あと、副町長にもずっと前に言っていましたけれども、山万という、地域を持続可能なまちづくりにするという、民間の会社でやっているところもあって、それは大きいからまねできないかもしれないけれども、山万という会社は民間の会社で、横瀬町の自治体で、どちらが大きいのかよく分かりませんが、民間でもできているところがありますので、なるだけ、より多くの場所を見て、より多くの研究をしていただいて、いいものをつくっていただきたい、いい横瀬町にしていきたいなというふうに思っています。それをよろしく願います。

質問としては、だから、結局専門家の方を考えていただきたいですけども、どうですかということと、あと地域おこし協力隊も、結局私たちは、老婆心ですけども、親の代として、おばあちゃんの代として、子供たちが生活していくだけのお金を取れるような保障ができるような場所、まずそのステップ、いいステップにしていきたいと思うので、例えば一番心配しているのはL A Cなのですけども、あそこにならずといると、何かしたいな、これをしたいなという自分の次へのステップがちょっと時間がないのではないかなとすごく心配しているので、そこ辺のところも横瀬町が、これは定住するのは町の責任ということを書いてありますので、その点はよいステップアップにしたいではなくて、定住にするためになお一層努力していただきたいと思うので、よろしく願います。

○若林想一郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 それでは、お答えいたします。

最初のところは、専門家のというのはおっしゃるとおりだと思います。大切なのは、一方で専門家任せにしないというのが大事ですね。だから、柱、やりたいこととか実現したい町の姿があって、専門家の力を借りるということかなとも思います。そこがご信頼いただければと思っていまして、外部の事業者さんや専門家との連携って、横瀬町は割と経験を積んできていまして、そこはしっかり、おっしゃったような文脈でプロセスを踏めるかなというふうに思っていますので、ご信頼いただければありがたいなというふうに思います。

それと、地域おこし協力隊のほうは、とにかく町のためにもなり、もなのですが、その人のためになる、その人の人生のためになるということをまず考えてあげてというところをしっかりとやっていきたいなというふうに思っています。しっかりやっていきます。

○若林想一郎議長 再々質疑は。いいですか。

他に質疑ございますか。

6 番、新井鼓次郎議員。

○6 番 新井鼓次郎議員 多方面にわたって未来に向けた施策を取っていただけるということで、頼もしく思っております。ありがとうございます。

その中で、4の柱の中で道の駅あしがくぼについて触れておられます。居心地感のよい道の駅づくりということで、改修に取り組みますということなのですが、大変具体的な話になって、ここで質問していいかどうか、ちょっと。小さいことなので、ご勘弁いただきたいのですが、居心地のいいということで、観光される方々がまず立ち寄るところが道の駅あしがくぼだと思っております。そういうこともありまして、常々言っております、雨の日の身障者、障がいのある方の移動の対応、それから二輪の方の駐車場の対応、

特に雨の日の対策、移動の屋根、これについてはぜひともその居心地のいいという中に含めていただきた
いと思うのですが。

それともう一つ、どうしても渋滞が発生する時期もあります。スペースの都合上、単純に駐車場を広げ
ることがなかなか難しい中で、その緩和対策を取っていただければありがたいと思うのですが、お
考えをお示してください。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 ご指摘よく分かりました。今回上げさせていただいた道の駅あしがくぼの改修等は、これ
は町の予算に係るところですので、厨房周りのレイアウトだったり、動線の整理だったりというところが
中心なのですが、議員に前からお話しいただいている部分に関しましては、駐車場は県のほうに今
要望をしています。雨の日の対応も今よりも進めたいと思いますし、障がい者の方たちに優しい空間づく
りといいますか、それは大事だと思いますので、これからも進めていきたいと思います。

あと、渋滞の解消も問題意識を持っています。近時ですと、一応下りの国道299号に第2駐車場の看板、
大きいのをつけていただいたので、多少効果はあるかなと思うのですが、まだ絶対スペースとして
多分十分ではないということだったり、これでいいということではないと思いますので、しっかり改善は
図っていききたいなというふうに思っています。そういう意味でいくと、居心地感のよい道の駅づくり何ぞ
やと、中にはそこまでひっくるめて問題意識を持ってやっていきたいというふうに思います。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 いろいろ考えて、いろいろなことを実施しようという意欲は感じます。富田町長が
日頃やっていることは、外部的には評価が結構高くなってきているのだなと。賞をもらったり、いろい
ろなメディアで取り上げられたりということなののですが、実際中心地づくりは僕の地元でやっていま
すのが主なのです。僕、結構地区の人に、「あそこは何をやっているんだい」というのは、いまだに何を
やっているのだいということなです。分かっている、例えば子供持ちの世代の方にはいろいろ、給食費
はやっていただいたので、そういうことを説明したり、いろいろしているのですが、例えばE N g
a WAについて、「参加したんだよね。でも、何かよそ感がしちゃうんです。参加しづらい。だから、
次はもう行かないかもしれない」。そこの職員の対応もあるのでしょうけれども、何となく、人の輪づく
りといいながら、逆に疎外感とか分断みたいな。そこに参加を常にしている人はすごく居心地がいいけれ
ども、では行ってみようかといったときに、仲間意識を構成できないというのを多々聞きます。それはE
N g a WAもそうなのです。E N g a WAは多分あるコミュニティがうまくそうさせているのだと思う
けれども、外部から入ったときに、やっぱり疎外感というか、入り込めないような雰囲気がある。僕もあ
そこに、前から見ていますけれども、にぎわいは前よりあります。だから、あったほうがいい。ただ、そ
の利用面について、結局評価はされるけれども、影の部分が必ず存在します。今やっていることって、本
来地域になかったことを地域の中に埋め込もうとしています。埋め込もうというか、それをなじませたい
という気持ちでやっていると思うのです。だから、6区地内で前に、大畑課長当時、民泊のこの問題が
起きました。本来居住地ですから、営業の部署ではありません。そうすると、そこに問題がいっぱい出て

きます。だから、空き家対策といっても、本来空いているところの周りは居住地なのに、そこに、そこだけ、週末だけ利用するのだよとか何とかと、利用をするのは結構なのだけれども、地域となじまない。何なのだろうなという、極端に言うと不安感が出てきますよね。よその人が来る。そういうものを解消していかないと、ここに書いてあるようなことはなかなか進まない部分もあると思います。

例示挙げますと、L A Cができてからあそこは明るいのですよね。そうすると、向こう側の人は、夜は10時以降になると真っ暗だったから、こんなに夜遅くまで明るくてはねという例もあります。それで、自分のうちでちょっと音を出すと文句を言われる。「逆ではないか、関根さん」と言う人もいます。

それと、E N g a W Aでバーベキューしました。そうすると、ルールがありませんから、今のところ。だから、時間の制限もないし、夜遅くまでやられて困って、お巡りさん、交番に電話したとかという人もいます。だから、そういうもろもろの問題が出てきます。

それと、シラヤマパークもそうです。地元の子供が、夏休みとかそういうとき一切使えなくなってしまう。公園は大野議員も造れ、造れと言うけれども、僕も大事だと思います。実は、僕のエリアで、「関根さん、小さくてもいいけど、幼児用の本当に簡単なもの、ブランコと何かだけでいいんだよ。そんな広くなくていいんだけど」と言うのです。それで、「シラヤマパークあるじゃない」と言ったら、「実は子供が4人いて、川のそばの公園というのはちょっと。自分が連れていっても管理できないんだ」、そういう方もいます。だから、本当に小さいスペースでそういう場所を造るとか、そういうことが多々来ます。

だから、何が言いたいかというと、よく、やる場合に、中心地を活性化したい、造りたいというのはいいのですけれども、ニーズを聞いたり、何かマイナスの部分聞いて、そういうことを加味していかないと、やはり住民が主体とは言えないです。これ、後ろ側に、富田町長さんが住民とともに作り上げた云々と書いてあるのですけれども、大分評価されてきましたとあるのだけれども、出ばなを読むと何か主役の町民が不在みたいな感じがします。というのは、ここに、官民連携プラットフォームもいいことだけれども、看板事業に成長しました、地域おこし協力隊、地域活性化起業人などの人材の流入、多様な人材のまちづくり参画云々とあります。そうすると、主役の町民が、町民が主体でそういう人を利用する、とともにやるということがやっぱり施政方針の中を見るとちょっと欠けているかなと思います。本人はそういうつもりなくて、当たり前だからそういうものは入れないということだと思うのですけれども、ぜひその辺をもう一度聞きたいです。

それと、何かやるときに、先ほど大野議員への答弁で僕はほっとしましたけれども、信用してください。町民の方にいろいろと。だから、町民を何を望んでいるかということを第一に考えて、兎沢についてもいろんな前段階の調査あるいは要望、そういうものを聞いてやってほしいと思うので、いずれにしても、歩いてみるとそういういろんなことが出ます。だから、その辺をどういうふうに今後やっていくかということをお聞きたいのです。

○若林想一郎議長　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長　それでは、私のほうから答弁させていただきます。

これ、目的と手段だと自分はざっくりとあっていまして、最後は町民のためなのです。最後は町民の福祉の向上であり、町民の生活環境の改良、改善なわけですよね。そこに持っていくまでにいろいろな資源を

横瀬はつくってきたのであると。それを町民のために落としていくというのがこれからだというふうに思っています。だから、それもあって令和5年度は声を聞くを最優先にしているということなのです。これ、例えば8年前だとまだ材料づくりだったです。4年前もそうなのですけども、割とできてきたのです、それが。町民の福祉の向上のための材料や武器が増えてきたというのが今です。それを住民の皆さんに分かりやすいように落としていくというのが今かなというふうに自分は、これは段階論です、今は思っています。

したがって、我々がやることは町民のためにならなければいけないです。そこを外してはいけません。ただ、その過程でまず材料集めが必要だということもあったり、観光誘客なんかもそうかもしれませんけれども、観光客が来るということは目的ではなくて、最後はこの町のためになのですよね。そこをしっかりとつuckingしていくところが、今ちょうどそのステップアップしたところに来たかなというふうに自分は思っています。

関根議員がおっしゃっていただいた疎外感というのは、おっしゃるとおりでして、これは必ず、前、大野議員もおっしゃっていただいた、光があれば影がある、合う人、合わない人のこともあるし、1つの輪ができると入りづらいというのはあると思うのです。ただ、これは段階的にはそれが一つ一つできていくというところが必ず通る道かなと思っていて、だから、例えば今回の福祉センターを改修して、これはすごくモデルチェンジなのですけども、高齢者だけではなくて、多世代が交流できるようにしたのはそれもあります。福祉センターをそれにすると、今度は福祉センターに人が集まるようになって、それが今LACで集まっている人たちとは違う人たちが集まって、そこで輪ができというのが町内にたくさんできてくるというのが私の目指したいところ、考え方なのです。だから、人の輪が1つあるでは駄目。人の輪がたくさんあって、それぞれが緩くつながっているという状況を小さい町に作りたいのです。だから、高齢者サロンも大事です。高齢者サロンが真ん中に1個ではなくて、各地区にある。ここも行けるし、あそこも行ける。だから、LACだけではなくて、LACにも行けるし、キッチンEnglish WAにも行けるし、ホワイエの高齢者サロンにも行けるしというのをつくって行って、それぞれの人が、それぞれが一番心地よいところに属してもらうというような人の輪をつくっていききたいなというふうに思っているのです。なので、関根議員おっしゃることは本当によく分かりますので、というか、そこは今すごく気にして運営しています。なので、そこはしっかりとやっていきたいと思しますので、見守っていただければありがたいかなというふうに思います。

○若林想一郎議長 再質疑は。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 いろいろ、人はそれぞれ様々で、まさに多様性ですから、感じ方も多様なので、僕に言った人は、「では、よく言ってください」と。「そういうことは伝えますよ」ということでやるわけですけども、そういう機会もなかなかないわけ。こういう機会しかないのと言いますけれども、いずれにしても、農業の耕作放棄地の利用の仕方とか、そういうことも書いてありますから、より具体的にどういう方向でやるか。これは実は、要するに農業をしたい若者を呼ぶ、そういうことってできますよね、いろんな制度をつくれれば。だから、そういうことも視野に入れながらやっていただければ。これはあれだけども。

もう一つ、僕のテーマでもあるのですが、黒澤議員もよく質問しますけれども、市立病院のことなのですけれども、市立病院というと秩父市になってしまいます。だけれども、横瀬町のこの中で最も大事なインフラの地域医療の体制みたいなことが書かれていないのが残念だったのです。実は、町長に広域圏のリーダーシップを取ってもらって、医療の。たまたまここで利害関係がない……病院がないということだからね。そういうことで、逆にそういう発信ができるのではないかな。うちも協力するのではという、ぜひ声を上げてもらいたいと思って。だから、医療のことについても、漠然とでもいいから、入れてもらったらよかったかなと思うので、その辺は先ほどの向井君への答弁でもあるけれども、全部書けないのでということなのだけれども、それをここで確認したいと思いますので、よろしくお願いします。

○若林想一郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 答えいたします。

医療、非常に重要ですね。大変重要なのですが、先ほどの答弁と一緒に、これ、予算に係る施政方針の表明であり、それから予算へのインパクトというところで割と詮索しているところはありますので、広域の問題に関しては、「新しい展開においても積極的に連携を図っていきます」という言葉でしか書いていないです。載せられませんでしたけれども、関根議員おっしゃるのはとてもよく分かりますので、秩父地域の医療のために他人事にしないでというか、当事者意識を持ってと言うのかな、それはしっかりやっていきたいなというふうに思っています。

○若林想一郎議長 再々質問ございますか。

○10番 関根 修議員 公的なお金は広域を通して救急医療とか出している。定住自立圏に出しているけれども、実質的に自分のところで経営して云々というものはないわけなので、今、人ごとでなくと言われたのでほっとしましたけれども、もちろん当然そうだと思っていたからあれなので、ぜひよろしくお願いします。

以上です。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ、町長の施政方針に対する質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時20分

○若林想一郎議長 再開いたします。



◎議案第23号の説明

○若林想一郎議長　ここで前例に倣い休憩をして、各担当課長に令和5年度予算5議案の細部説明を求めます。

初めに、議案第23号　令和5年度横瀬町一般会計予算の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩　午後　2時20分

再開　午後　4時14分

○若林想一郎議長　再開いたします。

議案第23号の細部説明が終わりました。



◎延会の宣告

○若林想一郎議長　ここでお諮りをいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長　異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会　午後　4時14分

令和 5 年第 3 回横瀬町議会定例会 第 3 日

令和 5 年 3 月 1 0 日（金曜日）

議 事 日 程 （第 3 号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、議案第 2 3 号 令和 5 年度横瀬町一般会計予算、議案第 2 4 号 令和 5 年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、議案第 2 5 号 令和 5 年度横瀬町介護保険特別会計予算、議案第 2 6 号 令和 5 年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 2 7 号 令和 5 年度横瀬町下水道事業会計予算の説明、質疑、討論、採決

1、請願第 1 号 国に「防衛費 2 倍化反対、社会保障費の拡充を求める意見書」の提出を求める請願の上程、説明、質疑、委員会付託

1、発議第 1 号 横瀬町議会の個人情報保護に関する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、閉会中の継続審査の申出

1、閉 会

午前10時開議

出席議員（10名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
4番	宮原みさ子	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸恵	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成町長	井上雅国	副町長
設楽政夫教育長	小泉照雄	総務課長
大畑忠雄まち経営課長	新井幸雄	税務会計課長兼計者 税務課管理
平沼宏一町民課長	平沼朋子	福祉介護課長
守屋則子健子育康て長	町田勝一	振興課長
加藤勉建設課長	町田一生	教育次長
浅見和彦教育担当課長		

本会議に出席した事務局職員

小泉智	事務局長	渡辺岬	書記
-----	------	-----	----

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○若林想一郎議長 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。ただいまより会議を開きます。

_____ ◇ _____

◎議事日程の報告

○若林想一郎議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

_____ ◇ _____

◎議案第23号～議案第27号の説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第1、議案第23号から日程第5、議案第27号までの5議案を議題といたします。

前日に引き続き、休憩をして議案第24号 令和5年度横瀬町国民健康保険特別会計予算の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時10分

○若林想一郎議長 再開いたします。

議案第24号の細部説明が終わりました。

引き続き休憩をして、議案第25号 令和5年度横瀬町介護保険特別会計予算の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時23分

○若林想一郎議長 再開いたします。

議案第25号の細部説明が終わりました。

引き続き休憩をして、議案第26号 令和5年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時27分

○若林想一郎議長 再開いたします。

議案第26号の細部説明が終わりました。

引き続き休憩をして、議案第27号 令和5年度横瀬町下水道事業会計予算の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時39分

○若林想一郎議長 再開いたします。

一括上程中の5議案の細部説明が終了いたしました。

質疑を行います。

一括上程中ではございますが、質疑は議案ごとに行い、便宜上、歳出から各款ごとに行います。

質疑の際はページ数をお示ください。

初めに、日程第1、議案第23号 令和5年度横瀬町一般会計予算に対する質疑を行います。

第1款議会費、質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ、第2款総務費に移ります。

質疑はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 それでは、総務費で50ページ、ウェルビーイング事業負担金がまず1つ目で、もう一つが51ページ、デジタル・トランスフォーメーション推進事業、この2点について質疑させていただきます。

最初に、ウェルビーイング事業負担金のこの金額の事業に対する割り振りはどういうふうなものになっているのか。

そして、デジタル・トランスフォーメーション推進事業のこの予算計上されている金額の割り振りと今後の着地点というか、最終的にあとどのくらいの期間をかけて進めていくかお伺いいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、答弁させていただきます。

まず、ウェルビーイングの関係でございます。164万円ほどの金額でございますけれども、まず来年度

これで予定しているのは、まず人生幸福度調査費を上げております。それと、あと、前々日の一般質問でもお話しさせていただきましたが、来年度、事業を絞り込んで活動していく上での絞り込み作業というものをこの164万円の中でやっております、が主なものとなっております。

それと、デジタル・トランスフォーメーション推進事業の関係でございますが、まず人材派遣委託料からでございます。これは企業版ふるさと納税の寄附金を原資としているもので、今年もお世話になりましたが、例えば町のDX計画に基づく事業ということで、今役場内で進めておりますけれども、そういった部分についてのサポート等と、あと教職員のためのITリテラシーであるとか、そういったもののサポートという形でやっていただいているものでございます。

それと、広域連携デジタル実装事業ということで、これは1つは秩父市と連携事業でやっているエコタウンの創造事業のデジタル連携基盤の部分についての維持管理費等が入っております。これは毎年、大体年間で秩父市と横瀬町全体で500万円ほどの維持管理費があるわけなのですけれども、そのうちの人口割で12%横瀬町が負担するという形でなっておりますので、40万円程度でしょうか、毎年かかっているということでもあります。ですので、ここら辺につきましては、また広域連携という形でこの基盤をしっかりと使っていくということになったときに、秩父市、横瀬町以外の自治体に参加いただくことによって幾分経費が削減されていくといった状況になっております。

以上です。

○若林想一郎議長 再質疑はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 2番、黒澤です。すみません。では、そのウェルビーイングのアンケートとか、そういうものでより広くデータ収集して、今後に対するしっかりしたビジョンの策定に入るというイメージでよろしいでしょうか。

○若林想一郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 議員お話しのように、ビジョンもそうですし、あと事業、活動の絞り込み等にも参考にさせていただいたり、あとは今回後期の基本計画、町もつくりますので、その参考にさせていただいたりという形になると思います。

以上です。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 2点お願いします。

43ページ、グループウェア管理事業なのですけれども、これは私もよく分からないのでグループウェアというものをちょっとネットで調べたのですけれども、事務の効率化、働き方改革に寄与で、職員の使いやすいもの、無料トライアルでデバイスの確認セキュリティ対策をよく確認してから実施したほうがいいですよというふうに書いてありました。それで、ネットでいろいろずっと見てみましたら、自治体用で住民の声を簡単に登録できるグループウェアなどの説明もありました。今回この金額は3,000万円を超えている、3,900万円の予算なのですけれども、今までOA機器というのはリースということが多かったの

ですけれども、何で今回は、購入のほうが安いという説明がありましたけれども、ソフトその他のOA機器との相関性というのがちょっと違うと思うのですけれども、そのところを、何で今度購入して、それでその維持管理費は幾らか、それから耐用年数は幾らかということも教えていただきたいと思います。

また、この決算書の財産に関する事項というのは物品として車しかないのですけれども、今回このような大きな額ですので、これはどういうふうに町でちゃんと管理していくのかなというふうに思っています。その点についても教えていただければと思います。

それで、次、50ページの企業等職員受入負担金なのですけれども、これも3,000万円金額があります。私もこの企業等職員の受入れというのはある意味賛成しています。人の流れをつくる地域価値の向上、地域の活性化などに対する総務省の特別交付金なので、ヒューマン、人ですね、デジタル、それからグリーンと環境ですけれども、重視するとあります。横瀬町みたいにやっぱり小さな町は人材が少ないので、専門的知識のある人材は本当に貴重で、有効に活用してほしいと切に願っています。よくお願いしています。駅南前道路の周辺整備だとか、今回駅前だとか、西側町有地などもありますので、専門知識のある方のノウハウを本当に期待しています。ですから、そのように使っていただきたいかなというふうに思っています。駅南側道路はちょっと思ったのですけれども、周辺の環境、土地を生かして観光農園などを企画して、農業法人の立ち上げなどもしていただければ雇用も増えるし、本当に伸びしろのある事業だと思っているのですが、その点どのように考えているのかお聞きしたいと思います。

それから、またグリーン、環境政策はちょっと横瀬町は少ないということをお願いしていますけれども、やっぱりこれもネットとかで見ると、20キロ以下のグリーンスローモビリティによるデマンドタクシーなどもあるそうです。これらも身近なので、許可がちょっと簡単らしいのです。それで、地元で、もしこれも雇用とかできれば、雇用の拡大になると思っています。ですから、今までずっと観光施策のみの依頼のように見えていたのですけれども、もっと幅広にいろんなところの企業職員を受け入れるように情報を収集していただきたいと思うのですけれども、その点についてもお聞きしたいと思います。

それから、69ページなのですけれども、選挙の啓発費です。これは、私も選挙については、投票率について大変町長をお願いしてきました。それから、選挙管理委員さんも埼玉県で一番になりたいということでも頑張ってください。この金額でなくて、何か新たなものにチャレンジして、横瀬町が埼玉県一の投票率になるような、新たなチャレンジするのにこの金額でよろしいのでしょうかということをお聞きします。

以上です。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉照雄総務課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、グループウェア管理事業でのご質問でございますけれども、今回大きな金額、OA機器購入費ということで2,480万円ほどの予算計上をさせていただいたところなのですが、説明でもお伝えさせていただきましたけれども、今業務用のパソコン、職員が使っているパソコンが来年2月にリースが切れます。そこで新たに調達する必要があるということで今回予算計上させていただいたのですが、136台分で2,480万円。仮にリースを5年リースとした場合、2,834万円ということで、差額は354万円ございます。

1年にして約70万円ということで、これは金利分になるかと思うのですけれども、トータルコストから考えて購入のほうが安いということで、今回購入ということで決めさせていただきました。今後の維持管理については、かかりません。

あと、備品の関係でございますけれども、136万円、それぞれのパソコンに対して備品登録をいたしまして、管理していく形になるかと思えます。

それから、続いて選挙の啓発費の関係でございますけれども、今回啓発事業で1万4,000円ということで予算計上させていただきました。これは委員長から、2年前ぐらいから小学校の夏休みの課題で選挙ポスターの啓発活動ということで作成をしていただいております。そこで記念品というか、参加賞として、若い世代も選挙に関心を持ってもらうということで選挙ポスターを作ってもらおうのですけれども、その啓発品としての参加賞としてで、少額ですけれども、こういった金額を計上させていただきました。金額は少ないのですけれども、今後そういったことを広げながら選挙啓発をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 副町長。

○井上雅国副町長 端末の点、少し私のほうから補足をさせていただきます。

今回大きな金額を占めているのはパソコンです。職員の人が日々使うパソコンになります。これは先ほど総務課長のほうからありました総コストの点と、リースの場合は期間がやはり固定されてしまうというところがありますが、パソコンをその時々で性能で使っていくに当たって、場合によってはより長く、あるいはより短く使わざるを得ないというときがあるかもしれない。無駄に短くするということはもちろん考えておりませんけれども、そういったところにも対応できるということが1点あるかと思っております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 町長。

○富田能成町長 企業等職員受入れ負担金についてです。横瀬町は、ここは、ここまでかなり積極的に利用させていただいています。例えば、リングロー株式会社さんの方に来ていただいて、町民向けのITよろず相談をやっていて、これは今でも好評で、これからもしばらく続けていきたいというふうに思っている企画。それから、こうした協力、事業団さんだったり、あるいは今回の福祉センターの改修でたくさんアイデアを出していただいた温泉道場さんだったり、いろんな、お先さんの専門的な知識はここまでは分野分野では使えているかなというふうに思っています。

これ、当然いろんな分野で使える話です。議員おっしゃるとおり、例えば土地の形状を変えて何か新しいことを始めるということに関して専門家がいれば、知識をいただくとか、あるいは今町がやっている中心地づくりで知見をいただける方がいたら、いただくとか、それは前広に、これはいい人がいればですよ、いい方、あるいは我々が使い得るノウハウを持っているお先さんがあるのであれば、積極的に活用していきたいなというふうに考えています。

以上です。

○若林想一郎議長 再質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 答弁ありがとうございました。選挙については本当に、一般質問でも言いましたけれども、そのほかにも、例えば子供さんと一緒に来たら、ちょっとしたプレゼントをあげるとか、そういうところから、小さな子供のときから選挙に親しむということをつくることは、大きく言えば横瀬町の子供を育てる、日本の子供を育てるということで、私は、小さなことだけれどもとても大切なことだなと思うのです。それに対しては予算はあまりかからないと思うので、絵も描いていただいて、それは本当にとてもありがたいことなのですが、なお一層チャレンジして、子供たちにこの事業を、埼玉一を目指してもらいたいのですけれども、そここのところの町長の考えを教えてくださいたいと思います。

それから、OA機器の関係なのですが、今までずっと、ここ10年、20年ですか、ずっとOA機器はリースのほうがいいのだというふうに言われてきました。いつ壊れるかも分からないし、維持管理も全部してくれるので、そちらのほうがいいのだと。予算のつくり方も、今回の金額2,400万円とかというのがぼんと出るのではなくて、リースだと予算も毎年平均的に落としていけるので、そういう点もいいというふうに説明されてきました。ですから、今回見解がかなり、国会ではないのですけれども、見解がちょっと変わったと思うのですが、今後もそうしますということで、小学校、中学校とかもありますけれども、それらも今度は購入というふうな形で進んでいくのでしょうかということをお聞きしたいと思います。

それから、企業等の受入れ負担金の関係なのですが、本当によくやっていただいたと思います。私が特にお願いしたいのは、雇用を生む場をつくっていただくことの知見者をぜひ町長にも見つけていただきたいと思うのです。いろんな雇用を生むことに対しての知見を持っている事業者。だから、特に横瀬町は観光農園とかがとても盛んです。イチゴとかブドウではなくて、例えば、私は農産物、芋、サツマイモとかジャガイモでも、ナスでも何でもいいのですけれども、そういうものでも観光客の人は楽しめると思うのです。それには駅の南側のあの丘陵というのですか、あれがとてもいいと思っています。いいなというふうに感じたので、そこ辺に対する雇用の場、農業法人に向けての考え方に向けてそういう人たちを見つけていただきたいなと強く思っているのですけれども、そこ辺幅広に見つけるではなくて、その雇用をつなぐ企業、つなげるものに対する支援を見つけていくという強い気持ちをお願いしたいのですが、お願いいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 3つの質問に関しまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、選挙に関しては、大野議員から再三お話も頂戴しています。こちらのほうとしても、投票率の向上は非常に重要だというふうに認識をしておりますので、これでよしとはせずに、できることを前広にいろいろ考えていきたいというふうに思います。

それと、パソコンのリースか購入かは、これ、購入とリースは双方にメリット、デメリット、長所、短所があります。それは購入対象によっても違うし、タイミングによっても違うということはあります。なので、町として、決め打ちではなくて、有利なほうを選択していくという考え方を取りたいというふうに思っています。とりわけ今の環境下ですと、トータルコストでいくと概してPCなんかは購入のほうが安くなる人が多いような気がします。そこは難しいのですけれども、それぞれの、町にとって総合的に有利なほうを選択していくというふうに自分は考えています。

それと、3つ目のご質問で、雇用をつくるは非常に大きなテーマでして、重要です。これはまさに、横瀬町は今いろんなことをやっているのですけれども、コロナ禍でなかなかできなかったことの一つであります。今いろんな企業さんから前向きのお話をいただけるようにもなってきました、それを人材派遣という形での地域活性化起業人という形なのか、あるいは企業さんが出てきて、ここに拠点をつくるということなのか、様々なことに我々もチャレンジしていきたいというふうに思っています。その中で農業分野は、これも大きなテーマでして、これから横瀬町、どうしてもこのままいってしまうと耕作放棄地が増えってしまうという問題があります。それから、農業の担い手の皆さんが高齢化していくという問題もあるので、ここの世代をつなぐということ、ここも今まで横瀬町が培ったネットワークだったり、いろんなノウハウだったり、いろんな人とのコネクションだったりみたいなのところをいろいろ駆使して、工夫して、新しい経済循環をつくるとか、農業の再生を図るところもチャレンジしていきたいというふうに思っています。

○若林想一郎議長 再々質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。リースについては、私もこれは買ってしまったほうがいいのではないかなというふうに思っていましたので、横瀬町にとってよりよい方向で進んでいただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 P46、47。46ページのほうで庁舎周辺整備等委託料、金額的に少ないのですが、前年と比べるとこれは5倍相当、多く見ていらっしゃるようです。この内容を教えてください。

それから、47ページのほうで本庁舎1階フロア等改修備品購入費、これはフロアを改修して、椅子とかテーブルとか、そのような模様替えをするための費用だと思うのですが、どのようなものになるのか、構想的なものをお伺いします。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉照雄総務課長 それでは、46ページの施設等の修繕工事の関係でございますけれども、こちらは役場庁舎に地下タンクがあるのですけれども、その油の流出を防ぐライニング工事ということで、内面を強化プラスチックで覆う工事を予定しております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 町民課長。

○平沼宏一町民課長 それでは、47ページの本庁舎1階フロア等改修に係るご質問にお答えしたいと思います。この改修の検討につきましては、町民と近い距離にある部署ということで、なんでも相談室が中心となって検討するようにと町長から特命を受けております。ですので、私のほうから経緯も含めて説明させていただきます。

フロア改修の検討は、フロア1階の窓口課を中心に職員9名によるプロジェクトチームをつくって現在

検討を進めております。第1回の会議を9月に開催し、各メンバーが思う理想のフロアについて、町長から示された4つのテーマについてブレインストーミングを行って、要素抽出を行いました。4つのテーマは、1つ目が町民が相談しやすく支援しやすいスペース、2つ目が赤ちゃんからお年寄りまで誰でも安全に利用できるスペース、3つ目がオープンアンドフレンドリーを体現するスペース、4つ目がカラフルタウンにふさわしいスペースの4つでございます。

その後、12月までに3回の会議を行って、具体的な改修案を考えるに当たり6つのアイデアを出しました。それがキッズコーナーの拡充、あと玄関から入っての動線の確保、視覚的な案内表示の改善、気軽に使える相談室の設置、カフェテリアのような家具、フリー図書館機能などを設けるということでございます。

これにつきましては、現在並行して検討している最中でございます。今後は専門家のアドバイスを受けながら、また具体的な仕様書等に作っていく予定でございます。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再質疑はございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 ご答弁ありがとうございました。

47ページのフロア等改修のほうで1点お伺いします。現在、小さなお子様をお持ちの方の授乳スペースみたいなところが間仕切りでつくってあるのですが、先日副町長の案内で、LACのほうで購入、設置されたシステム型のスペースを見せていただいたのですが、あれはすごく機能的でよろしいかと思うのですが、そちらを入れるというような構想はありでしょうか。

○若林想一郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 今回のフロア改修なのですけれども、今の姿になってから大分時間がたちました。今の姿は、初めてキッズスペースをつくって、授乳スペースをつくって、いろいろ新しいことをやってきて、それぞれの利用され度合いは割と分かってきました。キッズスペースは割と頻繁に利用されていて、つくってよかったと思っているのですが、実はあそこの授乳スペースはほとんど使われていなかったのです。これも大きな今テーマになっていて、やっぱりエリア898とかLACみたいスペースはお母さんが長時間いるから、あそこは機能するであろうという想定があるのですけれども、役場で使う人って実はいないのではないかと今議論をされていて、どうもお母さん方の声を聞くと、やっぱりあまり役場でやるイメージはないですと。駐車場で、例えば車の中でやりますという方はいらっしゃるのですが、ということだったりしたのです。一番今考えているのが、今入れたLACのあれ、とてもいいものが入ったと思っているのですけれども、あれの利用状況を見て、次、よければ役場にも検討するという順番かなというふうに考えて、今検討しているところです。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 それでは、何点か質問させていただきます。

まず、これは要望なのですが、51ページの地域おこし協力隊の関係ですが、できれば地域おこし協力隊

の方々の任務と、どういう方がどういう形で取り組むのか、一覧表でも作って議会側にも示してもらえればというふうに思います。できましたら、そのことをお願いしたいと思います。

次に、同じ51ページの中でDX推進事業がありますが、人材派遣の委託料が大部分です。どういうところから人材派遣をするのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、56ページ、地域乗合バスの関係があります。これはいつも気になっているのですが、町の負担が1,115万円ですから、1,000万円を超えました。県が、見たら309万円なのです。この過疎バス対策が始まったときは、地域の乗合バスの確保ということで、西武バスさんが路線を持っていますけれども、赤字分を県と市町村、そこで等分に負担をするということから発足した制度でありますから、あまりにもこれは今かけ離れてきているので、気になるところです。できましたら、機会があったら県のほうに要望を出していただきたいな。そもそもの発足した時点に立ち返って、やはり県としてもこの秩父地域は大事なところだというふうに認識を持っていたいただいていると思いますので、ぜひその要望を出していただければというふうに思います。

それから、先ほど8番議員が質問しました43ページのOA機器の購入、パソコンの購入の関係ですが、私も以前、公用車のリース、議会でも問題になったことがあります。やはりパソコンもまとめて購入できれば、ある程度の値引きが利いて、購入したほうがいいかなと、そんなことを思っています。ただ、100台ぐらいの数でどの程度の値引きが利くのか。私自身は当時職場でパソコンを与えられて、パソコンを全体の半分ずつ入替えをしていた経緯があります。そのときは、市販されているパソコンの値段から見ると半額程度になったのです。値段があって、ないようなもので。ただ、今はパソコンがないと、やっぱり業務に差し支えがあると思うのです。

あとは、例えばどの程度、先ほどまち経営課長の説明ですと5年程度ですか。5年程度で備品としての使命をなくすのか、あるいは使えるだけ使っていくのか、あるいは故障する場合もあるでしょうけれども、どういう形でまた切り替えていくのか、その辺もちょっと取扱いの点教えていただければというふうに思うのです。別に、リースから、購入したほうが私自身もいいと思っていますので、その辺のどの程度のメリットがあるのかお知らせ願いたいと思います。

以上です。

○若林想一郎議長　ここで暫時休憩をいたします。

休憩　午前11時14分

再開　午前11時25分

○若林想一郎議長　再開いたします。

ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長　それでは答弁をさせていただきたいと思います。

まず、51ページからでございますが、地域おこし協力隊の関係でございます。一覧表につきましては、

次回から提供させていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

続いてのDX推進計画における人材派遣委託料でございますけれども、この事業につきましては企業版ふるさと納税の寄附金を原資としているものでございまして、企業版ふるさと納税の寄附を今回の場合についてはエージェント・スミスさんから寄附をしていただいておりますので、そこからの人材を派遣していただくという形の、ルール上そうなっているというところでございます。

それと、地域乗合バスの関係でございます。議員お話しのように、ここ何十年と補助額というのは変わらないというところでございます。先日県にちょっと問い合わせてみましたら、やっぱり補助額としては維持をしていくという話でございましたので、今後そういった形での要望をしていければというふうに考えております。

以上です。

○若林想一郎議長 副町長。

○井上雅国副町長 職員の端末の件でございますが、今回PC百数十台ということなのでございますが、まず使用する期間については、そのPCが使用できる期間はできるだけ使うということになろうかと思えます。それは、壊れたり、それから持っている機能が世の中の動きから大きく遅れてしまうとか、やらなければいけないことに対応できなくなるといった場合は、前に倒れる可能性はもちろんあるかと思えますし、使えるのであれば5年に限る必要はないというふうに思っておりますので、そのような使い方をしていくということかと思っています。

ボリュームディスカウント、大量に買うと安くなるかという点については、この規模でそこまで大きなディスカウントというのは、もしかしたらないかなというふうには思っておりますが、現状のものとは比べて妥当な水準以内で収めるということでは、予算の執行に当たっては留意しながらやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○若林想一郎議長 再質疑はございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 それでは、再質問を1つさせていただきます。

この地域乗合バスの過疎バス対策の関係ですけれども、これは今も定住自立圏の中でもこの秩父地域全体の問題として取り組んでもらっていると思えますけれども、そういうことも含めまして、今後横瀬町だけでなく、例えば横瀬町にある路線が皆野町まで延びていますし、秩父市とは生活圏が一体化しているような状態ですので、デマンドタクシーだけでなく、この乗合バスの関係も、隣接する秩父市、あるいは秩父地域の中でできる限り居住者の利便性と、あと負担の軽減を見ながら取り組んでいただきたい、そのように思っていますが、その取組をしていただけるかどうかお聞かせ願いたいと思います。

○若林想一郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 議員ご指摘のとおりで、この問題は秩父郡市共通の問題であろうというふうに思います。横瀬だけというよりも、広域レベルでできることを考えるというところは必要かなというふうに思いますので、そういう目線でやっていきたいなというふうに思っています。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

4 番、宮原みさ子議員。

○4 番 宮原みさ子議員 ページ数54ページの安全安心まちづくり事業の中で、防犯灯とか外灯の設置の工事は載っているのですが、最近空き巣とか窃盗とかはかなり増えてまいりまして、防犯カメラも設置してほしいという住民からの要望等も私も聞いておりますので、この点について、今回予算には入っていないのですが、どのように取り組んでいくのか教えていただければと思います。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉照雄総務課長 ただいまの防犯カメラの件でございますけれども、議員おっしゃるとおり、そういった防犯カメラの設置についてもちょっと場所等を検討しながら、前向きに検討していきたいと思います。以上です。

○若林想一郎議長 再質疑ございますか。

4 番、宮原みさ子議員。

○4 番 宮原みさ子議員 どこについているか。それで、そのご要望があったところというのがウォーター・パークシラヤマ、あそこは夜中にも人が出入りをしたりということがあります。公共施設だけでも早めにできればと思いますので、その点をお伺いいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉照雄総務課長 今防犯カメラでございますけれども、役場庁舎、それからエリア898に設置してございます。

あと、ウォーターパークの件につきましては、管轄は建設課かと思っておりますので、その辺とちょっと調整しながら検討してみたいと思います。

以上です。

○若林想一郎議長 他に質疑ございませんか。

7 番、内藤純夫議員。

○7 番 内藤純夫議員 67ページ、証明書コンビニ交付事業でございますが、横瀬町で何店加盟しているのかという点と、昨年の10月から始まっているわけですが、これで今までに何件ぐらいの交付があったか。それで、役場の交付に対して何%ぐらいになっているか、分かりましたら教えてください。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町民課長。

○平沼宏一町民課長 それでは、コンビニ交付の交付状況でございますが、ちょっと今手持ちに資料がございませんので、後ほど答えさせていただければと思います。

○若林想一郎議長 再質問。

7 番、内藤純夫議員。

○7 番 内藤純夫議員 それで、電算システム使用料、機構運営負担金、これは毎年この額がかかっていくということでよろしいのでしょうか。

○若林想一郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

町民課長。

○平沼宏一町民課長 これにつきましては、国のJ-LISという機関がありまして、そこが手数料を支払うということで、これが定額がかかっていくということでございます。

以上です。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ、第3款民生費に移ります。

質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 87ページになります。在宅福祉事業のところでは在宅重症心身障がい児の家族に対するレスパイトケア事業補助金ということで、レスパイトというのはケアする人のケアということだと思えますが、今の時代、大変県のほうも今もケアラーの問題はかなり、これはヤングケアラーだけでなく、全体的にケアラーの問題に取り組んで、見始めていると思うのですが、ここをもう少し詳しく教えていただければと思います。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

福祉介護課長。

○平沼朋子福祉介護課長 ただいまの質問にお答えいたします。

在宅重症心身障がい児の家族に対するレスパイトケア事業補助金につきましては、人工呼吸器を装着しているなど医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障がい児等を介護する家族の精神的、身体的負担を軽減するため、レスパイトとしてショートステイやデイサービスとして受入れを行った事業所に対して補助金を交付するものでございます。

以上です。

○若林想一郎議長 再質疑いいですか。

他に質疑ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ページ数が82ページ、高齢者見守りネットワーク推進事業の移動スーパー参入促進事業補助金なのですが、これは具体的にどの辺りにどのような企業さんが入るのか、分かる範囲で教えていただければと思います。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

福祉介護課長。

○平沼朋子福祉介護課長 この事業におきましては、4月の広報で募集をさせていただき、決めていくことになるのですが、埼玉県内でも幾つか事業を実施しているところがありまして、県内では63市町村のうち55市町村が移動スーパーを実施しております。その中で6市町が助成をして実施しているということで、この近隣では小鹿野町、長瀬町がしております。長瀬町につきましては、11月にウエルシア薬局さんのほうで移動スーパーの導入をしております、小鹿野町はとくし丸の個人事業主ということで実施をしてお

ります。今後、4月以降に導入業者のほうは決めていく予定になっております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 1点教えていただきたいのですが、民生費の中で、ページというのはあれなのですが、児童館費とか保育所費とかで予算取っていただいて、手厚くしていただいているのですが、今ちょっと問題になっているのが、保育所にも幼稚園にも全然入っていない無保育児童ということが問題になっているのですが、横瀬町ではその現状というのはどのように把握しているのか、ちょっと教えていただければと思います。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

○守屋則子健康子育て課長 ただいまのご質問の保育所とか認定こども園等に行っていない在宅の子供たちということでございますね。その方につきましては、例えば町内の児童館だとか、保育所でも一時保育等がございますので、こちらのほうは、一時保育は申請になりますけれども、一時保育の利用、児童館ですとゼロ歳から3歳までのお子さんのママサークル、子育てサークルが幾つかございますので、そちらのほうに親子で通われて、利用されているというふうになっておりますので、そこで在宅という、幼稚園等に行っていないけれども、そういうところの町の施設をご利用いただいているというところで把握しております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再質疑は。

〔何事か言う人あり〕

○守屋則子健康子育て課長 そうですね。そういうところの施設をご利用いただいて、在宅でされている方を把握しているということでございます。

以上でございます。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 P82、アクティブシニア推進事業、前年ありましたスマホの教室、アクティブシニア向けの。こちらは今回の予算書で書いていないように見受けられます。老人の方、受講された方、全て、ある程度基本的に使えるようになって、もう要らなくなったということでよろしいでしょうか。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

福祉介護課長。

○平沼朋子福祉介護課長 スマホ教室に関しましては、今年度まち経営課の地域活性化起業人の予算に組替えをさせていただきました。総合福祉センターのほうで週に1回よろず相談をしていただいたり、あとはスマホ教室も小さい単位でそこでしていただくということで計画をしております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再質疑はございますか。

他に質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ、第4款衛生費に移ります。

質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 112ページになります。エコエネルギー・資源循環推進支援事業でございます。有価物回収報償金でございますが、こちら育成会のほうで廃品回収をしたときに、その分量に応じて出るものだと思います。こちら昨年の予算では65万円取っておりまして、ただマイナス補正40万円ございましたので、実質25万円の利用だったと。それを踏まえて35万円、大体ちょっと乗せてということなのだと思います。うのですけれども、コロナ禍でできていなかったという側面と、育成会にとってこれはかなり負担になっていた部分もありますので、コロナ禍でできなかったということをきっかけにやめしてしまうところ、または回数を減らしてしまうところというのが実際あるのかなと思います。その辺も踏まえてのこの計上だとは思いますが、ただ一方で、この廃品回収というのは、大変ではあるのですけれども、育成会と地域の人が連携する大変重要な事業でありまして、そういったところで関係性ができたりとか、一緒にみんなで子供たちを育てる、今一番大事な部分の要素もありますので、これは単純に実態に合わせてという部分には見えてしまうのですけれども、その辺りどういうふうに考えていらっしゃるか。実際これ、もし多く申請があれば補正で対応するというのも前提でこの額なのかどうか、その辺りも含めてお聞かせください。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田勝一振興課長 ただいまの質疑に対して答弁させていただきます。

有価物回収報償金でございますけれども、今まで育成会、子供会の方が中心になって各地区の資源を回収していただいております。また、来年度につきましてですが、1地区来年度からやらないという話がありまして、若干予算を減額したものでございます。

町にとりまして大変よい事業だと私は考えておりますので、先ほど議員さんからおっしゃられたように、地区で新たな団体とか地区の会とかありましたら、そこで回収していただければありがたいなと思っております。また、増えるようでしたら補正対応等も検討したいと思っておりますので、そういうことでお願いしたいと思っております。

以上です。

○若林想一郎議長 再質疑は。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。大変心強いお言葉をいただきました。こちらは、今は育成会のほうがなかなか、縮小傾向にある中で、今後育成会は育成会だけでやるのではなくて、地域全体でやっていかなければいけないということになっていくのだろうなと思います。そういった中で、必要か必要ではないかということをしっかり考えた上で、恐らく必要という形の結論になると思うのですが、そういった形でやっていく上では、今後拡大になるようにしっかりそのあたりの連携をしていただいて、実際具

体的な部分ですが、この廃品回収をしたときに、まず業者からお金が出る分というのがあって、それで、その結果の分量に応じてこの有価物の補償金が出るわけですが、その業者が、今各育成会が業者選定をして、かなり率のいい、お金がしっかりもらえる業者というのが実はありまして、そこがだんだん広がっていつているので、そういった意味ではしっかりした収入源として、もしかすると拡大の要素に持つていけるかもしれないので、ちょっとその辺り含めて今後取り組んでいていただきたい。その辺の詳細は、今後またそういう機会をいただけるかどうかという部分を踏まえまして、一般質問を今後、一般質問と言い切れませんが、でやっていくべきだと思いますので、その辺りはここでの回答はあれなのですが、そのように、これからここは充実していくと。連携をして、育成会がよりやりやすい方向をやっぱりサポートしていていただきたいなと思います。この辺りよろしく願います。いかがでしょうかというところで。

○若林想一郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田勝一振興課長 ただいま向井議員さんからおっしゃられたように、町としても地域の団体の皆さんに働きかけを行いながら、充実させていきたいと考えております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ページ数は107ページです。今回新しく取り入れていただいた、がん患者ウィッグ等購入費の助成金についてですが、この詳細と周知をどのようにしていくのかをお聞きいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

○守屋則子健康子育て課長 ただいまのご質問でございますが、新たに来年度がん患者のウィッグ等の購入費の助成をする予定でございます。その事業の内容につきましてですが、まず助成する対象といたしましてはウィッグの本体とネット、もう一つは胸部補正具のほうも予定しております。胸部補正具につきましては、切除された乳房補正のための人工乳房、あとパッド、あとこれらを固定する下着類というふうになりますので、対象の物といたしましてはウィッグと胸部補正具の2点です。

対象といたしましては、がんと診断された方で、がん治療に伴って脱毛ですとか、乳房の切除によりウィッグ、胸部補正具等を購入した方ということになります。あと、購入した日から交付申請を行うまでの間、横瀬町に住民登録がある方ということが条件になっております。あともう一つは、町税等の滞納がない方、こちら3点をクリアしている方が対象者ということになります。

助成の金額でございますが、ウィッグにつきましては、自己負担額といたしますが、上限を3万円といたします。あと、胸部補正具につきましては、自己負担額で上限が1万円ということで設定をしたいと思っております。

回数でございますけれども、対象者1名にはウィッグと胸部補正具それぞれ1回限りの交付ということにさせていただきます。予定で。

申請方法につきましては、ウィッグ等を購入した日の翌日から1年以内の申請ということになる予定です。

あと、周知方法でございますけれども、ホームページ、広報等、そちらには必ず載せさせていただいて、周知したいと思っております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再質疑は。他に質疑ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 このウィッグは女性だけという設定でやっているわけですか。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

○守屋則子健康子育て課長 女性だけではございません。全ての方、該当の方になります。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 101ページなのですが、これは全体にも関わることなのなのですが、ちょっと101ページの保健衛生職員の給与費の関係で、時間外勤務手当が180万円ということが出ていました。総務費のほうでも150万円あったのですが、今働き方改革とか言われています。あまり職員の負担にならないように人事をお願いしたいと思うのですが、これについてはどのように役場のほうではお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉照雄総務課長 ただいまの101ページの保健衛生職員給与費の関係でございますけれども、こちら昨年度は給与費3人で計上していたところなのですが、業務の内容から今年度は2人分、児童福祉の職員分からこちらのほうに移りましたので、その分が増えているということでございます。ですから、児童福祉職員給与費については2人減額というような形となっておりますので、予算の組替えをした形でこういった形になりました。

時間外勤務手当につきましては、トータル的には前年度とほぼ同額となっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○若林想一郎議長 再質疑。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。それでは、この5人で180万円という数字は横瀬町としては全体的に平常であり、負担のかかっていないというふうに判断したのでよろしいでしょうか。

○若林想一郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉照雄総務課長 こちら時間外につきましては、前年度というか、これまでの実績等に基づき算出して計上しておりますけれども、極力時間外勤務がならないように今後業務等の見直しとか業

務改善等しながらいきたいと思います。

以上でございます。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ、第5款農林水産業費に移ります。

質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 122ページです。この中に、農地費の中で農業振興地域整備計画策定業務委託料451万円、土地改良工事等345万円、姿の池水草除去工事110万円とありますが、この辺の詳細についてご説明をいただきたいと思います。

また、秩父土地改良区負担金については115万5,000円が計上されておりますけれども、今秩父土地改良区の関係ですと、以前から見ると非常に土地改良区のなすべき仕事が少ないようになってきているのかなといった気がするのですが、今後土地改良区がどんな方向に進むのか、その辺分かりましたら教えていただきたいと思います。

以上です。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田勝一振興課長 ただいまの質疑に対して答弁させていただきたいと思います。

農業振興地域整備計画策定業務委託料ですけれども、一昨年から始まりまして、今年度で3年度目となっております。農業振興地域整備計画は昭和53年度に策定され、平成11年に見直しがされて、今回が2回目の見直しということでございます。一昨年につきましては、過去の事業の洗い出し、県費、国庫補助事業をいただいて農道を造ったり、橋を造ったり、水路を造ったりという事業の見直しを一昨年はやりました。昨年につきましては、農業者にアンケート調査して、農業者の意向、これからの農業経営というようなアンケート調査をして、農業者の考え方を把握するというような形を取りました。今年度につきましては、最後の協議ということで、県との協議をしながら策定を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、土地改良工事等でございますけれども、寺坂棚田の中に農道、軽トラが通れるぐらいな道がございますけれども、一昨年前も舗装工事をしましたけれども、残り200メートル程度ありまして、今年度舗装するものでございます。

続きまして、姿の池水草除去工事ということで今年度お願いするわけなのですが、姿の池が昨年あたりからヒシが蔓延しまして、一面に水草に覆われてしまっているというような状況がありまして、令和4年度につきましても水草の除去の工事を急遽発注をさせていただきました。ヒシにつきましては、種子を落としてしまうとまた来年ということになるようでございますので、今年度につきましては種子を落とさないうちに除去の工事を考えておるところでございます。

続きまして、秩父土地改良区負担金ということでございますけれども、本年度につきましては第3号サイホンと言われている札所九番付近から横瀬駅の下をって字九番のほうに行っているサイホンがあるわけなのですが、大分老朽化して、老朽化に伴う漏水等も発生をしているということで、県の補助

をいただいて秩父土地改良区が調査費を計上するものでございまして、横瀬町の調査費負担金でござい
ます。

それと、あと秩父用水、今後につきましては、私もちょっと把握してしない現状がございまして、水道
事業のほうの取水が、令和7年ぐらいから水が姿の池から取水するのではなく、橋立川のほうの橋立浄水
場から姿の浄水場に水を配水するということになりますので、今後の秩父用水の動向に注意をしていき
たいと考えております。

以上です。

○若林想一郎議長 再質疑はございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 実は、今横瀬町の中でも農地が非常に荒廃して、耕作放棄地もありますし、ある
いは今後何とかしなければいけないような箇所が何か所もあります。そういったときに、町が何らかの対策
を取って、その農地を管理をしてもらうようなことができないものかどうかと思っているのです。という
のは、地域の皆さんが、農地でありながら、雑草はともかく、木まで生い茂るような農地になっていると
ころがありますから、そうなってくるとハクビシンとか、そういったけもの等がすみ着いたり、非常に迷
惑を被っているところが多いのです。そこで、これから農業もあれで、農地の耕作もできないという農地
も相当出てきています。そういったときに、町がそれを一時購入するようなことも考えてもいいかな。町
であれば、また誰かの利用勝手があると思います。今、この間ずっと問題になっている兎沢の元Hさんの
土地なんかもそんな類いで買った経緯があるのです。そういう農地はだんだん増えてきているなとすぐ
感じます。だから、その辺の、振興課とすれば農地を守る仕事だと思いますけれども、町から見れば、そ
ういった手のつけられなくなったような農地を何とかしていかなければならない。非常にジレンマがある
のですよね。その辺のことについてもやっぱり今後考えていただきたい、そんなふうに思っています。

それから、姿の池の水草の関係なのです。これはかなり前から藻が発生して、過去水道水に使っていた
時期もありましたけれども、臭いがすごくなったり、塩素殺菌するから余計なのですけども、そういう
こともあって、なかなか水草の処理が大変な時期がずっとありました。だから、秩父用水路を使って、い
きなり姿見山浄水場に水を上げていたのです。前は姿の池を落としたのを上げていたけれども、今はそん
なことはしていないものですが、それにしてもこの水草の作業は大変な作業だというふうに思うのです。
果たしてこの金額でうまくいくのかどうかというのはちょっと気になりました。

それと、あとは、この秩父用水路の関係は、先ほど課長から説明があったように、今後橋立から姿見山
に浄水した水を上げていくようになると秩父用水路の利用はなくなる。そうなってくると、秩父土地改良
区の運営自体もできなくなってくるのではないかと、そんな心配もしています。これは広域水道のほうに係
る問題なので、直接町からということではないのですけれども、あの暗渠で横瀬川から水路を引いていま
すけれども、もう相当年数たっていますから、どうしても所々が傷んできています。だから、そろそろこ
の秩父用水路も見直しをしなくてはいけないかな、そんなふうに思っていますけれども、これは相手のあ
ることなので、町がどうのこうのはできませんけれども、そのたびにただ補修工事をするのは、負担金
がかかってくる。やっぱりこれを何とか考えていかないといけないかな。大きくはやっぱり水道事業から。
利用の負担金がなくなる。たしか今までは950万円ぐらいかかったのが、それがなくなると土地改良区の

運営自体が難しくなるのではないかな、そんな危惧もしています。その辺は、今後横瀬町があまり不利にならないような形で検討を進めていただきたい、そんなふうに思います。

何点か再質問の中でのご答弁をお願いします。

○若林想一郎議長 ただいま議案第23号の審議中でございますが、ここで本休憩をいたします。

休憩 午後 零時 03分

再開 午後 1時 00分

○若林想一郎議長 再開いたします。

◇

◎答弁の補足

○若林想一郎議長 ここで、先ほどの7番、内藤純夫議員の質疑に対し答弁漏れがございましたので、答弁いたさせます。

町民課長。

○平沼宏一町民課長 それでは、先ほどのご質問で答弁漏れがありましたので、ここで回答させていただきます。

総務費、証明書コンビニ交付事業についてですが、コンビニでの交付状況と交付率についてお問い合わせだったと思います。10月から2月末までの住民票、印鑑証明、税証明全体の発行枚数が2,275枚でした。

このうちコンビニ交付が118枚でした。率にして5.19%でございます。

以上でございます。

○若林想一郎議長 7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 ありがとうございます。今コンビニは横瀬に2店あるのですが、両方ともこれには加盟しているのでしょうか。

○若林想一郎議長 ただいまの質問に対しての答弁を求めます。

町民課長。

○平沼宏一町民課長 お答えします。

両方のコンビニで交付することが可能です。

○若林想一郎議長 それでは、先ほどの若林清平議員の質問を継続いたします。

先ほどの若林清平議員の質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 それでは、先ほどご質問いただいた3点に関しまして、私のほうからまとめて答弁をさせていただきます。

まず1つ目が農地ですね。今でも耕作放棄地があります。問題はここから先でして、ここから先、まだこれが何もしなければやっぱり増えるということを想定せざるを得ません。なので、ここもやっぱり今節目に来ているかなというふうには思っていてまして、町のほうで一步踏み込んで、例えば農地の集約という面もそうだと思うのですが、農業に限らず、農業を守っていくということはとても大事なことではあるのですけれども、町としてそこをどう考えていくかというところは踏み込んで考えていく必要があるなという問題意識を持っています。これは来期が振興計画の下期をつくるという節目の期になりますので、そこでしっかり考えていきたいなというふうに思っています。

それと、次が姿の池なのですが、姿もここ数年で水草の繁茂状況って割と結構変わってきてまして、昨年特に周辺で臭いというのがありましたので、期中で急遽の対応をさせていただきました。昨年調べたところ、今一番害になっているのがヒシです。これ、昔は藻だったと思うのですけれども、昨年に関してはヒシが一番大きな問題だったというふうに認識しています。昨年対処した実績を踏まえて、今期の予算計上をさせていただいているというところでございます。

それと、最後に秩父用水土地改良区ですが、これも今改良区の運営上の節目に来ているというふうに思っています。議員ご指摘とおり、広域水道の水の引き方が変わるというところが大きいということ、それとこれ、管渠は昭和34年布設です。かなり古くて、全体像を分かっている人はあまりいないような状況でもあったりします。なので相応の対応が必要になるという中で、秩父用水土地改良区は一方で横瀬の組合員の方がまだ130名います。これは田んぼの耕作者だったり、あるいは観光農園を経営している方なんか組合員としていまだいまして、それなりに横瀬としてはまだまだケアが必要かなというところではあります。なので、これも恐らく、今令和5年度に県を巻き込んでいろいろ相談をしていくという流れにはなるのではないかなというふうに思っておりまして、ここも今時代の変わり目というのですか、節目に来ていますので、次をつくっていくというタイミングには来ています。町のほうも、先ほど申し上げましたように、組合員の方がまだ町民にたくさんいらっしゃるという中ですので、サポートが必要だろうなというふうに思っています。

○若林想一郎議長 再質疑。

他に質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 123ページの林業振興推進事業なのですが、森林整備等委託料及び林業の担い手育成事業委託料、あるいは里山再生森林資源活用補助金、インフラ予防伐採及び森林整備補助金でありますけれども、具体的にどういうことに支出して、場所だとかそういうところがあれば教えてください。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田勝一振興課長 ただいまの質疑に対して答弁をさせていただきたいと思います。

まず最初に、森林整備等の委託料でございますけれども、これに関しましては、森林整備するに団地化できない森林に対して整備するもので、団地化できないという森林を見つけながら整備をしていきたいと考

えております。

続きまして、林業の担い手育成事業委託料でございますけれども、地域おこし協力隊の方の、広域森林組合のほうに研修ということをお願いしているわけなのですけれども、その指導料、または監督とかそういう料金で、一応2人分を予定した金額でございます。

里山再生森林資源活用補助金でございますけれども、これにつきましては、公有地を伐採することによって補助をするものでございます。

インフラ予防伐採及び森林整備補助金につきましては、道路とか住宅の隣接する森林に対して危険防止のために伐採したものににつきましては、補助するものでございます。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 説明ありがとうございました。

最後に、インフラ予防のところ、森林、危険、道路に対して危険だとか河川に対して危険だとかということなのですけれども、それを切るということですよ。それはどういう基準とか対象。例えば、住民から要望があれば、私有のものでも補助を出して、危険だと認定すれば切ってもらえるということなのですか。それとも、今回は対象がもう決まっていっているのか。これは継続で来年も事業でやるのか。要は、住民から要望があるやつがあるので、どこが窓口でいいのか。僕も見えていて、これ、例えば地主さんに切ってくれと言っても、とてもお金がかかって切れないですよとかあるのです。だから、そういうのをどういう順位で、あるいはどういう計画でそういうものに町が予算を添加していくのかということを聞きたいです。

○若林想一郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田勝一振興課長 ただいまの再質問にお答えさせていただきたいと思います。

道路につきましては、道路から20メートル以内の木の伐採について、2分の1、限度額30万円の補助をするものでございます。

住宅につきましては、15メートル以内、3分の1、限度額15万円の補助となっております。

森林所有者では、危険木の伐採でございますので、できないと思いますので、業者さんをお願いしまして切っていただくというような形で、継続的に補助をしていく予定でございます。

以上です。

○若林想一郎議長 再々質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 予算のところであれなのですけれども、手続上、例えばその木を持っている所有者と隣、住民が違いますよね。そうすると、どちらが、例えば、これ迷惑かかりそうだ、危険だなと思っている住民が申請して、これを何とか改善してほしいという要望があったときに、地主さんとなかなか交渉がしづらいですよ。そういう場合に町がどういう役割をして、どの方が申請をするのか、その辺を教えてください。

○若林想一郎議長 ただいまの再々質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田勝一振興課長 再質問に対してお答えさせていただきます。

一般的に、住民の方、住宅を所有している方が、隣接地の山の木が危険になってきておりますということで、苦情というか、そういう相談に窓口に来ておるのが現状でございます。申請につきましては、所有者の方の申請になって、所有者の方が業者さんをお願いして伐採していただいて、補助金をもらうというような形を取っております。一般的には役場の振興課の窓口相談に来ますと、うちのほうで持っています森林簿等で所有者等を調べて、その後は相対でお話をさせていただくというのが現状のケースでございます。

以上です。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ、第6款商工費に移ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ、第7款土木費に移ります。

質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ページが134ページの地籍調査事業なのですが、前年に比べて、前年が1,701万9,000円ですか、今回が657万3,000円と結構下がっています。この間の施政方針にも確かに、そのときにも質問いたしましたが、5の柱ところに地籍調査のところが特に入っていなかった。その前の年の施政方針には入っているのですよね、その内容が。「また、土地の位置、形状、面積などを明らかにするための地籍調査を継続して実施していきます」という文言で入っております。ここは連動しているのだと思うのですが、地籍調査の今の現状、状況をお聞かせください。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

建設課長。

○加藤 勉建設課長 それでは、答弁いたします。

地籍調査の関係ですけれども、昨年度との1,000万円ほどの減額ですが、地籍調査は1工程、1工区、1つの工区、例えば今年度で言いますと0.1平方キロメートルを令和4年度に境界立会い、またそれに基づいた境界の測量をしました。来年度の予定ですと、それに基づいた地籍図、これから法務局に出す地籍図とか地籍簿の作成業務になります。そういったことで、工程の変化により減額が生じたということで解釈いただければと思います。

以上です。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ、第8款消防費に移ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ、第9款教育費に移ります。

質疑ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 1点なのですが、ページ数が151ページで、横瀬小学校の図書購入費、あるのですが、購入費のほかに、今回図書館が第一校舎に移ることになっておりますけれども、その経緯と、あとその後の図書館のシステムをどのようにしていくのか教えていただければと思います。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

教育次長。

○町田一生教育次長 ただいまのご質問に対してご答弁いたします。

まず、図書購入費でございますけれども、こちらにつきましては例年と同じ50万円というものを計上しておりますが、購入に当たりましては、基本的に県のほうで推薦図書等が毎年ありますので、その中から先生が選んでいただいて、購入していただいているような状況でございます。

ご存じのとおり、図書室については今特別棟のほうにあるわけなのですが、令和5年度の夏休み頃を一応予定しているのですが、第一校舎の職員室、校長室、そこら辺のほうの改修をいたしまして、図書室のほうをそちらに新築いたします。それをもちまして、今の図書室をそちらに移していく形になります。その中で、まずは学校教育の中でやりたいということで、現場の先生方が授業で使いやすいと、そういった形の図書の配置、移動をしていきたいということを現場からお話を伺っております。

また、図書の貸し出しのシステムについては、議員が前回等ご指摘のあったとおり、貸出に対してちょっとシステム等今までなかったものですから、今回アプリを導入をいたしまして、今試行で、横瀬中学校のほうの図書に関して図書委員さんを中心に、ペーパーベースで図書の台帳があったものですから、図書一つ一つとの整合性がやはりちょっとずれているところもあるので、現物の図書のバーコードを使いまして、それをクロームブックのほうで読み取りながら図書台帳の更新をして、その後クロームブックにおいて貸出が管理できるようなアプリを導入して、今準備をしているところでございます。したがって、こちらとは違うのですが、小学校と中学校においてアプリの運用費ということで、6,000円なので、計上させていただいて、新年度からはそんな形で運用していきたいと考えております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再質疑は。

他にございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 171ページになります。町民グラウンド管理運営事業というところで、ここは施設設備等修繕料というのがありますが、前年と同額の計上なのですが、ここに該当するのだと思うのですが、人工芝に関しまして、これまでも一般質問等で話が出ております。これ、できてもう8年ぐらいになるのですか。もう張り替えの時期になっている中で、助成金等、当時利用したt o t oの助成金、これは張り替えに関しても助成金のメニューがあるようでした、確認したところ。でしたので、その辺り

も含め、今回はこの計上ということであれば、まず1つ目の質問としては、この計上の中身、この金額で
どういことをされるかというのが1点。まずそちらを、ではお願いします。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

教育次長。

○町田一生教育次長 ただいまの質問に対してご答弁いたします。

今回計上してあるものは、昨年から一応、やはり人工芝のほうが大分傷んでいる形がありましたので、
昨年度補正予算を通して50万円ずつで、合計100万円におきまして修繕工事を行っております。令和5年
度についても傷んだところを利用団体、主にスポーツ少年団であったり、クラブの方に聞いて、どの辺の
ところがやはり使っている中で一番悪くなっているかというところを協議しながら、今のところは部分修
繕という形で対応させていただいております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再質疑。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。年数もたってきて、これまで結構横瀬町、小学校の建設と
か大きなお金を伴うものがありましたので、なかなか難しいところではあったのでしょうか、今後
ここは全面張り替えということも含め、t o t oの助成等、助成率も高いので、その辺りも踏まえてやっ
ていていただきたいと思います。これは要望ということをお願いいたします。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 145ページ、育英奨学資金貸付事業、これは毎年二、三十万円ずつ少なくなってい
る感じなのですが、これは希望者が少なくなっているのか。それとも、予算が少ないので貸付者を少なく
しているのかということなのですが、どうでしょうか。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

教育次長。

○町田一生教育次長 ただいまのご質問に対してご答弁させていただきます。

金額が少ないからではなく、結果ちょっと金額は少なく計上してあるのですけれども、昨年につきまし
てはやはりコロナの影響が非常に反映されていまして、進学している方が少なくなった形もあったように
思われます。実際は、貸出しをした中で退学をなさって、途中でそれを打ち切りという方も出てきておりま
すので、ちょっとコロナの影響で下がっていたのかなというふうに感じております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再質疑はございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 ついでで申し訳ないですが、収入のほうになってしまうのですけれども、これはコ
ロナの影響で滞納とか増えているとか、そういうことはあるのでしょうか。

○若林想一郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

教育次長。

○町田一生教育次長 すみません。育英奨学金の滞納ということによろしいですか。

育英奨学金の滞納については一切ございません。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再々はよろしいですか。

他にございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 内藤議員と同じで、その育英資金なのですけれども、これってかなり前に金額だとかいろんな条件が決められていると思うのですよね。直近の見直し、要するに貸付けの金額の見直しとか貸付けの条件だとか、そういうことがあったかどうかということと、今後、この奨学金の貸付けというのは、横瀬町にもし、例えば就職ができなくて、ありますよね、年金でも何でも。猶予していただくとか、そういう制度があるのかどうか。

それと、貸付けではなくて、給付型の、条件もあるでしょうけれども、そういう奨学金制度は考えられないか。足立区なんかすごく斬新的なことをやっています。だから、そういう意味で、そういう制度があると、ではここに住もうかという人もいるかもしれないですけれども、そういうことを今後考えていくことがあるかどうかお聞きします。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

教育次長。

○町田一生教育次長 ただいまのご質問に対してご答弁いたします。

まず、直近で何か内容で変更があったかということなのですが、ちょっと年度はあれなのですけれども、貸出内容の中で医大に行かれた方、そちらに対してちょっと金額を上げて、こういうふうに行った改正が過去にあったかと思えます。

それから、返済についての猶予というところなのですけれども、現在の制度の中では猶予はなかったかと思われます。ただ、過去において滞納等、そういうものもないのですが、今後、議員おっしゃるように就職ができなくてということであれば、そこについてはちょっと今後検討していきたいと考えております。

あと、給付型についてなのですが、以前ちょっとこれは質問もあったかと思うのですが、現在うちのほうは無利子での貸付けをして、返済金を原資として貸出をしているような制度でこういうふうに行っているものですから、今現在のところでは給付型、そちらの制度というものはちょっと考えていない状態でございます。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再質疑はございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 町長は今後どう考えるかということと、多分、滞納というか、ないのは、親が肩代わりしているというか、町の安全、顔が見えて借りていますから、多分そういう意識があって、ないのだと思うのです。実際就職がうまくいかなかったとかというのはあるので、今後申請すれば、ある期間は猶予できるような制度をつくっておいたほうがいいのではないかと思いますので、町長の、お聞きいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 私のほうから、では、答弁させていただきます。

この育英奨学金、歴史がかなりあります。その間でいろいろ変遷はあったのですけれども、私も昔お金を貸す仕事をしていたもので分かるのですけれども、大変、ちゃんと返していただいているってあれなのですけれども、普通は多少延滞があったりとか、何かあっていますけれども、この育英奨学金は本当にうまく回っているなというのを一番最初に見たときに感じました。

さはさりながら、議員おっしゃるとおり、時代の変遷もあり、それからご家庭の生活コストですね、最近、今はそれがとても厳しい状況だと思うのですけれども、余裕度合いとかの変遷もあると思っています。なので、これでいいやということでもなくて、町民の皆さんが一番望まれる形で一番使いやすい形、それで地方自治法的には最少の経費で最大の効果を生むようにというところを組み合わせを考えていきたいなというふうに思っています。

○若林想一郎議長 再々質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 制度として、今聞いて、僕の息子も借りていたので、ちゃんと完済しましたけれども、結構高額だったので心配しましたけれども、そういう、今までにないというのは本当に素晴らしいことだと思います。ただ、今後いろんな意味で、日本学生のあれを借りていて返せないという方がかなりいるのですよね、実際。だから、返すつもりで借りるわけですが、だから制度としては猶予制度を設けて、申請すれば、そういう制度を設けておいたほうがいいと思いますので、ぜひ、これは要望ですので、よろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ、第10款災害復旧費から第12款予備費までを行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ、歳入に移ります。

歳入につきましては、全般で行います。質疑の際はページ数をお示しください。

質疑ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 歳入についてお聞きますが、この2年間、コロナ禍ということで税金の滞納、納付が遅れているとかという傾向が多くなったとかということはあるでしょうか、お聞きいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○新井幸雄税務会計課長兼会計管理者 ただいまのご質問に答弁いたします。

滞納者が増えたかどうかということでございますけれども、実際数的には、現在これだけ増えたとかそういうのは把握しておりませんが、金額等で私の3年間の経験から申し上げさせていただきますと、増え

たことはないかなと思います。町民の方、コロナ禍でも本当に納税していただいているというのが体感で
ございます。

○若林想一郎議長 再質疑ございますか。

7 番、内藤純夫議員。

○7 番 内藤純夫議員 それでは、コロナ前と同じ水準で推移しているということによろしいのでしょうか。

○若林想一郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○新井幸雄税務会計課長兼会計管理者 答弁いたします。

滞納分につきましては、特に個人町民税、身近なところで個人の町民税につきましてはコロナ前とコロナ禍ではほぼ滞納繰越分については変わっておりません。ただ、どうしても企業系、法人税割とか、そういったものに関しては、もちろん収入自体も少なくなっておりますが、やはりどうしても滞納分も増えてきているかなと思います。

以上です。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 27ページと32ページに関係しますけれども、有限会社果樹公園あしがくぼの配当金、今回2割配当を予定しているようですけれども、それから地域振興拠点施設使用料が同じく2,160万円ということで、町としては道の駅の関係で今までも大分財政的にはよかったかなと思いますが、ただこれから有限会社の運営もなかなか大変ではないかなと。例えば、株式会社ENGAWAの丸抱えをしているし、そこではなかなか利益を生み出せないような状況かな。これから先は分かりませんが、いわゆる思うように商品開発は進まないかなとも思いますし、ふるさと納税の関係はそれなりに実績は上げられるかと思っています。ただ、社員の皆さんの待遇改善が図られていかないといけないかなと思っています。だから、できる限りそういったことにも配慮をしながら、配当や、あるいは使用料を徴収をしていかななくてはいけない。

それと、もう一つ、利用者を増やすために今西武鉄道の芦ヶ久保駅が無人化になったそうですね。そういう中では、全国でも珍しい、国道に対する道の駅と鉄道が複合的に絡まっている道の駅でありますので、電車の利用者に対して、私なんか使ったことないのですが、パスモの例えばチャージができるような、そういうものも道の駅に備えておけばいいかなという、そんな気もするのですが、いろいろと考えられることはあると思いますけれども、まずは道の駅で働く人たちのやっぱり待遇改善をきちっとしていかないといけないと思います。その点、有限会社の社長を町長は兼ねていますから、町長のほうの見解をお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

道の駅に関するところで来期の見込み配当金80万円、これはもちろん決定したわけではないのですが、

町の予算として80万円。それから、施設使用料のところで2,160万円いただくことになっています。道の駅は、まだ今年度の締めはあと半月あるわけなのですけれども、今期恐らく売上げ過去最高になると思います。昨年19期目で最高だったのですが、今年は売上げを上回ります。しかしながら、今期に関して言うと、1つは原材料費の高騰、それから電気料の負担増、それからあとは人件費も増えました。ということもあって、収益的には少し圧迫されるかなという予想をしています。

肝腎の働く方々という部分でいきますと、この2年ぐらいでかなり改善ができたと思います。1つは、エアコン設置等の職場環境の改善。控室もつくったり、それからあと報酬もこのところで上げられています。キャリアで少し時給がステップアップする形をつくったり、あるいは土日の手当を少し上げたりというところをやってきてまして、従前に比べたら改善は図られているというふうに思っています。

ENg a WAというところでいきますと、今道の駅とENg a WAが、道の駅が資金的にENg a WAを支援するという条件にはなっていません。そこは別に回転をしていますので、ENg a WAの負担があるということではないかなというふうに思っています。

という中で、有限会社として当然バランスは大事なかなと思います。働く皆さんの満足度を上げるというのはとても大事なことなので、それをやりつつ、道の駅としてトータルで、有限会社としていい数字が残せるようにしっかりやっていければなというふうに思っています。

あと、鉄道駅の関係でいきますと、鉄道駅とよりリンクをしていくであろうという条件にはなっています。それは、今年度予算を計上させていただいた駅前の休憩所、西武の古い建屋を寄附をしていただいて、町が今休憩所にして、氷柱の期間を、期間限定でしたけれども、それなりに利用していただいたようです。あそこを1つハブにして、駅と道の駅の連携はこれからいろんな展開ができるかなというふうに考えています。

いずれにしろ、芦ヶ久保は今駅前の面をつくるというのですか、氷柱まで含めて、活性化センターと道の駅と芦ヶ久保駅が1つになって、複合機能で相乗効果を出していくという形をつくっていこうと思いますので、鉄道利用客のさらなる取組は一生懸命やっていきたいなというふうに思っています。

○若林想一郎議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 歳入についてお聞きします。14ページで一番最初の町民税の関係なのですが、全体では大きくなっている。税金は上がっているというふうなお話で、大変感謝しているところなのですが、私はちょっと、個人町民税が去年、おととしと少しずつ減額となっています。固定資産税とかは増額になっているので、心配することではないのかもしれませんが、町民税ですので、本当にこれは難しくて、質問するのも本当に申し訳ないと思うのですが、自治体の基礎、基本である住民のための町民税で、何らかのアクションをして、どういうふうにすれば増やすことができるのかとお考えになっていることとかありますかということをお聞きします。

それから、おととい、滞納のことについて、ちょっと条例のことで話が合ったのですが、給食費は滞納があっても全員に支給というふうなことだと思います。では、滞納金ってどうなのかなと思ったのですが、滞納金もちゃんと法令にのっとって不納欠損という手続があります。ですから、滞納をし

ているから即駄目とかということは、法令でもちゃんと税金を不納欠損にするのですよという取扱いがあるので、しかし私たちはこの不納欠損という数字を決算書で見ると、これは本当、不公平だなというふうに思いますけれども、町長としては税金を不納欠損にするときにどのように対応して、どのように書類を見て、どのように判断してゴーサインを出すのか、その点を教えていただければと思います。

以上です。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

まず、町税の関係です。数字トータルで見ると、自分はまあまあ、人口減少が進んでいる中ではトータルの税収は比較的健闘しているというふうに思っています。1つは、固定資産税がまあまあ取れている。これは、横瀬町は人口は減っていますが、世帯数が減ってなくて、新しい家ができて続けているという部分と、あと企業さんの設備投資がそれなりにあるというところもありまして、固定資産税はまあまあ、減少のカーブは少し緩やかにはできているかなと思っていて、町税の個人の町民税をどう考えるか、どういうふうにやったらというのは、これは考え得るのは2つしかなくて、1つは人口を増やす。もう1つは、雇用を増やすというところをやっぱりしっかりやっていくしかないというふうに自分は理解をしています。個人町民税ということに関して言うと、そういうことかなというふうに理解しています。

それと、不納欠損に関しては、これも2つですか。1つは、「ない袖は振れない」と思っています。ない袖は振れないから、ない袖というのがしっかり疎明できていればというのが1つと、もう一つは、公平性に照らし合わせてという2つの観点で自分は考えます、不納欠損。ただ、給食費の滞納は、納税の滞納とはやはり法的にも性質が違うところではあるかなと思いますので、同じというわけにはいかないかもしれませんが、公平性と「ない袖は振れない」というところは考え方は基本的には一緒かなというふうに思います。

○若林想一郎議長 再質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。ちょっと私の言い方が悪かったと思うのですが、給食費の無償化に対しては、該当の父兄に滞納金があっても、それは何ら問題はなく無償化でしていただけるわけですねということをお聞きしました。

○若林想一郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

教育次長。

○町田一生教育次長 ただいまのご質問に対してご答弁させていただきます。

給食費については、現年度分については滞納者はおりませんので、今回無償化に対しての該当するような方っていない状況でございます。

以上です。

〔「町税」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 では、再々質問。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 町税に対する、おとといでしたっけ、入学祝い金とかのことでちょっと滞納金について話をしたものですから、この給食費も町税の滞納金があった場合でもこれは本当にするというか、問題外ということで考えてよろしいでしょうかという。

○若林想一郎議長 教育次長。

○町田一生教育次長 失礼いたしました。町税について、今回は給食費の無償化という形になっておりますので、その要件の中に町税の滞納というのはございませんので、議員おっしゃるとおりのご理解でよろしいかと思います。

以上です。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ、ここで歳入歳出全般にわたり、質疑漏れがございましたらお受けいたします。質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 度々すみません。全体についてお聞きします。

今さらなのですけれども、若林清平議員と関根議員もちょっと分からないところがある、詳しく知りたいというふうなお話がありました。私もこれをずっと12年間見ていて、予算説明書はこういうものなのだろうなと思ってきたのですけれども、よく分からないと思ってずっと来ました。それで、今私がお願いしているのは、実施計画もそうですけれども、公開をお願いしています。この予算書も公開はされています。でも、これを実際町の人が見たら、これ、何が何だか分からないと思うのですよね、言葉が専門家過ぎて。ですから、清平議員も詳細が欲しいとか言っていましたけれども、今度タブレットにもなりますと、この紙でしか書けないものではなくて、すごく大きな容量があると思いますので、予算に関する説明書の説明のところの横にでも、本年度の財源内訳のところでもいいのですけれども、もっと、今年度に行う事業の、特に企画費だとか、自治交流費だとか、観光費とか、道路新設改良費なのですけれども、それら今年行う事業については、かなり細かく、どこかのスペースを見つけていただいて書いていただければ、これを町民の方がもし見たいといって見ても、分かれば、これは二セコのことなののですけれども、ああ、今年はこの事業をやるのだなということで町政に関心を持っていただくことができると思うので、そこまで丁寧な仕事をして、丁寧な予算とかの知らせ方を考えていただきたいと思うのです。改革できるものは改革して、住民により近い町政になるように努めていただきたいと思うので、その点をお聞きいたします。

それで、今回私もちょっと見たのですけれども、例えば地域子育て支援の入学祝い金なのですけれども、地域子育て支援商品券購入事業とかなっているのです。これらも入学祝い金支給事業とかにしたほうがいいかなと思いますし、43ページのO A機器関連と51ページのD X推進事業などは金額がかなり大きいです。専門的な言葉も羅列されますので、情報システム費として区別したらデジタル関連費としてより分かりやすくなると思うのですけれども。その点です。

あと、56ページのうらかよこぜ推進事業なのですが、うらかよこぜという漠然とした事業名なのですけれども、この中にふるさと納税事業があります。ですから、うらかよこぜ推進事業の中にふるさと納税事業というものを丸ポチで分けていただければ、すうっと見てすぐ分かりますので、そういうことを

お願いしたいと思います。

それから、この予算書を見ると、ENg a WAへの支出がどのくらいあるのかとか、例えば町民会館費とか図書館費とか出てくるのですが、エリア898の運営費とかが見えないのですね、この予算書からだ。だから、そういうものを分かるようなシステムに改善していただければいいかなと思うので、それをお聞きします。

例えば、あと一つ、財源内訳欄なのですが、今年度の財源内訳というのが1枚にずっと羅列して書かれていますけれども、これも説明の事業費の横に、この財源はこれですよというふうに位置をちょっと変えて書いていただだけで、すうっと入ってくると思うのですよね。そういうところもお願いしたいと思っていますが、これは改善できるでしょうかということをお聞きします。

あと、電気代なのですが、今回電気代がすごく高くなりました。それも本当に国際状況の中で、もうやむを得ないことだと思っているのですが、それでも全部調べてみたら、4,000万円近い数字がトータル横瀬町で支払っています。前、町長のほうでモタイさんを講師に呼んでいただいて、こういう電気代とかを地産地消することによって、例えば4,000万円は無理でも、2,000万円は地元に残ればという講演会を聞いたことがあります。それは、そこ辺を今からでもできるのかなというふうにお聞きしたいと思います。

昨年9月の令和3年度の決算意見書ですね。今回これ、去年の9月の決算意見書をちょこっと見たら、監査委員さんが義務的経費の推移を検証してもらっていたのです、去年の9月に。私そのときは全然分からなかったのですが、ああ、実はウクライナとかが出て、義務的経費の石油だとか電気だとか、こういうのが上がって、これは、この経費は本当に極めて硬直性が高い経費だから、その動向には留意する必要があるということで、去年の9月の段階で私は全然気がつかなかったのですが、やっていたという経緯があります。それらのことも踏まえて、あと、矢尾なんかに行っても、エレベーターとか止まっていたり、テレビなんかも電源を落として放映していますみたいなことがあるのですが、だから、高いから「高いですよ」ではなくて、町長としては、ではそれをどういうふうに、今日も足元が寒いから、足元にストーブを置いて、全体のあれを消せば電気代が少なくなるかなとかというお話がこっこの議員の間で出ましたけれども、そういうふうに、「高いからしょうがないよね」ではなくて、ではそれに対してどういうふうにトップリーダーとして対応していたのかということをお聞きしたいと思うのですが、よろしくお願いします。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、私からは予算書の様式というのでしょうか、部分について答弁させていただきます。

この予算書につきましては、自治法上様式というのは決まっているので、その範囲内でどういうことができるかということだと思います。ですので、今議員のおっしゃるとおりで、見やすく、あるいは分かりやすいようなやり方というのはこの後検討していければいいなというふうに思っております。予算書の中に入れるということがなかなか難しいのであれば、別でどうにかするというような、そういう形での検討をこの後進めていければいいかなというふうに思っています。

以上です。

○若林想一郎議長 町長。

○富田能成町長 エネルギーのところにに関して、今年も負担が大きかったです。来期はさらに大きくなる想定です。町に関して言うと、具体的には秩父新電力さん、それから東京電力さんが主たるというところになるのですが、まず特効薬がなかなかない。これは特効薬がない。あとは組合せで、ベストミックスなのだと思います。

1つは、ベースでやっぱり省エネです。節電、省エネはやる。それは意識的にもそうなのですが、あとは各住宅とか職場の断熱性を高めるというところに関して町がサポートしていくというのが1つです。それもあって、令和5年度は横瀬版の高断熱住宅のモデルみたいなのをちょっとつくっていききたいなと思っていて、高断熱の住宅になりますとエネルギーの消費が抑えられるのと同時に、健康寿命もそれで延伸したりにつながるのではないかなと。突然死がなくなったりとかということもあるので、ここは一つ伸びしろとしてはあるかなと思います。

あとは、エネルギーの地産地消です。しかし、これがなかなか、「言うはやすし」というところがあります。1つ、秩父新電力がその発想でやっているのですが、秩父新電力は卸売ですね、電気の。電気の卸売は今とても厳しい状況にあります。だから、とすると発電をするということを考える。では、それは何かあるのかというと、例えば小水力発電があったり、あるいは太陽光もあるかもしれないし、特定に町がある熱源を何か使ってというのものもあるかもしれません。その辺は多分町単独というよりも、やはりそれぞれ専門家だったり、あるいは企業さんだったり連携して何かできないかなというところは考えていきたいというふうに思います。ただ、今、結局小水力とかにしても、前提になっているのは東電のFITの制度を使ってというのが前提になっていて、なかなか採算を取るということが難しくはあります。だから、その辺も踏まえて町のエネルギー戦略は考えていきたいと思います。

これでいいとも思っていないのですが、特効薬があるわけではないので、ベストミックスで、できることを一生懸命やっていきたいと思います。

○若林想一郎議長 再々質疑ありますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。この予算書は法令にのっとってやっていただいているので、それを逸脱しろとは思いません。ですから、これ以外にもう少し、これを一般の人が見たら分からないので、分からないと思われますので、そこは逸脱しないで、もう少し分かりやすく作っていただくように今後お願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

それで、節電、電気代の関係なのですけれども、本当に町長のおっしゃるとおりで、私も言っていて、本当に何もアイデアもなく、申し訳なくて聞くのですけれども、でも、やはり5年先、10年先にはこの環境に対する取組というのは大きく違ってくると思いますので、いろいろやっぱりネットとかで調べると、いろんな先進地域があります。そこ辺もよく皆さんで研究していただいて、横瀬町をよりよい方向に進めていただければと思うのですけれども、そういうことを、ではお願いして質問に代えますので、よろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ、以上で議案第23号に対する質疑を終結いたします。

続きまして、日程第2、議案第24号 令和5年度横瀬町国民健康保険特別会計予算に対する質疑に移ります。

便宜上、初めに歳出全般について質疑を行います。質疑の際はページ数をお示しください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ、歳入全般に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ、ここで歳入歳出全般にわたり、質疑漏れがございましたらお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑がなければ、議案第24号に対する質疑を終結いたします。

続きまして、日程第3、議案第25号 令和5年度横瀬町介護保険特別会計予算に対する質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたり行います。質疑の際はページ数をお示しください。

質疑ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ページ数36ページなのですが、認知症総合支援事業費がありますけれども、最近やっぱり認知症の患者さんが多くなっております。主な事業内容と、家族に対する支援策とかもあるようでしたらば教えていただければと思います。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

福祉介護課長。

○平沼朋子福祉介護課長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

認知症総合支援事業費でございますが、こちらは認知症の人などの相談支援を行う認知症地域支援推進員の研修費や認知症サポーター養成講座、認知症カフェ、オレンジカフェの開催費等になっております。

認知症地域支援推進員ですが、こちらのほうは、認知症の人ができる限り住み慣れたよい環境で暮らし続けられるよう、地域の実情に合わせて、医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ地域支援や、認知症の人やその家族を支援する相談事業等を行うものでございます。

今年度につきましては、認知症関連事業実施ということで、チームオレンジということで認知症を支援する推進員を育成しまして、今現在福祉センターで行っているオレンジカフェや、そのほか地域に出向いてオレンジカフェをすとか、そういうことでご家族の皆さんを支えていきたいということで計画しております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再質疑ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 様々な工夫をして行っていると思いますけれども、認知症の方は徘徊をしてしま

う人とかやっぱいますので、そういう人のためのステッカーとか、以前も私は質問したことがあるのですけれども、登録制とか、靴につける、すぐ分かる、そういうものを工夫して出すということは考えているのかどうかお聞きします。

○若林想一郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

福祉介護課長。

○平沼朋子福祉介護課長 今現在、みまもりあいシステムという形でシールを貼った方、登録をされた方で高齢者の方の持ち物にシールを張って、アプリで、もしいなくなった場合に検索するという事業は実施しているところなのですが、なかなか継続的に、費用がかかったりするという事で、申請される方は今現在いない状況ですが、一応そういう事業はしております。

以上です。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ、以上で議案第25号に対する質疑を終結いたします。

続きまして、日程第4、議案第26号 令和5年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたり行います。質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ、議案第26号に対する質疑を終結いたします。

続きまして、日程第5、議案第27号 令和5年度横瀬町下水道事業会計予算に対する質疑に移ります。

質疑は、収益的収支、資本的収支全般にわたり行います。質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ、議案第27号に対する質疑を終結いたします。

以上で、一括上程中の令和5年度予算5議案に対する質疑は全て終了いたします。

討論を行います。

まず、反対討論からお受けします。

反対討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 次に、賛成討論をお受けします。

4番、宮原みさ子議員。

〔4番 宮原みさ子議員登壇〕

○4番 宮原みさ子議員 ただいま議長のお許しをいただきましたので、一括上程された令和5年度一般会計予算及び3つの特別会計予算、公営企業予算、5議案に対して賛成の立場で討論させていただきます。

本年1月に富田町長3期目を迎え、就任以来、日本一住みよい町、日本一誇れる町にするという目標を掲げ、この8年間で人口減少の抑制、切れ目ない子育て支援の充実、先進的な教育環境づくり、交流人口

の拡大、防災力の強化、町の中心地づくり、生活インフラの整備、きめ細やかな住民サービスの拡充など、しっかりした成果が見えてきたと感じています。令和５年度も新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰などが続く厳しい状況ではありますが、令和５年度は第６次横瀬町総合振興計画前期基本計画の最終年度になります。カラフルタウンの実現に向けて、町にとっても住民にとっても最適な行政サービスを行ってほしいと思います。

令和５年度の歳入歳出予算総額は、一般会計42億1,700万円、特別会計３会計合計17億2,094万4,000円、令和５年度から特別会計から公営企業会計へ移行した下水道事業会計５億6,251万4,000円、全体での総額は65億45万8,000円となります。一般会計では、前年度と比較して３億4,700万円の減額となりましたが、歳入は町税が、法人町民税も含め前年度と比較して1,302万3,000円増額になり、歳入の26.1％を占めています。地方交付税が歳入の33.7％、国庫支出金は教育・保育給付費、児童手当負担金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の皆減などにより、前年度比で31.1％減額になりました。県支出金、町債は前年度より減額になり、予算額が減額した原因と考えられます。

歳出については、横瀬小学校給食費無償化に係る材料費及び調理等の業務委託料、地域おこし協力隊活動業務委託料などの物件費など、さらに健康寿命の延伸のための予算、高齢者等のための予算が計上されています。町民に寄り添い、よりよい未来をつくるために必要であり、限られた予算の中で積極的に活用しており、厳しい状況にはありますが、財政的バランスの取れた予算になっていると思います。

特別会計予算では、国民健康保険特別会計では歳入歳出とも前年度と比較して減額になり、介護保険特別会計においても減額になり、後期高齢者医療特別会計は前年度と比較して増額になっております。下水道事業会計については、収益的収入と資本的収入を計上し、不足分は補填していくこととしています。令和５年度はさらに町民の声を聞き、安心安全で、健康で楽しく地域で生活できるような行政運用を期待しています。

最後に、５議案の上程に当たり、町長をはじめ執行部の皆さんのご苦勞とご努力に対し厚く感謝申し上げますとともに、議員各位にも上程中の予算５議案に対してご賛同いただきますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○若林想一郎議長 ほかに討論ございますでしょうか。

８番、大野伸恵議員。

〔８番 大野伸恵議員登壇〕

○８番 大野伸恵議員 議案第23号から27号の一般会計ほか４会計に賛成の立場で討論いたします。

３期目の富田町政が始まりました。アフターコロナの社会変化に的確に対応していくこと、生活困窮をはじめ町民に寄り添う町政を行うこと、人口減に堪え得るまちづくりを行うこと等を掲げ、力強く令和５年度の一般会計ほか４会計の予算をつくっていただきました。日本一住みやすい町、日本一誇れる町の実現に向けてご尽力いただくことを期待しています。

その中で、今回提出された議案第11号、福祉センター、町外者の障がい者入館料について及び議案第15号、横瀬町小学校等入学祝い金支給条例第２条、町税に滞納のない者については、この予算執行に当たり、再度検討をお願いできればと思っております。児童等の健全な育成を資することを第一義とし、条例に町長裁量を認めるその他事項を加えるなどして、お役所的と言われる硬直的運用ではなく、心の通う柔

軟な政治となるよう弾力的運用をお願いしたいと思います。子供の権利を守り、子供にとって何が最良か、最善かよく考えていただけると幸いです。今期、議会を去る者として、心からお願いいたします。

現在は様々な分野で変革のときを迎えています。難しい複雑な時代ですが、町長以下職員の皆様にさらなるご尽力をいただくことをお願いし、ウェルビーイング、町民が幸福である町になることを期待し、賛成討論といたします。皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 ほかに討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 以上で討論を終結いたします。

採決を行います。

なお、一括上程中ではございますが、各議案ごとに採決を行います。

日程第1、議案第23号 令和5年度横瀬町一般会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

続けて採決いたします。

日程第2、議案第24号 令和5年度横瀬町国民健康保険特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

続けて採決いたします。

日程第3、議案第25号 令和5年度横瀬町介護保険特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

続けて採決いたします。

日程第4、議案第26号 令和5年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

続けて採決いたします。

日程第5、議案第27号 令和5年度横瀬町下水道事業会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。



◎町長あいさつ

○若林想一郎議長 ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 一括上程されました令和5年度横瀬町一般会計予算をはじめとする新年度予算5議案につきまして、議員各位には熱心なご審議を賜り、ご賛同いただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

新年度予算の執行に当たりましては、現下の財政状況や地方を取り巻く厳しい環境を踏まえ、細心の注意を払い、計画的に進めることはもとより、最大の効果を上げたいと考えております。今後とも議員各位、町民の皆様及び関係者の皆様には、より一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、新年度予算案可決に当たってのあいさつとさせていただきます。

○若林想一郎議長 町長の発言を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時30分

○若林想一郎議長 再開いたします。



◎請願第1号の上程、説明、質疑、委員会付託

○若林想一郎議長 ここで、お諮りいたします。

日程第6、請願第1号 国に「防衛費2倍化反対、社会保障費の拡充を求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

12番、若林清平議員。

〔12番 若林清平議員登壇〕

○12番 若林清平議員 ただいま上程いただきました請願第1号の紹介議員として一言発言をし、皆様方のご理解を得たいと思います。

この請願は、件名につきましては、国に「防衛費２倍化反対、社会保障費の拡充を求める意見書」の提出を求める請願でございます。

なお、請願の趣旨、理由につきましては、配付してあります書面のとおりでございますが、この請願の提出者といたしましては２つの団体からの連名で出されております。まず、埼玉県秩父市阿保町１－１１、秩父社会保障推進協議会会長、千島正行様、埼玉県秩父市山田１６５１－１、秩父地区労働組合連合会議長、金子寛次様からでございます。

それでは、請願の趣旨、理由について読み上げて説明に代えさせていただきます。

国は、ロシアによるウクライナへの軍事侵略を機に、北大西洋条約機構（ＮＡＴＯ）の目標が「国際基準となりつつあると主張」し、「防衛費を５年以内に２倍以上増額する」ことを「骨太方針２０２２」に盛り込み、財源として法人税やたばこ税の増税に加えて、コロナ対策資金や復興特別所得税等の一部まで流用することを決めました。参議院選挙後の世論調査でも、コロナ対策をはじめ、物価高騰への対策を国民はもっとも求めています。この急激な感染拡大で、医療・介護・保健所の現場は危機的な状況です。備えを怠ってきた国の責任は重大です。変異株の特性を踏まえたパッケージでの感染症対策を早急に示し、ＰＣＲ検査（抗原検査）や医療体制を抜本的に強化していくことが国に求められています。

国民の命と健康を守るために、「防衛費を２倍化に増額するのではなく、社会保障を拡充するために、予算を確保していくことが求められています。」以上の趣旨から下記の２項目について請願します。

- １．「防衛費２倍化に反対し、社会保障費の拡充を」国に求めていただくこと。
- ２．新型コロナウイルス感染拡大により、医療・介護・保健所の現場は危機的状況です。この状況を打開するために、検査や医療体制を抜本的に強化するよう国に求めていただくこと。

以上の内容でございます。

なお、参考までに意見書の案を添付してございます。

まず、昨年２月にロシアのウクライナ侵攻からもう１年有余が過ぎています。この間、日本経済にも大きな打撃があります。私たちはこういったあらゆる紛争を武力でもってなくすのではなく、話し合いによって解決していただき、そして国民の生命、財産等を守っていただくことが必要であり、ここにもありますように、今現在非常に医療、介護、社会保障の関係が非常に厳しくなっております。そういった意味合いも持ちまして、ぜひこの請願を採択していただき、国に意見書が提出されるように一言お願いを申し上げます。紹介議員としての発言を終わります。よろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 紹介議員の説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

それでは、本請願の取扱いについてご意見を賜りたいと思います。

１０番、関根修議員。

○１０番 関根 修議員 所管の委員会に付託するのがよろしいかと思います。総務文教厚生常任委員会に付託するのがよろしいかと思います。

○若林想一郎議長 ここでお諮りいたします。

ただいま10番、関根修議員より発言がありましたように、この請願第1号についてはこれを所管の委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと存じますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は総務文教厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時38分

○若林想一郎議長 再開いたします。

◎日程の追加

○若林想一郎議長 ただいま1番、向井芳文議員から、発議第1号 横瀬町議会の個人情報の保護に関する条例が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 異議なしと認めます。

よって、発議第1号 横瀬町議会の個人情報の保護に関する条例を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 追加日程第1、発議第1号 横瀬町議会の個人情報の保護に関する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

1番、向井芳文議員。

〔1番 向井芳文議員登壇〕

○1番 向井芳文議員 皆様、こんにちは。大変貴重な時間をありがとうございます。ただいま議長よりご指名いただきましたので、発議第1号の詳細を申し上げさせていただきます。

横瀬町議会の個人情報の保護に関する条例でございます。

上記横瀬町議会の個人情報の保護に関する条例について、横瀬町議会会議規則第13条の規定により、別添のとおり提出いたします。令和5年3月10日提出。提出者、横瀬町議会議員向井芳文、賛成者、横瀬町議会議員黒澤克久でございます。

提案理由でございますが、横瀬町議会が保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定める等したいので、この案を提出するものであります。

続きまして、議会の個人情報の保護に関する条例のこちらの条例制定の背景でございますが、令和3年5月のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立により、個人情報の保護に関する法律、以下「法」と申し上げさせていただきます、が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度についても、当該法について全国的な共通ルールが適用されることとなりました。

一方で、地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る法の対象となっていないこととの整合を図るため、地方公共団体の機関から除かれることとなりました。これにより、議会についても法の共通ルールと同様の個人情報保護制度とするため、本条例を制定するものでございます。

続きまして、目的でございますが、この条例は、横瀬町議会、以下「議会」と申し上げさせていただきますが、における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするものであります。

なお、条例文に関しましては、事前に委員会、全員協議会等で協議をしておりますので、ここでは割愛をさせていただきたいと思えます。慎重審議のほうよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○若林想一郎議長 提出者の説明を終わります。

続きまして、賛成者の発言を求めます。

2番、黒澤克久議員。

〔2番 黒澤克久議員登壇〕

○2番 黒澤克久議員 提出された横瀬町議会の個人情報の保護に関する条例の賛成者として発言させていただきます。

個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、個人情報保護制度については法律で一元化され、地方公共団体は同法が直接適用されることとなりました。しかし、地方議会については一部を除き適用除外とされ、議会における個人情報の取扱いはその議会の自律的な対応に委ねられることから、横瀬町議会では全員協議会等において協議をいたしました。

個人情報保護条例は町民一人一人の権利をどのように守るのか、個人情報の取扱いを明確に、また厳密に規定するものでなければなりません。この案は、これまで同様、議会が積極的に町民の個人情報保護に責任を持ち、事務の決定をより慎重に行うために議会の意見を反映するものです。そのことを明確に条例上規定することで、明確な手続や適正な取扱いの確保を具体的に図っています。

この案は、今後ますます進んでいくであろう情報化社会を見据えた上で町民の権利保護を図り、それと同時に実施機関の業務遂行を妨げることがないように十分配慮されたものと考えます。横瀬町議会がこれか

らも積極的に町民の個人情報に関与し、町民への責任を果たしていくことは、私たち議員の使命であると考えます。

提案趣旨へのご理解とご賛同をいただきますよう申し上げ、賛成者の発言といたします。

○若林想一郎議長 賛成者の発言を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

追加日程第1、発議第1号 横瀬町議会の個人情報の保護に関する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。



◎閉会中の継続審査の申出

○若林想一郎議長 ここで、お諮りいたします。

各常任委員会委員長より地方自治法第109条第2項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員会委員長より地方自治法第109条第3項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査としたい旨の申出がありました。そのように取り計らいしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り計らいします。

○若林想一郎議長 ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 異議なしと認めます。

よって、そのように整理いたします。



◎閉会の宣告

○若林想一郎議長 以上で本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

令和5年第3回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 若 林 想 一 郎

署 名 議 員 黒 澤 克 久

署 名 議 員 宮 原 み さ 子

署 名 議 員 新 井 鼓 次 郎